


平成 2 9 年度

神奈川県後期高齢者医療事業報告書



神奈川県後期高齢者医療広域連合

■ 広域連合章について

	<p>～デザインのコネプト～</p> <p>長寿の象徴とされている「鶴」をモチーフにしたマーク。全体の形が、神奈川県後期高齢者医療広域連合の頭文字である「K」に見えるようにデザインしました。折り鶴のような形にすることで、高齢者の方だけでなく、様々な年代の人々にも親しみを感じてもらえるようなデザインにしました。</p>
神奈川県後期高齢者医療広域連合章	広域連合告示第13号（平成19年9月21日）

学校法人 女子美術大学（相模原市）の学生にご協力をいただき、関係市町村長、広域連合議員、市町村職員等にアンケートを実施し、選考した結果、上記のマークを「神奈川県後期高齢者医療広域連合章」として制定しました。

目 次

1	後期高齢者医療制度の概要	
1-1	後期高齢者医療制度	1
1-2	制度の運営	2
1-3	制度の財政運営	3
1-4	資格	9
1-5	保険料	10
1-6	給付	13
1-7	保健事業	22
2	後期高齢者医療制度の主な見直し	26
3	後期高齢者医療制度の沿革	28
4	神奈川県後期高齢者医療広域連合の概要	60
5	一般会計収支状況	62
6	特別会計収支状況	64
7	概況	
7-1	被保険者	
7-1-1	被保険者の傾向	66
7-1-2	障がい認定者数	66
7-1-3	被保険者数の多い市町村・少ない市町村	66
7-1-4	被保険者の伸び率	67
7-1-5	神奈川県の子人口と被保険者数の推移	67
7-2	保険料	
7-2-1	賦課状況	68
7-2-2	収納状況	68
7-2-3	特別徴収・普通徴収状況	69
7-2-4	口座振替の割合	69
7-3	保険給付	
7-3-1	医療費の状況（現物給付＋現金給付）	70
7-3-2	現物給付	73
7-3-3	現金給付	75

7-4	保健事業	
7-4-1	健康診査事業	76
7-4-2	歯科健康診査事業	76
7-4-3	長寿・健康増進事業	76
7-5	医療費適正化	
7-5-1	診療報酬明細書の点検	77
7-5-2	第三者行為の求償概要	78
7-5-3	不当利得	78
7-5-4	医療費通知	79
7-5-5	ジェネリック医薬品利用差額通知	80
7-5-6	重複・頻回受診者、重複投薬者への訪問指導	80
7-5-7	高齢者の低栄養防止、重症化予防等の推進事業	81
7-6	一部負担金	
7-6-1	一部負担金減免	82
7-6-2	東日本大震災により被災した被保険者に対する 一部負担金免除	83
7-6-3	平成28年熊本地震により被災した被保険者に対する 一部負担金免除	84
8	統計	
8-1	被保険者	
表8-1-1	被保険者数内訳	85
表8-1-2	被保険者割合の高い市町村順一覧	86
表8-1-3	被保険者数の推移	87
表8-1-4	月別被保険者異動状況	88
表8-1-5	被保険者数伸び率の高い市町村順一覧	89
表8-1-6	年齢階層別被保険者内訳	90
表8-1-7	負担区分別被保険者内訳	91
表8-1-8	限度額適用・標準負担額減額認定証発行状況	92
表8-1-9	短期被保険者証発行状況	93
8-2	保険料	
表8-2-1	賦課・軽減状況	94
表8-2-2	保険料に係る減免状況	95
表8-2-3	所得階層別被保険者状況	96
表8-2-4	保険料収納率集計状況	97

8 - 3	保険給付	
表 8 - 3 - 1	後期高齢者医療費の状況（現物給付＋現金給付）	98
表 8 - 3 - 2	医療費総合計（現物給付＋現金給付）	99
表 8 - 3 - 3	負担割合別統計（現物給付＋現金給付）	100
表 8 - 3 - 4	負担割合別統計（割合）（現物給付＋現金給付）	101
表 8 - 3 - 5	現物給付費の状況（年計）	102
表 8 - 3 - 6	現物給付費の状況（月平均）	103
表 8 - 3 - 7	現物給付費（総合計）	104
表 8 - 3 - 8	現物給付費（入院／医科）	105
表 8 - 3 - 9	現物給付費（入院／歯科）	106
表 8 - 3 - 1 0	現物給付費（入院／食事・生活療養費（医科・歯科））	107
表 8 - 3 - 1 1	現物給付費（入院／合計（医科・歯科・食事・生活））	108
表 8 - 3 - 1 2	現物給付費（入院外）	109
表 8 - 3 - 1 3	現物給付費（歯科）	110
表 8 - 3 - 1 4	現物給付費（入院（食事・生活療養含）・入院外・歯科／合計）	111
表 8 - 3 - 1 5	現物給付費（調剤）	112
表 8 - 3 - 1 6	現物給付費（訪問看護療養費）	113
表 8 - 3 - 1 7	現金給付費（総合計）	114
表 8 - 3 - 1 8	現金給付費（一般診療、高額療養費、高額介護合算療養費）	115
表 8 - 3 - 1 9	現金給付費（補装具、柔道整復師の施術）	116
表 8 - 3 - 2 0	現金給付費（あんま・マッサージ、はり・きゅう）	117
表 8 - 3 - 2 1	現金給付費（移送、その他（食事・生活療養、負担割合差額含））	118
表 8 - 3 - 2 2	葬祭費支給件数	119
8 - 4	保健事業	
表 8 - 4 - 1	健康診査受診者数	120
8 - 5	医療費適正化	
表 8 - 5 - 1	再審査状況	121
表 8 - 5 - 2	第三者行為求償状況	122

表 8 - 5 - 3 - ①	不当利得求償状況（医療機関等に対する 求償）	123
表 8 - 5 - 3 - ②	不当利得求償状況（被保険者等に対する 求償（負担割合相違差額））	124
表 8 - 5 - 3 - ③	不当利得求償状況（被保険者等に対する 求償（資格喪失後受診））	125
9 各広域連合の状況		
表 9 - 1	都道府県別・年齢階層別被保険者内訳	126
表 9 - 2	都道府県別保険料設定状況等	127
1 0	業務指標値	128
1 1 用語の定義		
1 1 - 1	被保険者関係	129
1 1 - 2	保険料関係	130
1 1 - 3	医療給付関係	132

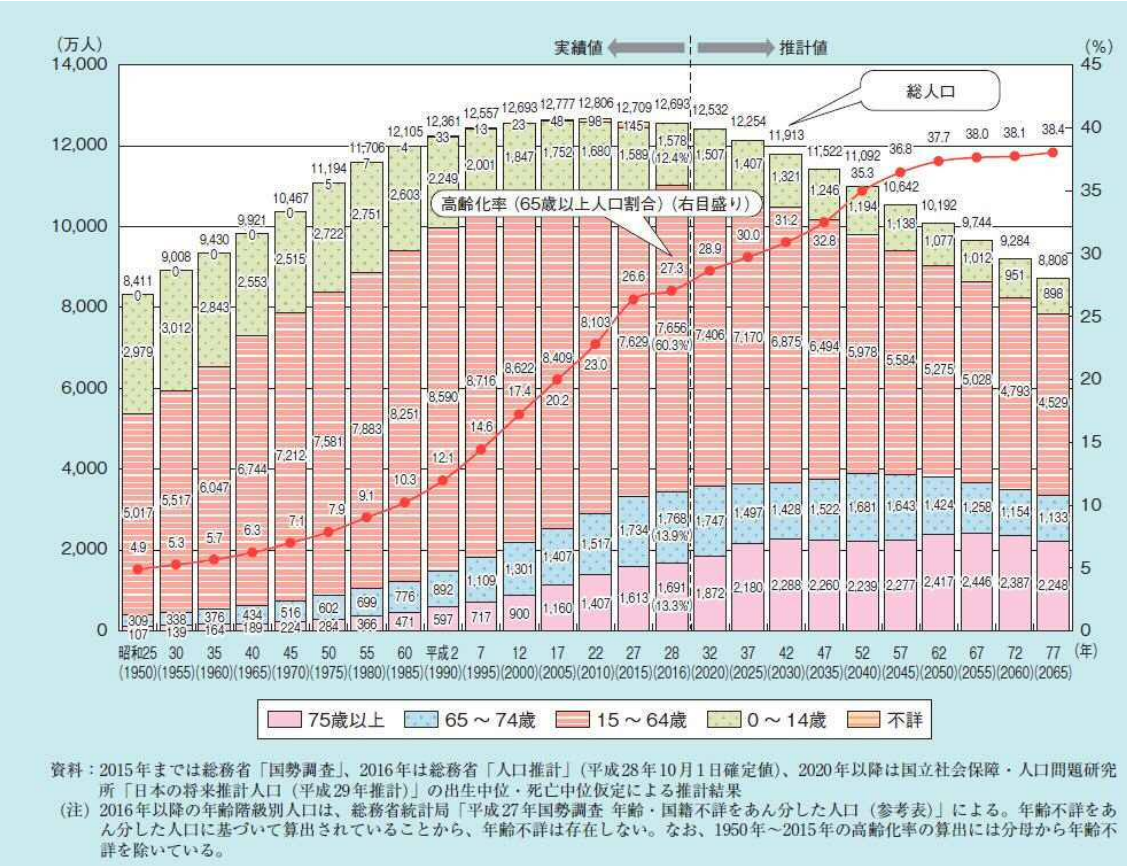
1 後期高齢者医療制度の概要

1-1 後期高齢者医療制度

急速な少子高齢化の進展（*1）に伴い、社会保障全体の費用が増え続け、医療費の伸び（*2）が著しい状況にある。このような社会情勢を背景に、国民皆保険を維持し、将来にわたって医療保険制度を持続可能なものとしていく抜本的な医療制度の見直しが行われ、平成18年6月14日に「健康保険法等の一部を改正する法律」及び「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律」（医療制度改革関連法）が成立した。この法律の制定により、都道府県単位で全市町村が加入する広域連合が後期高齢者医療制度を運営することが規定され、平成20年4月1日より後期高齢者医療制度が実施された。

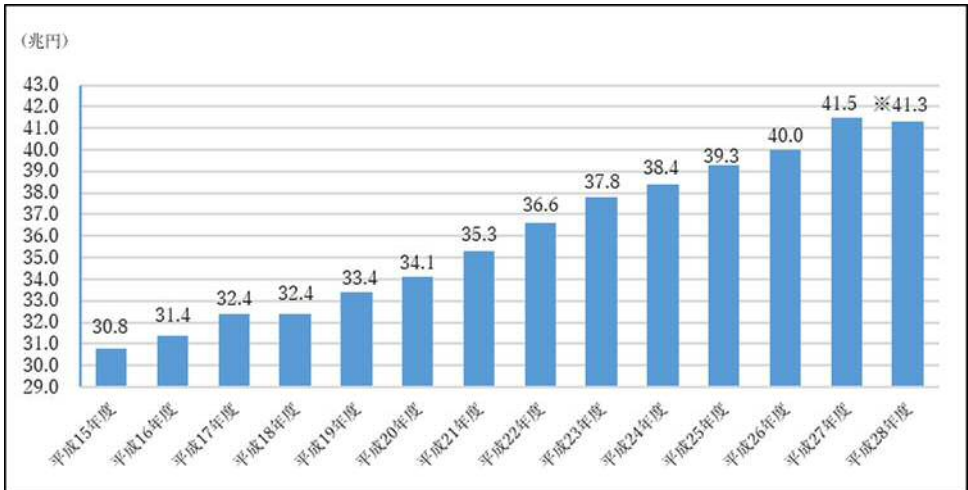
その後、平成24年2月「社会保障・税一体改革大綱」が閣議決定され、一時は後期高齢者医療制度の見直しが示唆されたが、平成24年8月「社会保障制度改革推進法」の成立により「社会保障制度改革国民会議」が開催され、平成25年12月には「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」が制定されたことにより、後期高齢者医療制度は継続し、今後の高齢者医療制度の在り方については必要に応じ検討していくとされた。

*1 高齢化の推移と将来推計



資料：内閣府「平成30年版 高齢社会白書」

* 2 医療費の動向



※うち後期高齢者医療費は15.3兆円（全体の37.2%）

資料：厚生労働省「平成28年度 医療費の動向」

1-2 制度の運営

県内すべての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」という特別地方公共団体が主体となり、市町村と連携しながら制度を運営している。

＜主な業務内容＞

広域連合が担う事務	市町村が担う事務
被保険者の資格管理に関する事務	
<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格管理 ・65歳から74歳の者の被保険者認定 ・被保険者証の交付、回収 ・短期被保険者証などの発行 	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の資格の取得及び喪失に関する届出書の提出の受付 ・被保険者証、短期被保険者証の引渡し ・被保険者証などの返還の受付
医療給付に関する事務	
<ul style="list-style-type: none"> ・療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費などの支給に係る申請書の審査、支払 ・葬祭費の支給 	<ul style="list-style-type: none"> ・療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費などの支給に係る申請書の提出の受付 ・葬祭費の支給に係る申請書の提出の受付
保険料の賦課に関する事務	
<ul style="list-style-type: none"> ・保険料率の決定 ・保険料の賦課 ・保険料の減免及び徴収猶予の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険料額の決定通知の引渡し ・保険料の徴収 ・保険料に関する申告書の提出の受付
保健事業に関する事務	
<ul style="list-style-type: none"> ・保健事業計画、データヘルス計画の策定 ・健康診査に係る補助金の交付 	<ul style="list-style-type: none"> ・健康診査の実施

1-3 制度の財政運営

(1) 広域連合と市町村の会計

①特別会計〔広域連合、市町村〕

高齢者の医療の確保に関する法律第49条により、広域連合と市町村は、後期高齢者医療に関する収入及び支出について、特別会計を設けなければならないとされている。

《特別会計における款項目節（例）》

歳入：保険料収入、公費による定率負担、調整交付金 等

歳出：保険給付費、特別高額医療費共同拠出金、保健事業費 等

②一般会計〔広域連合〕

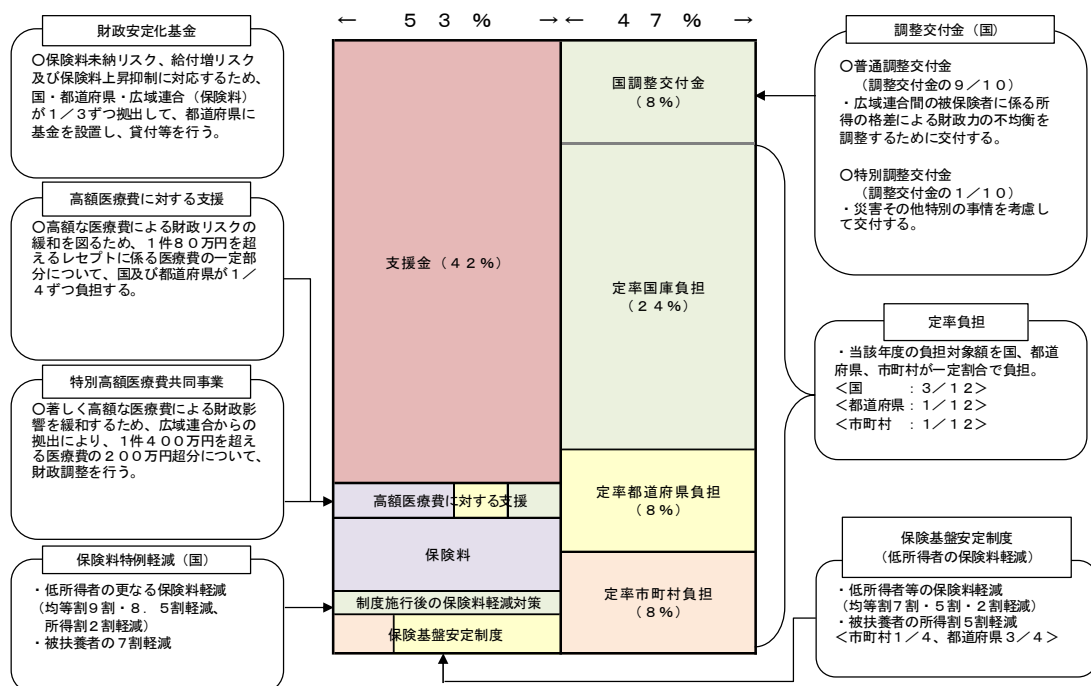
広域連合の運営にかかる人件費や事務費等共通経費については、関係市町村の負担金をもって充てることとされている。市町村の負担金の額は、規約の中で定める負担割合により、広域連合の予算で定めるものである。

《神奈川県における共通経費負担割合》 平成23年度から

均等割：5/100 被保険者数割：47.5/100 人口割：47.5/100

(2) 後期高齢者医療財政

<医療給付費内訳>



※平成29年1月12日開催の全国高齢者医療・国民健康保険主管課(部)長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議にて配布された説明資料を基に作成。

※現役並み所得を有する高齢者の医療給付費には公費負担がなく、その分は現役世代の支援金による負担となっていることから、公費負担割合は47%となっている。

後期高齢者医療財政において、医療給付費の財源として、法令で定められている公費や支援金等は次のとおり。

①定率負担

当該年度における負担対象額（※1）を国、都道府県、市町村が一定の割合で負担する。ただし、現役並み所得者については、公費負担がなされないため定率負担の対象とはならない。

《負担割合》

国：3／12 都道府県：1／12 市町村：1／12（※2）

※1 負担対象額

「負担対象額」＝「療養の給付等に要する費用の額」－「特定費用の額」

- ・「療養の給付等に要する費用の額」は次のア、イの合計額
 - ア 「療養の給付に要する費用の額」－「当該給付に係る一部負担金に相当する額」
 - イ 入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費、高額介護合算療養費の支給に要した費用の額の合計額
- ・「特定費用の額」は被保険者のうち現役並み所得に該当する人の「療養の給付等に要する費用の額」

注：負担対象額には、以下は含まれない。

- ・給付事由が第三者の行為によって生じた場合の第三者による損害賠償金
- ・不正の行為により給付を受けた人からの徴収金
- ・不正の行為により給付に要する費用の支払いを受けた保険医療機関等からの返還金及び加算金
- ・その他、療養の給付等に要する費用のための収入

※2 各市町村につき、当該年度における次の被保険者に係る額を負担する。

- ①当該市町村に住所を有する人のうち、他の広域連合の住所地特例の対象者以外の人
- ②当該市町村に住所を有しない人であって、当該広域連合の住所地特例の対象者である人（前住所地市町村）

②調整交付金

国が、後期高齢者医療制度の財政を調整するため、広域連合に対し交付するもの。その目的によって、「普通調整交付金」（広域連合間における被保険者に係る所得の格差による財政の不均衡の是正が目的）と、「特別調整交付金」（災害その他特別な事情がある広域連合に対し交付）の2種類がある。

調整交付金の総額は、負担対象額の見込額の1／12に相当するとされるが、財政力に応じ、普通調整交付金の額が増減される。

③後期高齢者交付金（支援金）

現役世代が加入する医療保険者からの「後期高齢者支援金」が、社会保険診療報酬支払基金を通じ、「後期高齢者交付金」として広域連合へ交付される。広域連合が被保険者への療養の給付として負担する費用の約4割及び現役並み所得者への特定費用等として負担する費用の約9割は、この交付金で賄われている。

④財政安定化基金

財政安定化基金は、広域連合による後期高齢者医療制度の財政の安定化を図るため、各都道府県に設置されている。広域連合において、予定した保険料収納率を下回って生じた保険料不足や、給付費の見込み誤り等に起因する財政不足について、資金の交付・貸付を行う。財源は、国、都道府県、広域連合が1/3ずつ負担する。

《負担割合》

国：1/3 都道府県：1/3 広域連合：1/3（※）

※ 保険料を財源とし都道府県に徴収される。算定方法は以下のとおり。

$$\left(\begin{array}{l} \text{一財政運営期間における} \\ \text{各広域連合の療養の給付等に} \\ \text{要する費用の額の見込} \end{array} \right) \times \text{拠出率}（*） - \left(\begin{array}{l} \text{当該財政運営期間中の} \\ \text{基金運用収益の1/3} \end{array} \right)$$

* 拠出率は、2年ごとに厚生労働大臣が定める拠出率を標準として、県が条例で定めることとされている。

	国 標準拠出率	県拠出率
平成20～25年度	0.09%	0.09%
平成26～27年度	0.044%	0%
平成28～29年度	0.041%	0%
平成30～31年度	0.040%	0%

●交付事業

財政運営期間（2年間）を通して、①実績の保険料収入額が予定した保険料収入額よりも不足すると見込まれ、かつ、②給付費が見込み以上に増大すると見込まれる場合に、財政運営期間の最終年度に①の額の1/2に相当する額が交付される。ただし、①の額が②の額を超える場合は、②の額の1/2に相当する額が交付される。

●貸付事業

財政運営期間の各年度を単位として、保険料収納率の悪化や給付費の見込みを上回る増大等による財政不足額について、無利子で行われる。

償還期間は、次期財政運営期間である。ただし、次期財政運営期間において保険料が著しく高くなると見込まれる広域連合については、都道府県が適当と認めた場合においては、4年間とすることができ、さらに4年間としても同様の事態が見込まれる場合においては、6年間とすることができる。

●財政安定化基金の特例

都道府県は、当分の間、交付事業・貸付事業以外に、広域連合に対して保険料率の増加の抑制を図るための交付金を交付する事業に必要な費用に、財政安定化基金を充てることができる。

神奈川県ではこの特例について、平成22年度中に神奈川県後期高齢者医療財政安定化基金条例の改正が行われた。

⑤保険基盤安定制度

低所得者等の保険料軽減分を公費で補填する制度。

以下のア及びイの額が、市町村の後期高齢者医療に関する特別会計に繰り入れられた後、広域連合に納付される。

ア 低所得者の被保険者均等割額を減額（7、5、2割）した額の合計額

イ 被用者保険の被扶養者であった被保険者の被保険者均等割額を減額（5割）した額の合計額

《負担割合》

都道府県：3／4 市町村：1／4

⑥高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金

低所得者等の更なる保険料軽減を補填する国からの交付金。

交付金は、平成26年度までは広域連合が設置する後期高齢者医療制度臨時特例基金で管理を行い、必要な経費を基金から特別会計に繰り入れを行っていたが、平成27年度からは単年度補助金事業となった。

交付金の対象は次のとおり。

ア 被保険者均等割額9割軽減対象者（均等割額7割軽減世帯のうち、被保険者全員の年金収入が80万円以下（その他所得なし））に対し、保険基盤安定制度で7割補填された残りの2割分の額・・・被保険者均等割額軽減別財源内訳（a）に該当

イ 被保険者均等割額8.5割軽減対象者に対し、保険基盤安定制度で7割補填された残り1.5割分の額（平成20・21年度の特例措置とされていたが、22年度以降も継続）・・・財源内訳（b）に該当

- ウ 被用者保険の被扶養者であった被保険者（被保険者均等割額7割軽減）に対し、被保険者均等割額軽減額ごとに、保険基盤安定制度で補填された残りの額（平成20・21年度の特例措置とされていたが、22年度以降も継続）
- ・被保険者均等割額軽減対象外の者の2割分の額・・・財源内訳（e）に該当
- エ 所得割額2割軽減対象者の額

※被保険者均等割額軽減別財源内訳

(a) 9割軽減対象者			
(割合)	7割	2割	1割
	基盤安定（県3/4、市町村1/4負担）	臨時特例交付金（国庫負担）	被保険者
(b) 8.5割軽減対象者			
(割合)	7割	1.5割	1.5割
	基盤安定（県3/4、市町村1/4負担）	臨時特例交付金（国庫負担）	被保険者
(c) 5割軽減対象者			
(割合)	5割	5割	
	基盤安定（県3/4、市町村1/4負担）	被保険者	
(d) 2割軽減対象者			
(割合)	2割	8割	
	基盤安定（県3/4、市町村1/4負担）	被保険者	
(e) 被用者保険の被扶養者であった被保険者（9割及び8.5割軽減対象者を除く）			
(割合)	5割	2割	3割
	基盤安定（県3/4、市町村1/4負担）	臨時特例交付金（国庫負担）	被保険者

⑦高額医療費に対する支援

高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクの緩和を目的とし、レセプトで1件80万円を超えるような高額な医療費に対し、80万円超過分につき、保険料と調整交付金でまかなうべき部分について国と都道府県が一定の割合で負担する。

《負担割合》

国：1／4 都道府県：1／4 (広域連合(保険料)：2／4)

⑧特別高額医療費共同事業

著しく高額な医療費の発生による財政影響の緩和と、発生した高額医療費を共同で負担することによるリスクの分散を図り、発生した広域連合の財政負担の軽減を行うことを目的として実施される事業である。

実施主体：国民健康保険中央会

対象：国民健康保険中央会又は支払基金の特別審査委員会により審査されたレセプト1件あたり400万円超のレセプトが対象。当該レセプトの200万円超の部分について、保険料と調整交付金で賄うべき部分から、公費による高額医療費に対する支援を除いた部分について交付される。

財源：各広域連合からの拠出金

1-4 資格

(1) 被保険者

神奈川県内に居住し、次のア又はイのいずれかに該当する者

ア 75歳以上の者（※1）

イ 65歳以上75歳未満で一定の障がいの状態にあることにより広域連合の認定を受けた者（※2）

※1 生活保護を受けている場合などは、被保険者とはならない。

※2 申請し、広域連合から認定を受けることが必要となる。なお、この認定の申請については、いつでも将来に向かって撤回することができる。

(2) 被保険者証

被保険者には、1人に対し1枚の「後期高齢者医療被保険者証」が交付される。ただし、交付申請中等により被保険者証が交付されていないときは、後期高齢者医療被保険者受療証を交付する。

また、市町村と連携し、後期高齢者医療保険料を一定期間滞納している被保険者との納付相談の機会の確保に努めるとともに、なお一定期間滞納している被保険者に対し、必要に応じて通例定める期間より短い被保険者証（以下、「短期被保険者証」という。）を交付する。

《被保険者証の記載事項》

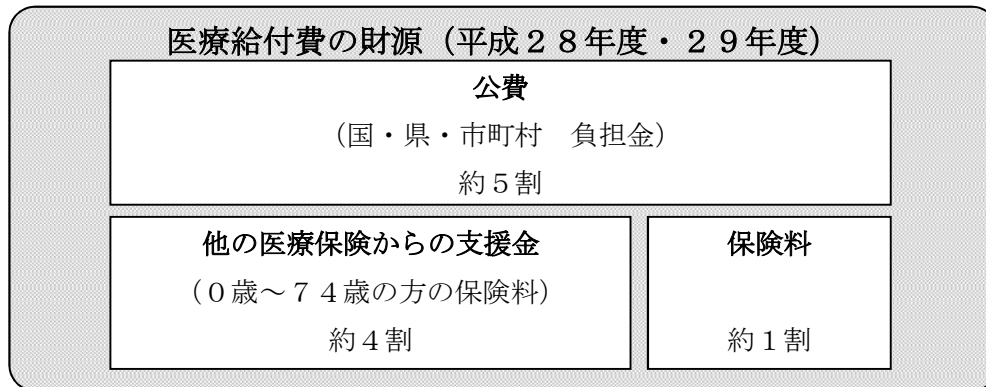
- ・有効期限 [平成29年度末現在の証の有効期限：平成30年7月31日（*）]
 - ・被保険者情報（被保険者番号・住所・氏名・性別・生年月日）
 - ・資格取得年月日
 - ・発効期日
 - ・交付年月日
 - ・一部負担金の割合
 - ・保険者情報（保険者番号・保険者名称及び印）
- * 神奈川県の場合。有効期限は各広域連合が任意で設定している。

1-5 保険料

(1) 保険料

保険料は、制度の安定した財政運営を図るため、2年単位で費用と収入を見込み保険料率を算定し、2年毎に見直す。

医療の給付に係る費用のうち約1割を被保険者が負担する保険料で賄い、残りの約9割は、公費（国・県・市町村負担金）と他の医療保険からの支援金（0歳～74歳の方の保険料）で賄う。



(2) 保険料の算定

保険料は、被保険者個人単位で算定し、被保険者全員が均等に負担する「均等割額」と被保険者の前年所得に応じて負担する「所得割額」を合計した額となる。

$$\left(\begin{array}{c} \text{年間保険料額} \\ \text{【限度額57万円】(※3)} \end{array} \right) = \left(\begin{array}{c} \text{均等割額 (※)} \end{array} \right) + \left(\begin{array}{c} \text{所得割額} \\ \text{(総所得金額等 - 33万円)} \\ \times \text{所得割率 (※2)} \end{array} \right)$$

※1 均等割額 = 県内の均等割総額 ÷ 被保険者数
※2 所得割率 = 県内の所得割総額（限度超過額含む） ÷ 県内被保険者の所得額総額
※3 平成26年度から賦課限度額57万円（平成24年度・25年度までは、55万円）

●神奈川県における保険料率の設定（平成28年度・29年度）

均等割額・・・43,429円（年額）
所得割率・・・8.66%

注：神奈川県内において、均一の保険料率（均等割額、所得割率）となる。

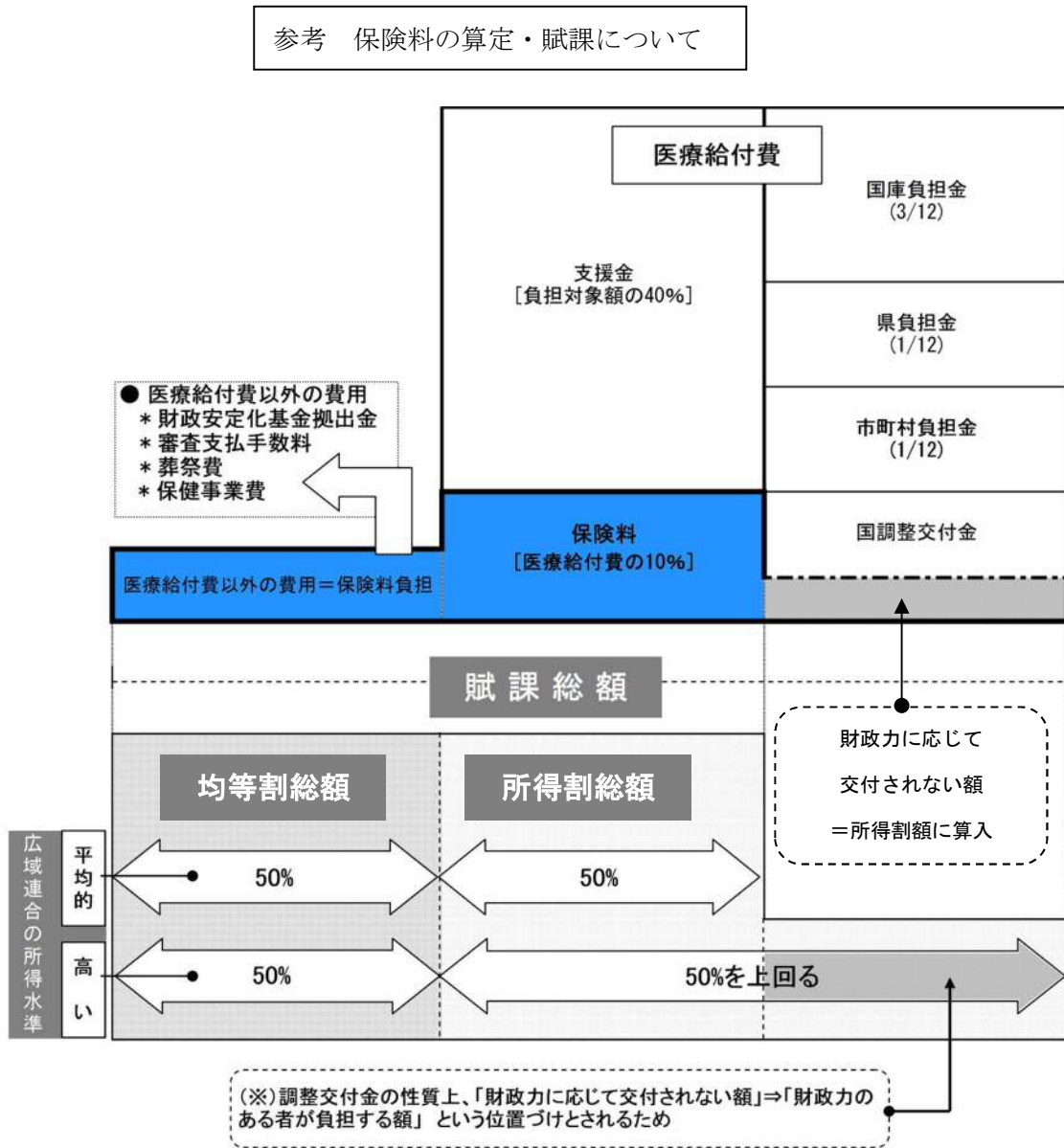
●保険料の賦課総額

保険料の賦課総額は、医療給付費の約10%に、医療給付費以外の費用（*）並びに財政力に応じて交付されない国からの調整交付金影響分を加えた額となる。

均等割総額：所得割総額の割合は50：50が基本であるが、財政力に応じて交付されない調整交付金影響分は所得割総額に付加し、所得割保険料として被保険者が負担する。

* 医療給付費以外の費用は以下のとおり。

- ①財政安定化基金拠出金 ②審査支払手数料 ③葬祭費 ④保健事業費



(3) 保険料の決定

保険料は、毎年度4月1日を基準日として決定する。決定した保険料額は、その年の4月1日から翌年の3月31日までの1年間の金額となる。

- ※ 年度の途中で被保険者となったときは、被保険者となった日が決定基準日となり、その日の属する月から月割りで計算される。また、被保険者でなくなったときは、その前月分まで月割りで保険料がかかる。
- ※ 保険料決定後、前年所得の更正があったときは再算定する。

(4) 所得の少ない者に対する軽減

●均等割額の軽減

被保険者本人と世帯主及び同一世帯の他の被保険者の前年の総所得金額等を合計した額が、次の表の基準以下となる者は、均等割額が軽減される。

世帯の総所得金額等の基準	軽減割合
・ 33万円	8.5割
・ 上記の世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下（その他の各種所得なし）の場合	9割
・ 33万円＋（27万円×当該世帯に属する被保険者数）	5割
・ 33万円＋（49万円×当該世帯に属する被保険者数）	2割

- ※ 軽減判定の対象となる総所得金額等の算定では、基礎控除（33万円）はしない。
また、65歳以上の者で税法上の公的年金等控除を受けている者は、公的年金所得から高齢者特別控除15万円を控除した金額で判定を行う。
- ※ 平成20年度以降、特例措置とされた均等割7割軽減を8.5割軽減とする措置が継続されている（均等割9割軽減の者を除く）。

●所得割額の軽減

保険料の賦課のもととなる所得金額が58万円以下（年金収入のみの場合：211万円以下）の者については、所得割額の2割が軽減される。

保険料の賦課のもととなる所得金額（※）の基準	軽減割合
・ 58万円	2割

- ※ 総所得金額等から基礎控除（33万円）を控除した額

(5) 被用者保険の被扶養者であった者に対する軽減

後期高齢者医療制度に加入する前日に、全国健康保険協会管掌健康保険・船員保険・健康保険組合・共済組合の被扶養者であった者は、後期高齢者医療制度に加入した月から2年間、均等割額のみを負担となり、かつ均等割額が5割軽減される。

- ※ 経過措置として、平成20年4月～9月の半年間は保険料徴収が凍結され、平成20年10月以降は均等割額が9割軽減され、平成29年度は均等割額が7割軽減される。

(6) 保険料の徴収猶予・減免

災害や所得の減少等特別な事情により保険料の納付が困難な場合には、申請により保険料の徴収猶予や減免を受けられる場合がある。

徴収猶予	地震、台風や洪水、火事等の災害により、財産について著しい損害を受けたことや世帯主が死亡したこと等の事情により保険料の納付が一時的にできないと認められる場合、6か月以内の期間に限り徴収を猶予する。
減免	徴収猶予と同様の条件により、生活が困窮し保険料を納付することができないと認められる場合や刑事施設等へ拘禁され給付の制限が行われている場合等に、減免をすることができる。

1-6 給付

(1) 自己負担割合

●保険医療機関又は保険薬局等での被保険者の医療費自己負担割合は以下のとおり。

所得区分	課税区分	判定基準 (※1)	自己負担割合
現役並み 所得者	課 税	市町村民税の課税所得が145万円以上の被保険者及びその被保険者と同一世帯の他の被保険者 (※2)	3割
		【自己負担割合が1割になる場合 (※3)】 以下の①または②の要件に該当するときに、市区町村の窓口申請し、認定された場合 ① 同一世帯に本人以外の被保険者の方がいる場合、本人とその被保険者の収入の合計額が、520万円未満である。 ② 同一世帯に本人以外の被保険者の方がいない場合で、下記のア・イのいずれかに該当するとき ア 被保険者本人の収入額が、383万円未満 イ 被保険者本人の収入額が、383万円以上であっても世帯の70歳～74歳の方（被保険者を除く。）を含めた収入の合計額が520万円未満	
一 般	課 税	「現役並み所得者」「区分Ⅱ」「区分Ⅰ」以外の被保険者	1割
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	非課税	同一世帯の者全員が当該年度（4月から7月は前年度）の市町村民税非課税の被保険者（区分Ⅰ以外の被保険者）	1割
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)	非課税	同一世帯の者全員が当該年度（4月から7月は前年度）の市町村民税非課税で、その世帯の各所得が0円（年金の所得は控除額を80万円として計算）となる被保険者	1割

※1 所得区分は、毎年8月にその年度の市町村民税の課税所得（各種控除後の所得）により判定される。また、8月の定期判定以外にも、世帯構成の変更等がある場合には判定を行う。

※2 昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者で、本人及び被保険者である世帯員の旧ただし書所得（前年の総所得金額等から33万円を控除した額）の合計額が210万円以下の場合、自己負担割合は1割となる。

※3 「基準収入額適用申請書」に収入が分かる書類（確定申告書の控え等）を添付し、提出する。

(2) 給付の種類

広域連合は、被保険者の疾病、負傷又は死亡に関し、必要な給付を行う。

給付は原則、一定の自己負担で保険医療機関等における診察や薬剤の支給等が受けられる形で行われる（現物給付）。ただし、現物給付を受けることが困難な場合には、被保険者等がかかった費用の全額を一旦支払い、事後に申請を行うことで払い戻しを受けることとなる（現金給付）。

また、条例で定めるところにより、葬祭費の給付を行うことができる（現金給付）。

●給付の種類

分類	名称	対象
現物給付	療養の給付	診察、薬剤の支給、治療、入院等
	入院時食事療養費	入院時の食事に要した費用
	入院時生活療養費	長期入院時の生活療養に要した費用
	保険外併用療養費	高度な医療や特別なサービスを含んだ療養等のうち、特に定められたもの
	訪問看護療養費	訪問看護ステーションの訪問看護師等から訪問看護を受けた場合
	高額療養費	医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合
現金給付	療養費	保険医療機関等でやむを得ず被保険者証を提示できず、全額自己負担した場合等
	特別療養費	被保険者が資格証明書を受けている場合の給付 〔※ 神奈川県では資格証明書の交付実績がないため、該当なし〕
	移送費	治療を受けるために緊急的に医療機関等へ移送された場合
	高額療養費	医療費の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合
	高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の自己負担額の合計が自己負担限度額を超えた場合
	葬祭費	被保険者の葬祭を行った場合

①療養の給付〔現物給付〕

保険医療機関又は保険薬局を通じ以下の医療サービスを直接提供するもの。

- ア 診察
- イ 薬剤又は治療材料の支給
- ウ 処置、手術その他の治療
- エ 居宅における療養上の管理及びその療養に伴う世話その他の看護
- オ 病院又は診療所への入院及びその療養に伴う世話その他の看護

②入院時食事療養費〔現物給付〕

入院中の食事にかかる費用について、広域連合が被保険者に代わり、医療機関に対し食事療養に要した費用を直接支払うもの。被保険者は、「食事療養標準負担額（1食単位、1日3回まで）」のみを負担する。

所得区分		自己負担割合	1食あたりの負担額
現役並み所得者		3割	360円
一般		1割	
区分Ⅰ・区分Ⅱに該当しない指定難病患者		3割または1割	260円
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	90日までの入院	1割	210円
	過去12か月の間に 91日以上入院	1割	160円
区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）		1割	100円

③入院時生活療養費〔現物給付〕

療養病床（主に慢性期の疾患を扱う病床）に入院する場合に、広域連合が被保険者に代わり、医療機関に対し生活療養に要した費用を直接支払うもの。被保険者は「生活療養標準負担額」のみを負担する。

所得区分	自己負担割合	1食あたりの食費	1日あたりの居住費
現役並み所得者	3割	460円 [420円（※1）]	370円（※2）
一般	1割		
区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）	1割	210円	
区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）	1割	130円	
老齢福祉年金受給者	1割	100円	0円

※1 入院時生活療養費（Ⅱ）を算定する病院に入院している場合

※2 平成29年9月までは320円

注：入院医療の必要性の高い状態が続く者や回復期リハビリテーション病棟に入院している者については食事療養標準負担額のみを負担し、生活療養標準負担額の負担は平成29年9月までは0円、平成29年10月から平成30年3月までは200円である。なお、指定難病患者については、居住費の負担はない。

④保険外併用療養費〔現物給付〕

高度な医療や特別なサービスを含んだ療養等のうち特に定められたものを受けた場合に支給されるもの。療養全体にかかる費用のうち、一般診療と共通する基礎的部分に保険を適用し、特別サービス部分を自費負担とする。

保険外併用療養費には、以下の2種類がある。

- ア 被保険者が高度先進医療を含む評価療養を受けた場合に支給されるもので、高度先進医療を行う医療機関として厚生労働大臣の承認を受けた保険医療機関において療養を受けた場合に支給されるもの
- イ 被保険者が保険医療機関において特別の病室の提供、その他特別な治療材料の支給等による選定療養を受けた場合に支給されるもの

⑤訪問看護療養費〔現物給付〕

疾病または負傷により、居宅において継続して療養を受ける者が主治医の指示のもとで訪問看護を受けた場合、被保険者は自己負担分のみを訪問看護ステーションに支払うもの。

なお、訪問看護にかかった交通費は実費負担となる。

⑥療養費〔現金給付〕

被保険者が医療費の全額を医療機関等で支払った後、申請を行い、保険を使えなかったことがやむを得ないと認められた場合に、自己負担分を除いた額が支給されるもの。申請ができる場合は以下のとおり。

- ア 急病等、緊急その他やむを得ない事情で被保険者証を持参できなかったとき
- イ コルセット等治療用装具を作ったとき
- ウ 柔道整復師の施術を受けたとき
- エ 医師の同意を得て、はり・きゅう・マッサージ師の施術を受けたとき
- オ 輸血に生血を使ったとき
- カ 海外で急な病気やケガにより医療機関で治療を受けたとき

⑦特別療養費〔現金給付〕

被保険者資格証明書の交付を受けている被保険者が、保険医療機関等又は指定訪問看護事業者で療養を受けた場合に、その療養に要した費用について支給されるもの。

なお、特別療養費に係る療養は、介護保険法に規定する指定介護療養施設サービスを行う療養病床等に入院している者については対象外である。

⑧移送費〔現金給付〕

医師の指示により緊急その他やむを得ない理由に該当して転院した場合等に、移送にかかった費用について必要であると認められた場合、移送にかかった費用の全額又は一部が支給されるもの。

⑨高額療養費 [現物給付・現金給付]

1 か月 (同じ月内) の医療費の自己負担額が高額になったとき、自己負担限度額を超えた分が支給されるもの。自己負担額が同一月・同一医療機関 (同一レセプト) において自己負担限度額を超えたときは、現物給付される。

自己負担限度額は、個人単位を適用後に世帯単位を適用する (現金給付)。

●【表 1】自己負担限度額 (月額) (平成 29 年 7 月診療まで)

所得区分	自己負担割合	外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	3割	44,400円	80,100円+ (総医療費-267,000円) × 1% 〔44,400円〕 ※1
一 般	1割	12,000円	44,400円
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	1割	8,000円	24,600円
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)	1割	8,000円	15,000円

●【表 2】自己負担限度額 (月額) (平成 29 年 8 月診療から平成 30 年 7 月診療まで)

所得区分	自己負担割合	外 来 (個人単位)	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	3割	57,600円	80,100円+ (総医療費-267,000円) ×1% 〔44,400円〕 ※1
一 般	1割	14,000円 (年間上限 ※2) 〔144,000円〕	57,600円 〔44,400円〕 ※1
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	1割	8,000円	24,600円
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)	1割	8,000円	15,000円

※1 □ 内の金額は、過去 12 か月に外来と入院を合わせたもの (世帯単位) の自己負担限度額を超えた支給を 3 回以上受けており、4 回目以降の支給に該当する場合に適用。

※2 計算期間 (毎年 8 月 1 日から翌年 7 月 31 日) のうち、一般区分または住民税非課税区分であった月の外来の自己負担額の年間上限額は、144,000円となる (基準日時点 [計算期日の末日] で一般区分または住民税非課税区分である方が対象)。

● 75歳の誕生月の特例

75歳誕生月については、誕生日前の医療保険制度（国民健康保険・被用者保険等）と誕生日後の後期高齢者医療制度における自己負担限度額を本来額の2分の1に減額する（1日生まれを除く）。月額自己負担限度額は下表のとおり。

【表3】自己負担限度額（月額）（平成29年7月診療まで）

所得区分	自己負担割合	外来 (個人単位)	個人合算	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	3割	22,200円	40,050円 + (総医療費 - 133,500円) × 1% 〔22,200円〕 ※3	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) ×1% 〔44,400円〕 ※3
一 般	1割	6,000円	22,200円	44,400円
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	1割	4,000円	12,300円	24,600円
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)	1割	4,000円	7,500円	15,000円

【表4】自己負担限度額（月額）（平成29年8月診療から平成30年7月診療まで）

所得区分	自己負担割合	外来 (個人単位)	個人合算	外来+入院 (世帯単位)
現役並み 所得者	3割	28,800円	40,050円 + (総医療費 - 133,500円) × 1% 〔22,200円〕 ※3	80,100円 + (総医療費 - 267,000円) ×1% 〔44,400円〕 ※3
一 般	1割	7,000円	28,000円 〔22,200円〕 ※3	57,600円 〔44,400円〕 ※3
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)	1割	4,000円	12,300円	24,600円
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)	1割	4,000円	7,500円	15,000円

※3 〔 〕内の金額は、過去12か月に外来と入院を合わせたもの（世帯単位）の自己負担限度額を超えた支給を3回以上受けており、4回目以降の支給に該当する場合に適用。

《高額療養費の特例等》

●後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証

対象者：区分Ⅰ・Ⅱ（低所得者Ⅰ・Ⅱ）該当者

内 容：予め医療機関に「後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証」を提示することで、一部負担金が区分Ⅰ・Ⅱ（低所得者Ⅰ・Ⅱ）の所得区分の自己負担限度額までとなるもの。要申請。

●特定疾病療養受療証

対象者：厚生労働大臣が指定する特定疾病（血友病、人工透析が必要な慢性腎不全、血液凝固因子製剤の投与に起因するH I V感染症）該当者

内 容：当該疾病の治療にあたり、「特定疾病療養受療証」を提示することで、1つの医療機関等での1か月の自己負担が1万円となるもの。要申請。

⑩高額介護合算療養費 [現金給付]

同一世帯の被保険者において、医療保険と介護保険の両方の自己負担額が発生している場合に、1年間（毎年8月～翌年7月）の医療と介護の自己負担額の合計が介護合算算定基準額を超えた場合、その超えた分が支給されるもの。

※支給額が世帯で500円（支給基準額）を超えた場合に支給される。

●介護合算算定基準額（年額）

所得区分	自己負担割合	介護合算算定基準額 (毎年8月～翌年7月)
現役並み所得者	3割	67万円
一 般	1割	56万円
区分Ⅱ (低所得者Ⅱ)		31万円
区分Ⅰ (低所得者Ⅰ)		19万円

⑪葬祭費 [現金給付]

後期高齢者医療制度では、被保険者が死亡した際、条例の定めるところにより、葬祭費の支給又は葬祭の給付を行う。神奈川県においては、「神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の規定に基づき、葬祭費 5 万円の支給を行っている。

またこの他、条例の定めるところにより、傷病手当金の支給等その他の後期高齢者医療給付を行うことができるが、他広域連合を含め、行っているところはない。

神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例（抜粋）
第 2 条 被保険者が死亡したときは、その者の葬祭を行う者に対し、
法第 8 6 条第 1 項本文の規定により葬祭費として 5 万円を支給する。

(3) 一部負担金の減免及び徴収猶予

災害その他特別な事情があり、医療機関等に一部負担金を支払うことが困難な被保険者に対し、申請を受け広域連合が認定した場合、一部負担金の減額、免除又は徴収猶予を行う。該当者へは「後期高齢者医療一部負担金減額証明書」、「後期高齢者一部負担金免除証明書」又は「後期高齢者医療一部負担金徴収猶予証明書」を交付する。

(4) 給付の制限等

①保険診療とならないもの。以下は、給付の対象とならない。

- ア 保険外診療
- イ 差額ベッド代
- ウ 健康診断
- エ 予防注射
- オ 美容整形
- カ 歯列矯正 等

②給付の制限

以下の場合、給付の全部又は一部が制限されることがある。

- ア 故意の犯罪行為による疾病又は負傷
- イ 闘争、泥酔又は著しい不行跡による疾病又は負傷
- ウ 刑事施設、労役場等に拘禁された場合
- エ 療養に関する指示に従わないとき
- オ 文書その他の物件の提出・提示を拒んだとき

また、被保険者が保険料を滞納しており、納期限から 1 年 6 ヶ月間が経過した場合には、災害その他特別な事情があると認められる場合を除き、厚生労働省令で定めるところにより、給付の全部又は一部を差し止めることがある。

③他法の給付との調整

広域連合は、被保険者の疾病又は負傷につき、労働災害補償法やその他政令で定める法令に基づく医療の給付を受けることができる場合は、医療の給付を行わない。

(5) 第三者行為

被保険者が交通事故や傷害事件等により第三者から損害を受けたことにより発生した疾病、負傷、死亡等で被保険者証を使用し、治療行為を受けた場合、被保険者が治療等で受けた療養給付費は、いったん広域連合が立て替えて医療機関等に支払う。その後、立て替えた療養給付費を被保険者に代わって第三者に請求（求償）する。

1-7 保健事業

被保険者への健康診査その他被保険者の健康保持増進のために必要な事業については、広域連合に実施する努力義務が課せられている。神奈川県においては、以下の目的、方法等で健康診査等を実施している。

(1) 健康診査

①目的

糖尿病等の生活習慣病の早期発見や重症化予防

②実施方法

広域連合条例等施行規則第13条第1項に規定する健康診査項目を含む健康診査事業を行う市町村に対して、健康診査事業補助金を交付する。市町村は、個別健診又は集団健診（併用も可）等、それぞれの実情に応じ、実施する。

③健診項目

高齢者の医療の確保に関する法律に基づき実施される特定健康診査（40～74歳を対象に実施）の基本項目と同様（腹囲を除く）である。

基本項目：問診・計測（身長・体重等）・理学的所見（診察）・脂質・肝機能・代謝系・尿、腎機能

④費用

神奈川県では、健康診査事業を行う市町村に対して、健康診査事業補助金を交付する（※1）。また、健康診査受診者からの利用者負担（※2）によることができる。

※1 広域連合からの補助金（健康診査事業補助金）の財源は、被保険者からの保険料及び国庫補助金である。

※2 神奈川県では、各市町村の任意である。

●神奈川県後期高齢者医療広域連合健康診査事業補助金（概要）

交付対象額	健康診査に要した費用（事務費を含む）から利用者負担額を除いた額。ただし、交付限度額が上限となる。
交付限度額 （一市町村あたり）	[計算式] 1万円×被保険者数（9月末）×各市町村の受診率（※1） ＋特定健診等データ管理システムに係るデータ管理手数料（※2） ※1 対象年度の市町村受診率が前年度の県内平均受診率に満たない場合は、当該市町村受診率を前年度の県内平均受診率に置き換えて算出する。 ※2 データ管理手数料については、特定健診等データ管理システムへの健康診査データ登録件数に、当該年度における手数料単価を乗じて得た額とする。

(2) 保健指導

本人の求めに応じて、健康相談等の機会を提供できる体制を確保（健康増進法に基づき市町村による生活習慣相談等に対応）する。

(3) 歯科健康診査

①目的

口腔機能低下や肺炎等の疾病予防

②事業対象者

神奈川県後期高齢者医療制度の被保険者のうち、前年度に75歳に到達し、かつ、歯科健診受診日現在に被保険者資格を有する者

③健診項目

厚生労働省「高齢者歯科口腔健診実施マニュアル」を基に健診項目を設定

*口腔診査

- (1) 歯の状態
- (2) 咬合の状態
- (3) 軟組織の状態
- (4) 口腔乾燥の状態
- (5) 口腔衛生の状態
- (6) 唾液検査(唾液潜血反応)
- (7) 舌・嚥下機能評価
- (8) 摂食機能評価

*口腔衛生指導

- (1) う蝕・歯周疾患の予防法
- (2) ブラッシング指導
- (3) 食事・生活指導など

④費用負担

受診者の自己負担額は無料

(4) 長寿・健康増進事業

①実施内容

被保険者の健康づくりのための事業に対し、国が交付する「特別調整交付金」を財源として、市町村への補助金の交付及び広域連合事業を実施した。

②補助対象事業

- (1) 健康教育・健康相談等
- (2) 人間ドック等の費用助成
- (3) その他被保険者の健康増進のために必要と認められる事業（はり・きゅう等
利用費助成、ウォーキングポイント事業など）
- (4) 運動・健康施設等の利用助成、社会参加活動等の運営費の助成（※平成 29
年度より特別調整交付金の対象外となったが、暫定対応として平成 28 年度補
助実績を上限として補助を実施）

【このページは空白です】

2 後期高齢者医療制度の主な見直し

		平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度		
資格	自己負担割合判定基準の見直し	①	②	③			
		<p>① 20年4月～7月 老人保健制度の判定基準を引継ぐ。</p> <p>② 20年8月～12月 次の場合、自己負担割合は3割とするが、高額療養費における自己負担限度額は一般の(要件)・同じ世帯に他の被保険者がいない ・同じ世帯の70歳から74歳の者と自身の年収の合計が520万円未満</p> <p>③ 21年1月～ 上記②の要件に該当する場合に、自己負担割合を1割とする。</p> <p>④ 27年1月～【旧ただし書所得】 上記③の要件に加え、次の場合、自己負担割合は1割とする。 (要件)・昭和20年1月2日以降に生まれた被保険者で、本人及び被保険者である世帯員の合計金額が210万円以下</p>					
保険料	均等割軽減	恒常的な措置：本則(※1)					
		特例措置(※2)		21年4月～			
	7・5・2割	9割軽減の導入(※2) 7割軽減世帯のうち、被保険者全員が年金収入80万円以下(他の所得なし)		21年3月条例改正 (21年4月1日から適用)			
	7割軽減→8.5割軽減(※2) 前年の総所得金額等33万円以下 5割軽減 2割軽減	8.5割軽減	20年7月条例改正 (20年4月1日から適用)	8.5割軽減	21年6月条例改正 (21年4月1日から適用)	22年3月条例改正 (22年4月1日から適用)	
	所得割軽減	なし	5割軽減(※2) 前年総所得金額等額-33万円が、58万円以下	5割軽減	20年7月条例改正 (20年4月1日から適用)	21年3月条例改正 (21年4月1日から適用)	
被扶養者軽減	制度加入時から2年間、均等割を5割軽減・所得割なし	期限なし 均等割 9割軽減→7割軽減 所得割負担なし(※2)	凍結	9割	9割軽減	21年3月条例改正 (21年4月1日から適用)	22年3月条例改正 (22年4月1日から適用) 「加入時から2年間」の期限は適用しない
			・20年4～9月 保険料徴収せず ・20年10～21年3月 均等割9割軽減				
納付方法の選択制導入 申し出により、特別徴収から口座振替への変更が可能			20年7月～				
給付	高額療養費：年齢到達月の取扱変更 75歳到達月は自己負担限度額を2分の1に減額(1日生まれ除く) ○29年度の取扱変更 8月：現役並み所得者の外来及び一般の外来と外来+入院の自己負担額の変更 8月：一般の外来自己負担額に年間上限額を設定	20年4～12月の年齢到達者には特別支給金で対応		21年1月～			
	後期高齢者固有の診療報酬見直し ①後期高齢者診療料(かかりつけ医)(※3) ②後期高齢者終末期相談支援料(※4) ③後期高齢者特定入院基本料(※5)				平成22年度診療報酬改定 ①廃止 ②廃止 ③全年齢に拡大		

※1 「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」

※2 保険料軽減のうち特例措置分については、毎年度、国で予算措置

※3 かかりつけ医が、患者の慢性疾患等に対し、継続的な管理を行うことで得られる診療報酬

※4 終末期における診療方針等を検討し、文章で提供した場合に得られる診療報酬

※5 90日を越えて入院した場合加算できる診療報酬

平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
④					
者と同一とする。					
旧ただし書所得（前年の総所得金額等から33万円を控除した額）の					
					2割軽減
					29年3月条例改正 (29年4月1日から適用)
					7割軽減
					29年3月条例改正 (29年4月1日から適用)
					自己負担額の変更 年間上限額の設定
					29年8月1日から適用
平成24年度診療報酬改定 後期高齢者医療制度に関する改定はなし。		平成26年度診療報酬改定		平成28年度診療報酬改定 後期高齢者医療制度に関する改定はなし。	

3 後期高齢者医療制度の沿革

年 月	国の動向	神奈川県広域連合(市町村含む)の動向
《平成18年度》		
18. 6	<p>14日 医療制度改革関連法の成立 (「健康保険法等の一部を改正する法律」が21日公布)</p> <p>(1)医療費適正化の総合的な推進 ・医療費適正化計画の策定(平成20年4月施行)等</p> <p>(2)新たな高齢者医療制度の創設 ・後期高齢者医療制度の創設(平成20年4月施行) ・老人保健法が「高齢者の医療の確保に関する法律」へ改称(平成20年4月施行)等</p> <p>(3)都道府県単位を軸とした保険者の再編・統合 ・政管健保の公法人化(全国健康保険協会の設立、平成20年10月施行)等</p>	
18. 7	<p>10日 医療制度改革関連法に関する都道府県説明会</p> <p>・「都道府県単位での後期高齢者医療広域連合」設置(平成19年3月末まで)に向けたスケジュールとして、準備委員会の設置(平成18年9月)等を提示</p>	13日 「神奈川県後期高齢者医療広域連合設立準備委員会」設置
18. 9	13日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令制定	
18. 10	<p>健康保険法等の一部改正の施行による改正</p> <p>(1)現役並み所得者(70歳以上)の窓口負担を2割から3割に変更</p> <p>(2)高額療養費の自己負担限度額の見直し(引き上げ)</p> <p>例)現役並み所得者の外来における自己負担限度額→40,200円から44,400円に変更</p>	
18. 12		27日 「神奈川県後期高齢者医療広域連合」設置許可を県へ申請

19. 1		<p>広域連合議会議員の選出(市町村議会 ～2月23日)</p> <p>11日 神奈川県知事からの設置許可(1月19日県告示)</p> <p>○広域連合規約制定</p> <p>【規約概要】</p> <p>(1)名称:神奈川県後期高齢者医療広域連合</p> <p>(2)構成団体・区域:神奈川県内35市町村・神奈川県内の区域</p> <p>(3)広域連合が処理する事務: (広域連合が行う主な法定事務)被保険者の資格管理、保険給付、保険料の賦課 (市町村が行う主な法定事務)保険料徴収、申請受付等の窓口業務</p> <p>(4)事務所の位置:横浜市内(横浜市神奈川区栄町8番地の1 ヨコハマポートサイドビル)</p> <p>(5)議会の組織:関係市町村の議会の議員で構成(内訳:横浜市7名、川崎市3名、中核市2名(各市1名ずつ)、市6名、町村2名)</p> <p>(6)議員の選挙方法:市町村の議会議員による選挙(間接選挙)[任期1年]</p> <p>(7)長等の組織及び選任方法:広域連合長1名(関係市町村長の選挙による)[任期2年]、副広域連合長2名(関係市町村の長から広域連合長が任命)[任期 2年]</p> <p>(8)経費支弁方法:医療給付等に係る市町村法定負担(負担割合:1/12)、人件費等共通経費に係る市町村負担(負担割合:均等割10%、被保険者数割45%、人口割45%)</p> <p>(9)その他執行機関:選挙管理委員会(委員4名)、監査委員(委員2名)</p> <p>16日 広域連合長の選出(山口巖雄 厚木市長)</p>
19. 2		<p>1日 神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局の設置</p> <p>26日 広域連合長の選出(土屋侯保 大和市長)</p>

<p>19.3</p>		<p>23日 平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第1回臨時会</p> <p>○広域連合の組織・人事・議会・財務等に関する各 条例制定にかかる専決処分報告・承認</p> <p>(1) 神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局設置条例</p> <p>(2) 神奈川県後期高齢者医療広域連合一般職職員の勤務時間、休暇等に関する条例</p> <p>(3) 神奈川県後期高齢者医療広域連合運営協議会設置条例</p> <p>(4) 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会議員の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p>(5) 神奈川県後期高齢者医療広域連合非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例</p> <p>(6) 神奈川県後期高齢者医療広域連合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例</p> <p>(7) 神奈川県後期高齢者医療広域連合行政手続条例</p> <p>(8) 神奈川県後期高齢者医療広域連合個人情報保護条例 他</p>
-------------	--	---

《平成19年度》		
19. 5		<p>1日 広域計画に対するパブリックコメント実施 (～31日)</p> <p>【実施結果】</p> <p>(1) 寄せられた意見の総数 28件(はがき20件、FAX1件、電子メール7件)</p> <p>(2) ご意見をいただいた方の年齢構成 40歳未満:1件 65歳～74歳:5件 75歳以上: 14件 不明:8件</p> <p>(3) 主なご意見</p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期証や資格証の発行には十分な配慮が必要 ・保険料を高くしない方法を考えてほしい 等 <p>24日 広域連合長の選出(石渡徳一 鎌倉市長)</p>
19. 7		<p>25日 神奈川県後期高齢者医療広域連合規約 改正</p> <p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・城山町及び藤野町が相模原市に編入されたこと に伴う、地方公共団体数の変更(35→33)
19. 8	<p>6日 「全国老人医療・国民健康保険主管課 (部)長及び後期高齢者医療広域連合事務局長 会議」を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成20～21年度の保険料の算定方法等につ いて提示 	<p>27日 平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連 合議会 第1回定例会</p> <p>○神奈川県後期高齢者医療広域連合広域計画 策定</p> <p>【広域計画 概要】</p> <p>(1) 後期高齢者医療事務の基本方針 法令の趣旨に則り、効率的かつ安定的な制度 運営を図るため、関係市町村と協調、協力し合 いながら、県内市町村民のニーズが反映される よう努める。</p> <p>(2) 後期高齢者医療制度の沿革・概要</p> <p>(3) 神奈川県後期高齢者医療広域連合の概要</p> <p>(4) 後期高齢者医療制度における広域連合及び 市町村業務</p> <p>(5) 広域計画の期間・改定期間:5年間(平成19～ 23年度を1期とし、以降5年ごとに見直し)。 広域連合長が必要と認めたときは随時改定 を行う。</p>

<p>19. 10</p>	<p>19日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令 (全部改正)制定(平成20年4月施行)</p> <p>22日 高齢者の医療の確保に関する法律施行規則制定(平成20年4月施行)</p> <p>30日 高齢者医療の負担の在り方について(与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームとりまとめ)</p> <div data-bbox="311 672 877 1164" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【主な内容】</p> <p>(1)70～74歳の医療費自己負担割合の変更 (1割から2割へ)を20年度凍結</p> <p>(2)被用者保険の被扶養者の保険料軽減 (激変緩和措置)</p> <p>加入した月から2年間、所得割額が課されず、均等割が5割軽減となるが、これに加えて</p> <p>①平成20年4月～9月:凍結</p> <p>②平成20年10月～21年3月:均等割額9割軽減とする。</p> </div> <p>31日 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令公布(平成20年4月施行)</p>	
<p>19. 11</p>	<p>14日 前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令附則第三条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める平成20年度から平成25年度までの間における財政安定化基金拠出率告示(平成20年4月適用)</p> <p>・拠出率 : 1万分の9(平成20～25年度まで)</p>	<p>16日 平成19年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第2回臨時会</p> <p>○神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の制定</p> <div data-bbox="901 1534 1500 1792" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【条例 概要】</p> <p>(1)後期高齢者医療給付(葬祭費)</p> <p>(2)保険料(賦課額・所得割額・均等割額・所得割率・賦課限度額・減額・減免 他)</p> <p>(3)保健事業</p> </div>

19. 11	<p>22日</p> <p>○高齢者の医療の確保に関する法律による保険者の前期高齢者交付金等の額の算定等に関する省令公布(平成20年4月施行)</p> <p>○後期高齢者医療の調整交付金の交付額の算定に関する省令公布(平成20年4月施行)</p> <p>30日 健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係告示(平成20年4月適用)</p> <p>(1)後期高齢者医療の食事療養標準負担額及び生活療養標準負担額</p> <p>(2)高齢者の医療の確保に関する法律施行令第14条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める治療及び疾病</p> <p>(3)高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第31条の規定に基づき厚生労働大臣が定める収入の額の算定方法</p> <p>(4)前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令第3条に規定する保険者</p> <p>(5)社会保険診療報酬支払基金法第16条第1項及び国民健康保険法第45条第6項の規定に基づき厚生労働大臣の定める診療報酬請求書の一部を改正する件</p>	
19. 12	28日 特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準制定(平成20年4月施行)	
20. 3		<p>被保険者証の一斉交付(中旬～)</p> <p>27日 平成20年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第1回定例会</p> <p>○特別会計の設置、基金の設置等</p> <p>(1)神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の制定(専決処分報告・承認)</p> <p>(2)神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計設置条例の制定</p> <p>(3)神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金条例の制定</p>

20. 4

1日 後期高齢者医療制度開始

【制度概要(施行開始時)】

(1)加入者(被保険者)

①75歳以上の者

②65歳から74歳で一定の障がいの状態にあることにより広域連合の認定を受けた者

※ 生活保護受給者等は除く

神奈川県被保険者数	(平成20年4月末現在)
681, 840人(75歳以上:666, 441人	75歳未満(障がい認定):15, 399人

(2)被保険者証

1人1枚(有効期限は各広域連合が任意に設定。神奈川県は平成24年7月31日を設定)

(3)運営

都道府県ごとに設置された広域連合が主体となり、市町村と連携し運営。

①広域連合の業務:被保険者証等の交付、保険料の決定、医療給付等

②市町村の業務:申請及び相談窓口、被保険者証の引渡し、保険料の徴収等

(4)医療費の負担割合

現役並み所得者は3割、それ以外は1割

(5)保険料

個人単位で賦課(賦課限度額50万円)。ただし軽減は世帯単位で判定

神奈川県の保険料率(平成20~21年度)	
均等割額:39, 860円	所得割額:7. 45%
保険料額 = 均等割額 + 所得割額	

(6)保険料の軽減・減免

①均等割額軽減…7割・5割・2割

②被用者保険の被扶養者に対する軽減

・加入した月から2年間は均等割額のみ

・平成20年9月まで徴収凍結

・平成20年10月~21年3月まで均等割額9割軽減

③その他、条例で定める個別減免

(7)保険料の納付

①特別徴収(原則として、年金受給額が年額18万円以上かつ介護保険料との合算が年金受給額の1/2を超えない者)

②普通徴収(①以外の者)

<p>20. 6</p>	<p>12日 高齢者医療の円滑な運営のための負担の軽減等について(政府・与党決定)</p> <p>【主な内容】</p> <p>(1) 保険料の軽減対策(平成21年度から実施)</p> <p>① 均等割7割軽減世帯のうち、その世帯の被保険者全員が年金収入80万円以下 →9割軽減</p> <p>② 保険料賦課のもととなる所得金額が58万円以下→所得割5割軽減(段階的な軽減も検討)</p> <p>《平成20年度の経過措置》</p> <p>① 均等割額7割軽減→8.5割軽減</p> <p>② 賦課のもととなる所得金額が58万円以下 →所得割額5割軽減</p> <p>(2) 特別徴収→口座振替への変更を申出により条件付きで可能とする</p> <p>[条件]</p> <p>① 国保の保険料を確実に納付していた者(本人)が口座振替により納付する場合</p> <p>② 連帯納付義務者(世帯主又は配偶者)がいる者(年金収入が180万円未満の者)で、その口座振替により納付する場合</p>	
<p>20. 7</p>	<p>25日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(同日施行)</p> <p>・特別徴収→口座振替への変更を申出により条件付きで可能とする。</p>	<p>保険料額決定等の通知(上旬～中旬)</p> <p>18日 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正</p> <p>【改正内容】</p> <p>(1) 保険料の軽減対策(平成20年度の経過措置)</p> <p>① 均等割額7割軽減→平成20年度は8.5割程度軽減</p> <p>② 賦課のもととなる所得金額が58万円以下 →平成20年度は所得割額を5割軽減</p> <p>(2) 特別徴収→口座振替への変更を条件付きで可能とする(開始)。</p> <p>※保険料徴収事務であるため、当該事務の処理は市町村にて対応</p>

20. 8		<p>神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正(平成20年7月18日)を受け、保険料額変更(該当者あて通知発送)</p> <p>【変更内容】</p> <p>(1)均等割額7割軽減⇒平成20年度は8.5割程度軽減</p> <p>(2)賦課のもととなる所得金額が58万円以下→平成20年度は所得割額を5割軽減</p> <p>1日 神奈川県後期高齢者医療広域連合規約改正</p> <p>【改正内容】</p> <p>・市町村が行う事務を新たに規約に位置づけ 保険料の徴収猶予にかかる窓口業務 等</p> <p>25日 平成20年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第2回定例会</p> <p>○後期高齢者医療に関する条例の一部改正(20年7月18日専決処分の報告・承認)等</p>
20. 9	<p>9日 「平成21年(度)における高齢者医療の負担のあり方について」(与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームとりまとめ)</p> <p>【主な内容】</p> <p>(1)被用者保険の被扶養者の保険料負担の軽減(均等割額9割軽減)→平成21年4月から平成22年3月まで継続</p> <p>(2)負担区分の判定基準見直し(平成21年1月実施)→世帯構成や所得が変わらないにもかかわらず後期高齢者医療制度に加入したことにより負担区分が1割から3割に変更した者については、従前と同様、1割負担のままとする。</p> <p>(3)誕生月における自己負担限度額の見直し(平成21年1月実施)→誕生日前後の医療保険制度において、自己負担限度額を2分の1とする。</p>	

20. 11	<p>18日 「長寿医療制度の改善策の円滑な実施について」(与党高齢者医療制度に関するプロジェクトチームとりまとめ)</p> <p>【主な内容】 特別徴収→口座振替へ納付方法の変更を行うための要件を撤廃(実施:21年4月～)</p> <p>21日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(一部を除き平成21年1月1日施行)</p> <p>【改正内容】 (1)次の場合、窓口負担を1割とする ①同じ世帯内に他の被保険者がいない ②同じ世帯の70歳から74歳の者と自身の年収の合計が520万円未満 (2)75歳到達月は、自己負担限度額を2分の1に減額(1日生まれを除く) 例)現役並み所得者の外来における自己負担限度額:誕生月は44,400円→22,200円に変更</p>	
20. 12	<p>8日 都道府県ブロック会議 平成21年度からの保険料軽減のうち、所得割の軽減について、段階的な軽減は実施せず、一律5割とすることが示された。</p> <p>25日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(公布日施行)</p> <p>【改正内容】 特別徴収→口座振替へ納付方法の変更を行うための要件を撤廃</p>	<p>高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部改正を受け、</p> <p>(1)負担割合が3割から1割に変更した被保険者に変更後の被保険者証を送付[平成21年1月1日から適用]</p> <p>(2)負担割合が3割から1割に変更する可能性がある被保険者に基準収入額適用申請書等を送付</p> <p>(3)特別徴収→口座振替へ納付方法の変更を行うための要件を撤廃(平成21年4月からの特別徴収分について、口座振替への変更受付開始) ※(3)については、保険料徴収事務であるため、当該事務の処理は市町村にて対応</p>
21. 1	<p>高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令施行</p> <p>(1)負担区分の判定基準見直し(平成21年1月実施)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療制度に加入したことにより、負担区分が3割から1割に変更した者について 	

	<p>ては、従前と同様、1割負担のままとする。</p> <p>(2) 誕生日における自己負担限度額の見直し (平成21年1月実施)</p> <p>・誕生日前後の医療保険制度において、自己負担限度額を2分の1とする。</p>	
21.3		<p>16日 広域連合長の選出(服部信明 茅ヶ崎市 長) ※任期は平成21年4月1日から</p> <p>27日 平成21年神奈川県後期高齢者医療広域連 合議会 第1回定例会</p> <p>○後期高齢者医療に関する条例、後期高齢者医 療制度臨時特例基金条例の一部改正等</p> <p>【改正内容】</p> <p>(1) 後期高齢者医療に関する条例</p> <p>① 均等割額7割軽減世帯のうち、その世帯の 被保険者全員が年金収入80万円以下→9割 軽減</p> <p>② 賦課のもととなる所得金額が58万円以下 →所得割額を5割軽減</p> <p>③ 被用者保険の被扶養者の保険料負担の軽減 策(均等割額9割軽減)→平成21年4月から平 成22年3月まで継続</p> <p>(2) 後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の 一部改正</p> <p>① 「後期高齢者医療に関する条例」の改正に伴 う保険料軽減の財源に充てるために処分要件 の追加</p> <p>② 条例の失効期日を平成22年3月31日から平 成23年3月31日に延長</p>

《平成21年度》		
21. 6		<p>17日 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正</p> <p>【改正内容】 均等割額7割軽減⇒8.5割軽減(平成21年4月から平成22年4月まで継続)</p>
21. 8		<p>24日 平成21年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会 第2回定例会</p> <p>○後期高齢者医療に関する条例の一部改正 (平成21年6月17日専決処分の報告・承認)</p> <p>○後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正</p> <p>【改正内容】 「後期高齢者医療に関する条例」の改正に伴う保険料軽減の財源に充てるため処分要件の追加</p>
21. 9	<p>9日 「三党連立政権合意書」</p> <p>後期高齢者医療制度は廃止し、医療制度に対する国民の信頼を高め、国民皆保険は守る。廃止に伴う国民健康保険の負担増は国が支援する。</p>	<p>28日 平成21年度神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)</p> <p>【補正理由】 高額療養費特別支給金の財源に充てるため</p>
21. 11	<p>30日 高齢者医療制度改革会議(第1回)</p> <p>後期高齢者医療制度廃止後の新たな制度の具体的なあり方について、以下を基本として検討を行うことが示された。(廃止見込時期:平成25年3月)</p> <p>(1)後期高齢者医療制度は廃止する。</p> <p>(2)マニフェストで掲げている「地域保険としての一元的運用」の第一段階として、高齢者のための新たな制度を構築する。</p> <p>(3)後期高齢者医療制度の年齢で区分するという問題を解消する制度とする。</p> <p>(4)市町村国保等の負担増に十分配慮する。</p> <p>(5)高齢者の保険料が急に増加したり、不公正なものにならないようにする。</p> <p>(6)市町村国保の広域化につながる見直しを行う。</p>	

22. 1		<p>26日 平成22年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回臨時会</p> <p>○神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正</p> <p>【改正内容】</p> <p>平成22年度及び平成23年度の保険料率決定</p> <p>均等割額:39, 860円⇒<u>39, 260円</u> (-600円)</p> <p>所得割率:7. 45%⇒<u>7. 42%</u> (-0. 03ポイント)</p>
22. 2	<p>3日 高齢者の医療の確保に関する法律施行令等の一部を改正する政令(同日施行)</p> <p>・被用者保険の被扶養者の保険料軽減</p> <p>均等割額9割軽減を、当分の間継続</p>	
22. 3		<p>29日 平成22年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会</p> <p>○後期高齢者医療に関する条例、後期高齢者医療療養給付費等支払準備基金条例、後期高齢者医療臨時特例基金条例の一部改正等</p> <p>【改正内容】</p> <p>(1)後期高齢者医療に関する条例の一部改正</p> <p>①均等割額7割軽減⇒8. 5割軽減</p> <p>②被用者保険の被扶養者の保険料負担の軽減策(均等割額9割軽減)</p> <p>(2)療養給付費等支払準備基金条例</p> <p>特定期間にとらわれることなく、実態に即して医療制度に係る保険給付等に要する費用に充てるため処分要件を変更</p> <p>(3)臨時特例基金条例</p> <p>「後期高齢者医療に関する条例」の改正に伴う保険料軽減の財源に充てるため処分要件の追加</p>

《平成22年度》		
22. 5	19日 「新たな高齢者医療制度に係る意識調査」を実施(～6月7日)	21日 広域連合議会議員の選出(市町村議会 ～6月21日)
22. 8	7日 「高齢者医療制度についての意見交換会」の開催 20日 高齢者医療制度改革会議(第9回) 「高齢者のための新たな医療制度等について(中間とりまとめ)」が示された。 【主な内容】 (1)75歳以上も国民健康保険か被用者保険に加入する。 (2)国民健康保険については、第一段階で高齢者に関し都道府県単位の財政運営とし、第二段階で現役世代についても都道府県単位化を図る。	30日 平成22年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会
22. 9	9日 「高齢者医療制度に係る意識調査」を実施(～19日)	
22. 10	5日 「新たな高齢者医療制度についての公聴会(関東・信越ブロック)」開催	
22. 11		26日 神奈川県後期高齢者医療広域連合規約改正 【改正内容】 ・共通経費に係る市町村負担の変更 ・均等割 10%⇒5% ・被保険者数割及び人口割 45%⇒47.5% (平成23年4月1日施行)
22. 12	20日 高齢者医療制度改革会議(第14回) 「高齢者のための新たな医療制度等について(最終とりまとめ)」が示された。 【主な内容】 (1)後期高齢者医療制度を廃止し、地域保険は国民健康保険に一本化する。 (2)国民健康保険については、第一段階で、高齢者に関し都道府県単位の財政運営とし、第二段階で現役世代についても都道府県単位化を図る。	

	<p>(3)第二段階に向けては、保険料の設定、費用負担のあり方、事務体制のあり方等について、第一段階の都道府県単位化の施行状況を見ながら判断する。</p> <p>(4)新たな制度への移行においては、被用者保険・国保組合に加入する以外は、自動的に国民健康保険に加入する。</p> <p>(5)被用者保険等への加入については手続きが必要なため、届出漏れが生じないように周知・広報を行う。</p> <p>(6)高齢者の健康診査は、各保険者の義務とする。</p>	
23.3	<p>11日 東日本大震災による被災者に対する特別措置が示された。</p> <p>・「東北地方太平洋沖地震による被災者に係る被保険者証等の提示について」(事務連絡)</p> <p>被災に伴い被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても、氏名等の申し立てにより受診できる取扱いとする。</p> <p>・「災害により被災した被保険者等に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」(事務連絡)</p> <p>被災した被保険者等に係る一部負担金及び保険料について、その被害状況に応じて、減免等適切な措置を講じること。</p>	<p>14日 広域連合長の選出(阿部孝夫 川崎市長) ※任期は平成23年4月1日から</p> <p>24日 平成23年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会</p> <p>東日本大震災に係る一部負担金の免除措置開始</p> <p>【内容】</p> <p>・初期は、被保険者が医療機関等への口頭による申し立てによるもの。後に、その他対象者へ免除証明書の申請勧奨を実施。</p>

《平成23年度》		
23. 5		広域連合議会議員の選出(市町村議会)
23. 6	<p>30日 社会保障・税一体改革成案決定(政府・与党社会保障改革検討本部)</p> <p>高齢者医療制度の見直し(高齢世代・若年世代にとって公平で納得のいく負担の仕組み、支援金の総報酬割導入、自己負担割合の見直し等)</p>	<p>21日 神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正(専決処分)</p> <p>【改正内容】 条例附則に「東日本大震災に係る保険料減免の特例」を加える。</p>
23. 8		29日 平成23年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会
23. 10		<p>3日 第2次広域計画案に対するパブリックコメント実施(～31日)</p> <p>【実施結果】</p> <p>(1)意見提出件数 51件(提出者は10人)</p> <p>(2)意見の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・広域計画、制度全般について 13件 ・保険料、資格、給付について 23件 ・議会、広報広聴について 12件 ・その他 3件
24. 1	<p>6日 社会保障・税一体改革素案決定(政府・与党社会保障改革本部)</p> <p>高齢者医療制度の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。 ・高齢者医療の支援金を各被用者保険者の総報酬に応じた負担とする措置について検討する。 <p>※具体的内容について、関係者の理解を得た上で、平成24年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。</p>	

<p>24. 2</p>	<p>17日 社会保障・税一体改革大綱を閣議決定 高齢者医療制度の見直し</p> <p>・高齢者医療制度改革会議のとりまとめ等を踏まえ、高齢者医療制度の見直しを行う。</p> <p>・高齢者医療の支援金を各被用者保険者の総報酬に応じた負担とする措置について検討する。</p> <p>※具体的内容について、関係者の理解を得た上で、平成24年通常国会に後期高齢者医療制度廃止に向けた見直しのための法案を提出する。</p>	<p>3日 平成24年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会</p> <p>○神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正</p> <p>【改正内容】</p> <p>①平成24年度及び平成25年度の保険料率決定 均等割額:39, 260円⇒<u>41, 099円</u> (+1, 839円) 所得割率:7. 42%⇒<u>8. 01%</u> (+0. 59ポイント)</p> <p>②賦課限度額:50万円⇒55万円</p> <p>○神奈川県後期高齢者医療広域連合第2次広域計画の作成</p> <p>【内容】</p> <p>対象期間:4年(平成24年度～27年度)</p> <p>項目:①はじめに ②現状と課題 ③広域連合の基本方針と施策の方向性 ④広域連合及び市町村が行う業務に関すること ⑤第2次広域計画の期間及び改定に関すること</p>
<p>24. 3</p>	<p>30日 社会保障・税一体改革関連法案を閣議決定</p> <p>消費税率引き上げ</p> <p>・平成26年4月から8%、平成27年10月から10%</p> <p>※10%への引き上げ時期は、平成29年4月～延期され、さらに平成31年10月～延期された。</p>	<p>東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長</p> <p>【内容】</p> <p>・原発事故関連の事由に該当する被保険者 平成25年2月28日まで延長</p> <p>・上記以外の事由に該当する被保険者 平成24年9月30日まで延長 (入院時食事療養費等の標準負担額等の免除措置は、平成24年2月29日で終了)</p>

《平成24年度》		
24. 6	15日 三党実務者協議(自由民主党、公明党、民主党)三党合意「確認書」	広域連合議会議員の選出(市町村議会)
24. 7		被保険者証の一斉交付 短期の被保険者証交付
24. 8	22日 社会保障制度改革推進法施行 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・国民会議設置 ・今後の高齢者医療制度については、状況等を踏まえ、必要に応じて、社会保障制度改革国民会議において検討し、結論を得ること。 </div>	30日 平成24年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会 ○財政調整基金条例の制定
24. 11	30日 第1回社会保障制度改革国民会議	
25. 1		短期の被保険者証交付
25. 3		14日 広域連合長の選出(林文子 横浜市長) ※任期は平成25年4月1日から 27日 平成25年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会 ○後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【改正内容】</p> <p>低所得者等の保険料軽減措置の財源とするための条例の失効期日の延長</p> </div> 東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発事故関連の事由に該当する被保険者 平成25年7月31日まで延長 <p>(上記以外の事由に該当する被保険者については、平成24年9月30日で終了)</p> </div>

《平成25年度》		
25. 5	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」成立	
25. 6		広域連合議会議員の選出(市町村議会)
25. 7		短期の被保険者証交付 東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長 ・原発事故関連の事由に該当する被保険者 平成26年2月28日まで延長
25. 8	5日 第20回社会保障制度改革国民会議(最終回) 6日 社会保障制度改革国民会議 報告書 ・後期高齢者医療制度については、創設から既に5年が経過し、現在では十分定着していると考えられる。 ・今後は、現行制度を基本としながら、実施状況等を踏まえ、後期高齢者支援金に対する全面総報酬割の導入を始め、必要な改善を行っていくことが適当である。	29日 広域連合長の選出(林文子 横浜市長) ※任期は平成25年8月30日から
25. 10		28日 平成25年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会
25. 12	「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律」成立 【主な内容】 ・次に掲げる事項等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる。 (1)後期高齢者医療の保険料に係る低所得者の負担の軽減 (2)被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の全てを当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じた負担とすること (3)負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費等の見直し 等 ・高齢者医療制度の在り方について、医療保険制度改革の実施状況等を踏まえ、必要に応じ、見直しに向けた検討を行う。	

26. 1		短期の被保険者証交付											
26. 3		<p>8日 平成26年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会</p> <p>○神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正</p> <p>【改正内容】</p> <p>①平成26年度及び平成27年度の保険料率決定 均等割額:41, 099円⇒<u>42, 580円</u> (+1, 481円) 所得割率:8. 01%⇒<u>8. 30%</u> (+0. 29ポイント)</p> <p>②賦課限度額:55万円⇒57万円</p> <p>③均等割額の軽減対象拡大</p> <table border="1" data-bbox="927 860 1485 1503"> <thead> <tr> <th rowspan="2">軽減割合</th> <th colspan="2">世帯の総所得金額等の基準</th> </tr> <tr> <th>平成25年度 まで</th> <th>平成26年度 以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5割</td> <td>33万円+(24万5千円×(当該世帯に属する被保険者数-被保険者である世帯主))</td> <td>33万円+(24万5千円×<u>当該世帯に属する被保険者数</u>)</td> </tr> <tr> <td>2割</td> <td>33万円+(35万円×当該世帯に属する被保険者数)</td> <td>33万円+(<u>45万円</u>)×当該世帯の属する被保険者数)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正</p> <p>【改正内容】 低所得者等の保険料軽減措置の財源とするための条例の失効期日の延長</p> <p>東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長</p> <p>・原発事故関連の事由に該当する被保険者 平成26年7月31日まで延長</p>	軽減割合	世帯の総所得金額等の基準		平成25年度 まで	平成26年度 以降	5割	33万円+(24万5千円×(当該世帯に属する被保険者数-被保険者である世帯主))	33万円+(24万5千円× <u>当該世帯に属する被保険者数</u>)	2割	33万円+(35万円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円+(<u>45万円</u>)×当該世帯の属する被保険者数)
軽減割合	世帯の総所得金額等の基準												
	平成25年度 まで	平成26年度 以降											
5割	33万円+(24万5千円×(当該世帯に属する被保険者数-被保険者である世帯主))	33万円+(24万5千円× <u>当該世帯に属する被保険者数</u>)											
2割	33万円+(35万円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円+(<u>45万円</u>)×当該世帯の属する被保険者数)											

《平成26年度》		
26. 5		広域連合議会議員の選出(市町村議会)
26. 6	<p>24日 「経済財政運営と改革の基本方針 2014」閣議決定</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・後期高齢者医療の支援金について被用者保険者間で負担能力に応じた負担とする。 ・後期高齢者医療の保険料軽減特例措置について段階的に見直しを進める。 ・高齢者の患者負担について更に負担能力に応じた負担とすることについて検討する。 	
26. 7		<p>被保険者証の一斉交付 短期の被保険者証交付</p> <p>東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発事故関連の事由に該当する被保険者のうち、 (1) 旧緊急時避難準備区域及び旧特定避難勧奨地点に居住していた上位所得者の被保険者 平成26年9月30日まで延長 ※ただし、該当する被保険者は無し。 (2) (1)以外の被保険者 平成27年2月28日まで延長
26. 8		21日 平成26年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会
27. 1	<p>13日 「医療保険制度改革骨子」社会保障制度改革推進本部決定</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被用者保険の後期高齢者支援金について、総報酬部分を段階的に引き上げ平成29年度から全面総報酬割を実施する。 ・後期高齢者の保険料軽減特例(予算措置)に 	短期の被保険者証交付

	<p>ついて、段階的に縮小し、平成29年度から原則的に本則に戻す。ただし、急激な負担増となる者には、きめ細かな激変緩和措置を講ずることとし、具体的な内容は今後検討する。</p> <p>・患者負担について年齢に関わりなく更に負担能力に応じた負担とすることなどについて検討を進める。</p>												
27.3	<p>4日 「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の改正(平成27年4月1日施行)</p> <p>【改正内容】</p> <p>・被保険者の保険料の均等割額について次のとおり改正する。</p> <p>①5割軽減の基準について被保険者数に乗ずる金額を24.5万円から26万円に改める。</p> <p>②2割軽減の基準について被保険者数に乗ずる金額を45万円から47万円に改める。</p>	<p>24日 平成27年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会</p> <p>○神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正</p> <p>【改正内容】</p> <p>均等割額の軽減対象拡大</p> <table border="1" data-bbox="927 864 1485 1518"> <thead> <tr> <th rowspan="2">軽減割合</th> <th colspan="2">世帯の総所得金額等の基準</th> </tr> <tr> <th>平成26年度 まで</th> <th>平成27年度 以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5割</td> <td>33万円+(24万5千円×当該世帯に属する被保険者数)</td> <td>33万円+(26万円×当該世帯に属する被保険者数)</td> </tr> <tr> <td>2割</td> <td>33万円+(45万円×当該世帯に属する被保険者数)</td> <td>33万円+(47万円×当該世帯の属する被保険者数)</td> </tr> </tbody> </table> <p>○後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正</p> <p>【改正内容】</p> <p>低所得者等の保険料軽減措置の財源とするための条例の失効期日の延長</p>	軽減割合	世帯の総所得金額等の基準		平成26年度 まで	平成27年度 以降	5割	33万円+(24万5千円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円+(26万円×当該世帯に属する被保険者数)	2割	33万円+(45万円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円+(47万円×当該世帯の属する被保険者数)
軽減割合	世帯の総所得金額等の基準												
	平成26年度 まで	平成27年度 以降											
5割	33万円+(24万5千円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円+(26万円×当該世帯に属する被保険者数)											
2割	33万円+(45万円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円+(47万円×当該世帯の属する被保険者数)											

27.3		<p>18日 「神奈川県後期高齢者医療広域連合保健事業実施計画(データヘルス計画)」策定</p> <p>【内容】 対象期間:3年(平成27年度～29年度) 主な項目: ・現状分析と評価 ・保健事業 ・計画の評価と見直し</p> <p>東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長</p> <p>【内容】 ・原発事故関連の事由に該当する被保険者のうち、 (1)旧緊急時避難準備区域及び旧特定避難勧奨地点に居住していた上位所得者の被保険者 平成27年9月30日まで延長 ※ただし、該当する被保険者は無し。 (2) (1)以外の被保険者 平成28年2月29日まで延長</p>
------	--	---

《平成27年度》		
27.5	<p>27日 「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」成立</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被用者保険者の後期高齢者支援金について、段階的に全面総報酬割を実施。 	<p>広域連合議会議員の選出(市町村議会)</p>
27.6	<p>30日 「経済財政運営と改革の基本方針 2015」閣議決定</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・社会保障制度の持続可能性を中長期的に高めるとともに、世代間・世代内での負担の公平を図り、負担能力に応じた負担を求める観点から、医療保険における高額療養費制度や後期高齢者の窓口負担の在り方について検討する。 	
27.7		<p>短期の被保険者証交付</p> <p>東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発事故関連の事由に該当する被保険者のうち、 (1) 旧緊急時避難準備区域及び旧特定避難勧奨地点に居住していた上位所得者の被保険者 平成27年9月30日まで延長 ※ただし、該当する被保険者は無し。 (2) (1)以外の被保険者 平成28年2月29日まで延長
27.8		<p>10日 広域連合長の選出(加山俊夫 相模原市長)</p> <p>※任期は平成27年8月30日から</p> <p>21日 平成27年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会</p>

27. 10		<p>1日 第3次広域計画案に対するパブリックコメント実施(～30日)</p> <p>【実施結果】</p> <p>(1)意見提出件数 41件(提出者は16人)</p> <p>(2)意見の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料に関すること 8件 ・健康増進に関すること 7件 ・医療費適正化に関すること 7件 ・医療給付に関すること 5件 ・資格管理・一部負担割合に関すること 4件 ・その他 10件
28. 1	<p>29日 「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の改正(平成28年4月1日施行)</p> <p>【改正内容】</p> <p>・被保険者の保険料の均等割額について次のとおり改正する。</p> <p>①5割軽減の基準について被保険者数に乗ずる金額を26万円から26.5万円に改める。</p> <p>②2割軽減の基準について被保険者数に乗ずる金額を47万円から48万円に改める。</p>	<p>社会保障・税・災害対策の手続でマイナンバーの利用開始。</p> <p>短期の被保険者証交付</p>
28. 3		<p>28日 平成28年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会</p> <p>○神奈川県後期高齢者医療広域連合第3次広域計画の作成</p> <p>【内容】</p> <p>対象期間:6年(平成28年度～33年度)</p> <p>項目:①はじめに</p> <ul style="list-style-type: none"> ②広域計画の趣旨、計画期間及び改定 ③第2次広域計画の振り返り ④現状と課題 ⑤基本方針と施策の方向性 ⑥広域連合と構成市町村の事務分担 ⑦施策事業の評価

○神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正

【改正内容】

①平成28年度及び平成29年度の保険料率決定

均等割額:42,580円⇒43,429円

(+849円)

所得割率:8.30%⇒8.66%

(+0.36ポイント)

②均等割額の軽減対象拡大

軽減割合	世帯の総所得金額等の基準	
	平成27年度 まで	平成28年度 以降
5割	33万円+(26万円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円+(<u>26</u> 万円×当該世帯に属する被保険者数)
2割	33万円+(47万円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円+(<u>48</u> 万円×当該世帯の属する被保険者数)

○後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の一部改正

【改正内容】

低所得者等の保険料軽減措置の財源とするための条例の失効期日の延長

東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長

【内容】

・原発事故関連の事由に該当する被保険者のうち、

(1)旧緊急時避難準備区域及び旧特定避難勧奨地点に居住していた上位所得者の被保険者
平成28年9月30日まで延長

※ただし、該当する被保険者は無し。

(2)(1)以外の被保険者

平成29年2月28日まで延長

《平成28年度》		
28. 4	<p>熊本地震による被災者に対する特別措置が示された。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・14日 「4月14日からの地震の被害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取り扱いについて」(メールにより、平成25年5月2日付け事務連絡「災害に係る後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の取扱いについて」の添付) <p>被災した被保険者等に係る一部負担金及び保険料について、その被害状況に応じて、減免等適切な措置を講じること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・15日 「平成28年熊本県熊本市地方の地震による被災者に係る被保険者証等の提示について」(事務連絡) <p>被災に伴い被保険者証を保険医療機関に提示できない場合においても、氏名等の申し立てにより受診できる取扱いとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・21日 「平成28年熊本地震による被災者に係る一部負担金等の取扱いについて」(事務連絡) <p>一部負担金の支払いを受けることを猶予することができる。</p>	<p>熊本地震に係る一部負担金の免除措置の開始</p> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期は、被保険者が医療機関等への口頭による申し立てによるもの。 <p>平成28年7月31日まで</p>
28. 5		広域連合議会議員の選出(市町村議会)
28. 6	<p>2日 「経済財政運営と改革の基本方針 2016」閣議決定</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「経済・財政再生計画」に掲げられた医療・介護提供体制の適正化、インセンティブ改革、公的サービスの産業化、負担能力に応じた公平な負担、給付の適正化、薬価・調剤等の診療報酬及び医薬品等に係る改革、年金、生活保護等に係る44の改革項目について、改革工程表に沿って着実に改革を実行していく。 	

28. 7		<p>被保険者証の一斉交付 短期の被保険者証交付</p> <p>東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長(再通知)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原発事故関連の事由に該当する被保険者のうち、 (1) 旧緊急時避難準備区域及び旧特定避難勧奨地点に居住していた上位所得者の被保険者 平成28年9月30日まで延長 ※ただし、該当する被保険者は無し。 (2) (1)以外の被保険者 平成29年2月28日まで延長 </div> <p>熊本地震に係る一部負担金の免除措置の期間を平成29年2月28日まで延長</p>
28. 8		26日 平成28年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会
28. 12	<p>22日 「今後の社会保障改革の実施について」 社会保障制度改革推進本部決定案</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>【主な内容】</p> <p>後期高齢者の保険料軽減特例に関し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・所得割の軽減特例及び元被扶養者に対する軽減特例について、平成29年度から段階的に本則に戻す。 ・均等割の軽減特例の見直しについては、低所得者に対する介護保険料軽減の拡充や、年金生活者支援給付金の支給とあわせて実施する。 ・元被扶養者に対する所得割については、賦課開始時期を引き続き検討する。 <p>今後も、受益と負担の均衡が取れた持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革を推進していく。</p> </div>	31日 後期高齢者医療制度臨時特例基金条例の失効

<p>29. 1</p>	<p>25日 「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の改正(平成29年4月1日施行)</p> <p>【改正内容】</p> <p>(1)被用者保険の被扶養者であった被保険者に係る保険料の算定基準について、資格取得後2年間に限らず均等割を5割軽減することとする期間を、「当分の間」から「平成29年度及び平成30年度」に限定する。</p> <p>(2)被保険者の保険料の均等割額について次のとおり改正する。</p> <p>①5割軽減の基準について、被保険者数に乘ずる金額を26.5万円から27万円に改める。</p> <p>②2割軽減の基準について、被保険者数に乘ずる金額を48万円から49万円に改める。</p>	<p>短期の被保険者証交付</p>																		
<p>29. 3</p>		<p>28日 平成29年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第1回定例会</p> <p>○神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正</p> <p>【改正内容】</p> <p>(1)保険料軽減特例の見直し</p> <p>①所得割額の軽減の見直し</p> <p>基礎控除後の総所得金額が58万円以下の被保険者に対する所得割額の軽減を、段階的に改正する。</p> <table border="1" data-bbox="949 1346 1465 1541"> <tr> <td></td> <td>現行</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度以降(本則)</td> </tr> <tr> <td>軽減割合</td> <td>5割</td> <td>2割</td> <td>軽減なし</td> </tr> </table> <p>②被用者保険の被扶養者であった被保険者に対する軽減特例の見直し</p> <p>均等割額を段階的に改正する。</p> <table border="1" data-bbox="911 1733 1501 1973"> <tr> <td></td> <td>現行</td> <td>平成29年度</td> <td>平成30年度</td> <td>平成31年度以降(本則)</td> </tr> <tr> <td>軽減割合</td> <td>9割</td> <td>7割</td> <td>5割</td> <td>資格取得後2年間に限り、5割</td> </tr> </table>		現行	平成29年度	平成30年度以降(本則)	軽減割合	5割	2割	軽減なし		現行	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降(本則)	軽減割合	9割	7割	5割	資格取得後2年間に限り、5割
	現行	平成29年度	平成30年度以降(本則)																	
軽減割合	5割	2割	軽減なし																	
	現行	平成29年度	平成30年度	平成31年度以降(本則)																
軽減割合	9割	7割	5割	資格取得後2年間に限り、5割																

29.3		<p>(2) 均等割額の軽減対象拡大</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">軽減割合</th> <th colspan="2">世帯の総所得金額等の基準</th> </tr> <tr> <th>平成28年度</th> <th>平成29年度以降</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5割</td> <td>33万円＋ (26万5千円× 当該世帯に属する被保険者数)</td> <td>33万円＋ (27万円×当該世帯に属する被保険者数)</td> </tr> <tr> <td>2割</td> <td>33万円＋ (48万円×当該世帯の属する被保険者数)</td> <td>33万円＋ (49万円×当該世帯の属する被保険者数)</td> </tr> </tbody> </table> <p>東日本大震災に係る一部負担金の免除措置の期間延長 【内容】 ・原発事故関連の事由に該当する被保険者のうち、 (1) 旧緊急時避難準備区域及び旧特定避難勧奨地点に居住していた上位所得者の被保険者 平成29年9月30日まで延長 ※ただし、該当する被保険者は無し。 (2) (1)以外の被保険者 平成30年2月28日まで延長</p> <p>熊本地震に係る一部負担金の免除措置の期間を平成29年9月30日まで延長</p>	軽減割合	世帯の総所得金額等の基準		平成28年度	平成29年度以降	5割	33万円＋ (26万5千円× 当該世帯に属する被保険者数)	33万円＋ (27万円×当該世帯に属する被保険者数)	2割	33万円＋ (48万円×当該世帯の属する被保険者数)	33万円＋ (49万円×当該世帯の属する被保険者数)
軽減割合	世帯の総所得金額等の基準												
	平成28年度	平成29年度以降											
5割	33万円＋ (26万5千円× 当該世帯に属する被保険者数)	33万円＋ (27万円×当該世帯に属する被保険者数)											
2割	33万円＋ (48万円×当該世帯の属する被保険者数)	33万円＋ (49万円×当該世帯の属する被保険者数)											

《平成29年度》		
29. 6	<p>9日 「経済財政運営と改革の基本方針 2017」閣議決定</p> <p>【主な内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全ての団塊の世代が後期高齢者となる2025年度を見据え、データヘルスや予防等を通じて、国民の生活の質(QOL)を向上させるとともに、世界に冠たる国民皆保険・皆年金を維持し、これを次世代に引き渡すことを目指す。このため、「経済・財政再生計画」に掲げられた44の改革項目について、今年度や来年度以降の検討・取組事項も含めて速やかに検討し、改革工程表に沿って着実に改革を実行していく。 ・平成32年9月までに、後発医薬品の使用割合を80%とし、できる限り早期に達成できるよう、更なる使用促進策を検討する。 	広域連合議会議員の選出(市町村議会)
29. 7		短期の被保険者証交付
29. 8		<p>15日 広域連合長の選出(福田紀彦 川崎市長)</p> <p>※任期は平成29年8月30日から</p> <p>28日 平成29年神奈川県後期高齢者医療広域連合議会第2回定例会</p>
30. 1	<p>31日 「高齢者の医療の確保に関する法律施行令」の改正(平成30年4月1日施行)</p> <p>【改正内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 後期高齢者医療の保険料の賦課限度額を57万円から62万円に改める。 (2) 被保険者の保険料の均等割額について次のとおり改正する。 <ul style="list-style-type: none"> ①5割軽減の基準について、被保険者数に乘ずる金額を27万円から27.5万円に改める。 ②2割軽減の基準について、被保険者数に乘ずる金額を49万円から50万円に改める。 	短期の被保険者証交付

30.3

27日 平成30年神奈川県後期高齢者医療広域連合
議会第1回定例会

○神奈川県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正

【改正内容】

①平成30年度及び平成31年度の保険料率決定

均等割額:43,429円⇒41,600円

(-1,829円)

所得割率:8.66%⇒8.25%

(-0.41ポイント)

②賦課限度額:57万円⇒62万円

③均等割額の軽減対象拡大

軽減割合	世帯の総所得金額等の基準	
	平成29年度 まで	平成30年度 以降
5割	33万円+(27万円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円+(<u>27万5千円</u> ×当該世帯に属する被保険者数)
2割	33万円+(49万円×当該世帯に属する被保険者数)	33万円+(<u>50万円</u> ×当該世帯の属する被保険者数)

④住所地特例の見直し

住所地特例の適用を受けていた国民健康保険の被保険者が後期高齢者医療制度に加入した場合、住所地特例の適用を引き継ぐ。

4 神奈川県後期高齢者医療広域連合の概要

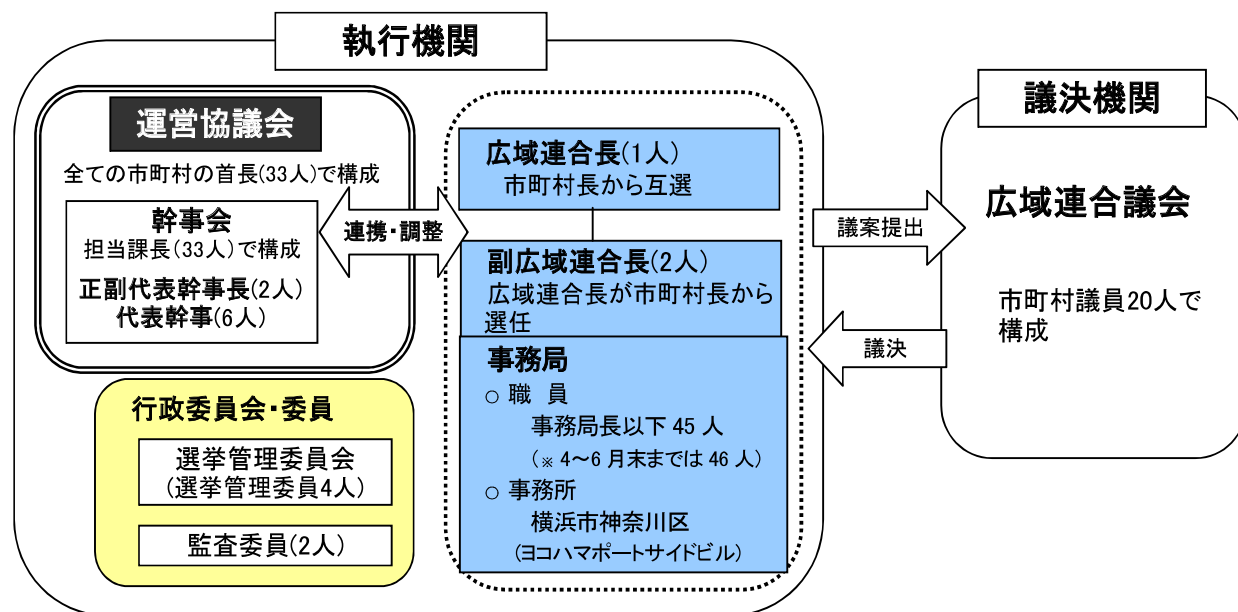
神奈川県後期高齢者医療広域連合は、後期高齢者医療制度の運営主体として、後期高齢者医療事務の効率的な処理と、制度の安定的な運営を目的として、平成19年1月1日に神奈川県知事の許可を受け設立された。

広域連合は地方自治法に基づく特別地方公共団体であることから、議会、選挙管理委員会、監査委員の設置等が義務づけられており、広域連合議会は市町村議会から選挙された議員（定数20名）により構成され、審議、議決を行っている。

また、広域連合の構成団体である市町村がその運営に参画する仕組みとして、神奈川県独自に、構成市町村の首長で構成する「運営協議会」の設置を広域連合規約において定めており、広域連合の運営上の重要事項について、広域連合長と連携・調整を図っている。

さらに、運営協議会の下部機関として、市町村の後期高齢者医療制度を担当する課長をもって組織される幹事会を設置している。

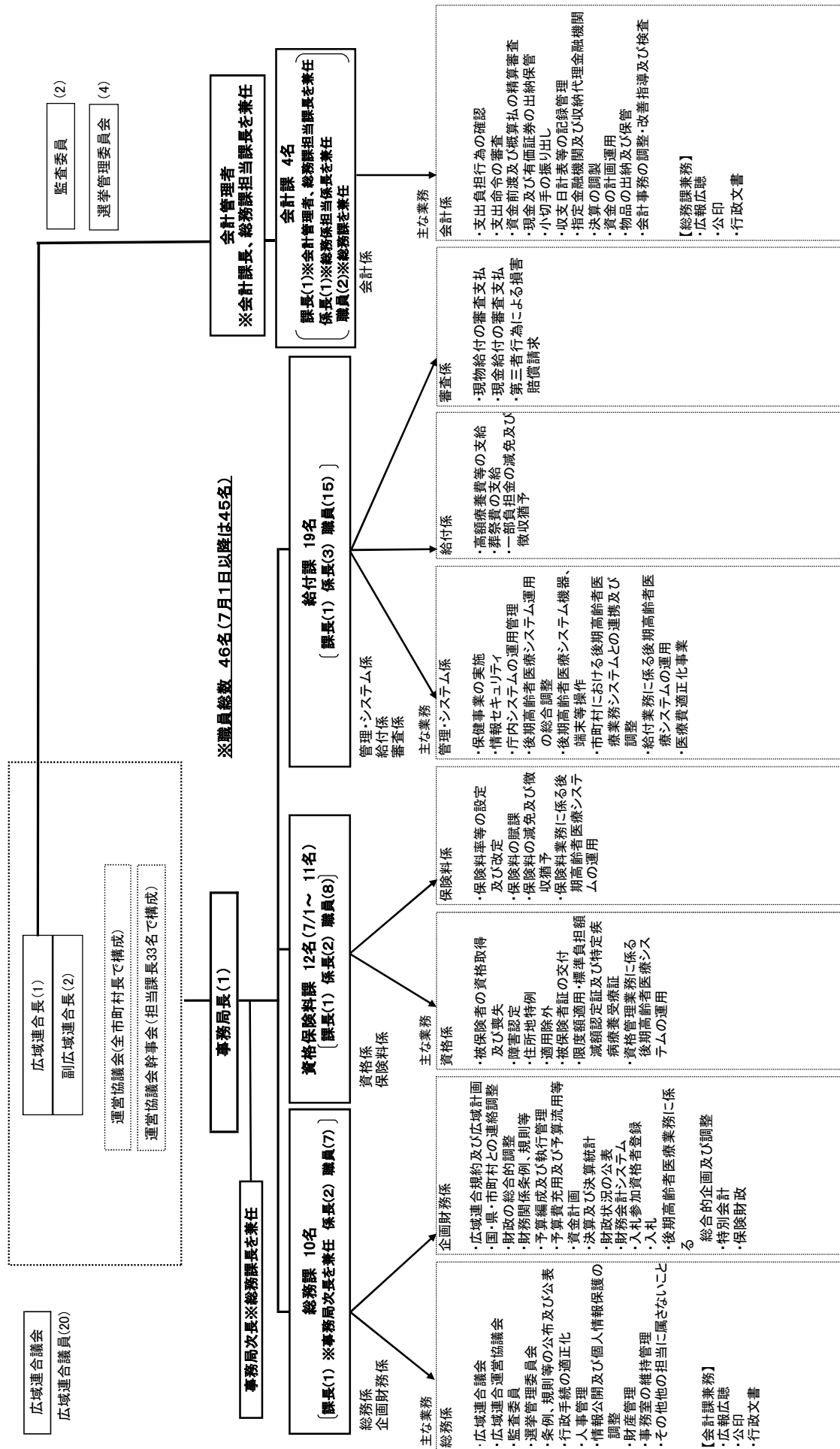
広域連合の組織と構成市町村の関係図（平成29年度）



広域連合事務局では、後期高齢者医療の事務のうち、被保険者の資格の管理や保険料の決定、医療の給付等制度の運営に関する事務等を行い、市町村は保険料徴収や申請・届出の受付や相談等の窓口業務を行うことが広域連合規約に定められている。

広域連合事務局は、当初の職員数50名を平成25年度までの間に45名に改め、また平成27年度からは4課8係体制で市町村と連携しながら業務を行っている。

○ 広域連合の組織、事務分掌等
 広域連合の組織と主な業務内容(平成29年度) 平成29年4月1日現在 ()内は人数



5 一般会計収支状況

平成29年度一般会計は、歳入歳出予算の総額を当初29億2,235万1,000円と定めたが、前年度剰余金の財政調整基金への積立や前年度国庫支出金の確定に伴う返還金の補正を行ったため、平成29年度の予算現額としては歳入歳出ともに33億4,564万5,000円となった。

歳入については、決算額は前年度比15.0%増の35億7,049万9,280円となった。

歳入の主なものは、構成市町村からの負担金25億263万7,000円（歳入全体の割合70.1%）、国からの支出金5億8,149万9,258円（同16.3%）などとなっている。

歳出については、決算額は前年度比15.6%増の31億7万4,565円となった。

歳出の主なものは、電算システム関係費が8億9,969万8,950円（歳出全体の割合29.0%）、財政調整基金費が6億639万8,744円（同19.6%）、医療費適正化事業費が4億6,656万8,718円（同15.0%）、広域連合事業費負担金（広域連合事務局職員の人件費）が3億5,207万2,780円（同11.4%）、給付関係事業費が3億1,315万157円（同10.1%）、高齢者医療管理費が2億3,120万2,538円（同7.5%）などとなっている。

その結果、歳入歳出差引残額は、4億7,042万4,715円となった。

平成29年度 一般会計歳入歳出 決算概要

歳入

(単位: 円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較	収入率
1. 分担金及び 負担金		2,502,637,000	2,502,637,000	2,502,637,000	0		0	100.00%
	1. 負担金	2,502,637,000	2,502,637,000	2,502,637,000	0		0	100.00%
2. 国庫支出金		364,518,000	581,499,258	581,499,258	0		216,981,258	159.53%
	1. 国庫補助金	364,518,000	581,499,258	581,499,258	0		216,981,258	159.53%
3. 財産収入		79,000	4,274	4,274	0		▲ 74,726	5.41%
	1. 財産運用 収入	79,000	4,274	4,274	0		▲ 74,726	5.41%
4. 繰入金		55,015,000	63,000,000	63,000,000	0		7,985,000	114.51%
	1. 基金繰入金	55,015,000	63,000,000	63,000,000	0		7,985,000	114.51%
5. 繰越金		423,295,000	423,294,088	423,294,088	0		▲ 912	100.00%
	1. 繰越金	423,295,000	423,294,088	423,294,088	0		▲ 912	100.00%
6. 諸収入		101,000	64,660	64,660	0		▲ 36,340	64.02%
	1. 預金利子	100,000	13,665	13,665	0		▲ 86,335	13.67%
	2. 雑入	1,000	50,995	50,995	0		49,995	5,099.50%
歳入合計		3,345,645,000	3,570,499,280	3,570,499,280	0		224,854,280	106.72%

※ 平成30年10月5日修正

歳出

(単位: 円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較	執行率
1. 議会費		1,337,000	550,969	0	786,031	786,031	41.21%
	1. 負担金	1,337,000	550,969	0	786,031	786,031	41.21%
2. 総務費		3,334,308,000	3,099,523,596	0	234,784,404	234,784,404	92.96%
	1. 総務管理費	3,333,928,000	3,099,270,908	0	234,657,092	234,657,092	92.96%
	2. 選挙費	40,000	29,554	0	10,446	10,446	73.89%
	3. 監査委員費	340,000	223,134	0	116,866	116,866	65.63%
3. 予備費		10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000	0.00%
	1. 予備費	10,000,000	0	0	10,000,000	10,000,000	0.00%
歳出合計		3,345,645,000	3,100,074,565	0	245,570,435	245,570,435	92.66%

歳入歳出差引残額 470,424,715 円

6 特別会計収支状況

平成29年度後期高齢者医療特別会計は歳入歳出予算の総額を当初8,766億6,530万1,000円と定めたが、前年度剰余金の療養給付費等支払準備基金への積立や国庫支出金等の確定に伴う返還金の補正を行ったため、平成29年度の予算現額としては歳入歳出ともに8,996億4,224万1,000円となった。

歳入については、療養給付費等の増加を反映して、市町村支出金、国庫支出金及び支払基金交付金が前年度と比べて5.5%増加したこと、また、前年度からの繰越金が前年度と比べて113.6%増加したことから、決算額は前年度比6.3%増の8,835億7,215万2,839円となった。

歳入の主なものは、支払基金交付金3,626億8,719万4,000円（歳入全体の割合41.1%）、国庫支出金2,512億8,862万5,578円（同28.5%）、市町村支出金1,732億3,488万4,618円（同19.6%）、県支出金639億4,218万円（同7.2%）などとなっている。

市町村支出金のうち保険料納付金（保険料延滞金を含む）は、滞納繰越分とあわせて969億7,991万5,509円（同11.0%）となった。

歳出については、療養給付費が前年度と比べて6.0%増加したことから、決算額は前年度比7.1%増の8,631億7,604万8,163円となった。

歳出の主なものは、保険給付費の8,341億4,004万1,771円で、歳出全体の96.6%を占めている。

その結果、歳入歳出差引額は203億9,610万4,676円となった。

平成29年度 特別会計歳入歳出 決算概要

歳 入

(単位：円)

款	項	予算現額	調定額	収入済額	不納 欠損額	収入未済額	予算現額と 収入済額との比較	収入率
1. 市町村支出金		172,753,875,000	173,234,884,618	173,234,884,618	0	0	481,009,618	100.28%
	1. 負担金	172,753,875,000	173,234,884,618	173,234,884,618	0	0	481,009,618	100.28%
2. 国庫支出金		246,150,875,000	251,288,625,578	251,288,625,578	0	0	5,137,750,578	102.09%
	1. 国庫負担金	200,570,749,000	204,876,167,643	204,876,167,643	0	0	4,305,418,643	102.15%
	2. 国庫補助金	45,580,126,000	46,412,457,935	46,412,457,935	0	0	832,331,935	101.83%
3. 県支出金		69,512,271,000	63,942,180,000	63,942,180,000	0	0	△ 5,570,091,000	91.99%
	1. 県負担金	69,512,271,000	63,942,180,000	63,942,180,000	0	0	△ 5,570,091,000	91.99%
4. 支払基金交付金		379,044,100,000	362,687,194,000	362,687,194,000	0	0	△ 16,356,906,000	95.68%
	1. 支払基金交付金	379,044,100,000	362,687,194,000	362,687,194,000	0	0	△ 16,356,906,000	95.68%
5. 特別高額医療費 共同事業交付金		247,597,000	307,692,453	307,692,453	0	0	60,095,453	124.27%
	1. 特別高額医療費 共同事業交付金	247,597,000	307,692,453	307,692,453	0	0	60,095,453	124.27%
6. 財産収入		1,127,000	4,944	4,944	0	0	△ 1,122,056	0.44%
	1. 財産運用収入	1,127,000	4,944	4,944	0	0	△ 1,122,056	0.44%
7. 繰入金		5,429,262,000	5,429,261,000	5,429,261,000	0	0	△ 1,000	100.00%
	1. 基金繰入金	5,429,261,000	5,429,261,000	5,429,261,000	0	0	0	100.00%
	2. 他会計繰入金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000	0.00%
8. 繰越金		25,674,297,000	25,674,296,516	25,674,296,516	0	0	△ 484	100.00%
	1. 繰越金	25,674,297,000	25,674,296,516	25,674,296,516	0	0	△ 484	100.00%
9. 県財政安定化 基金借入金		1,000	0	0	0	0	△ 1,000	0.00%
	1. 財政安定化 基金借入金	1,000	0	0	0	0	△ 1,000	0.00%
10. 諸収入		828,836,000	1,201,775,503	1,008,013,730	0	193,761,773	179,177,730	121.62%
	1. 預金利子	6,000,000	1,099,782	1,099,782	0	0	△ 4,900,218	18.33%
	2. 雑入	822,836,000	1,200,675,721	1,006,913,948	0	193,761,773	184,077,948	122.37%
歳入合計		899,642,241,000	883,765,914,612	883,572,152,839	0	193,761,773	△ 16,070,088,161	98.21%

歳 出

(単位：円)

款	項	予算現額	支出済額	翌年度 繰越額	不用額	予算現額と 支出済額との比較	執行率
1. 保険給付費		870,319,871,000	834,140,041,771	0	36,179,829,229	36,179,829,229	95.84%
	1. 保険給付費	870,319,871,000	834,140,041,771	0	36,179,829,229	36,179,829,229	95.84%
2. 特別高額医療費 共同事業拠出金		371,396,000	283,430,975	0	87,965,025	87,965,025	76.32%
	1. 特別高額医療費 共同事業拠出金	371,396,000	283,430,975	0	87,965,025	87,965,025	76.32%
3. 保健事業費		2,754,008,000	2,646,503,165	0	107,504,835	107,504,835	96.10%
	1. 健康保持 増進事業費	2,754,008,000	2,646,503,165	0	107,504,835	107,504,835	96.10%
4. 基金積立金		11,993,398,000	11,993,397,944	0	56	56	100.00%
	1. 基金積立金	11,993,398,000	11,993,397,944	0	56	56	100.00%
5. 公債費		6,000,000	0	0	6,000,000	6,000,000	0.00%
	1. 利子	6,000,000	0	0	6,000,000	6,000,000	0.00%
6. 諸支出金		14,197,568,000	14,112,674,308	0	84,893,692	84,893,692	99.40%
	1. 償還金及び 還付加算金	14,197,568,000	14,112,674,308	0	84,893,692	84,893,692	99.40%
歳出合計		899,642,241,000	863,176,048,163	0	36,466,192,837	36,466,192,837	95.95%

歳入歳出差引残額 20,396,104,676 円

7 概況

7-1 被保険者

7-1-1 被保険者の傾向

被保険者数は、平成29年3月末が102万3,389人、平成30年3月末現在では、106万7,908人となり、1年間で4万4,519人、4.3%増加している。被保険者全体の106万7,908人のうち、75歳以上は、106万3,270人であり、全体の99.57%を占めている。また、65歳以上75歳未満で障がい認定を受けた者（法第50条第2号による者。以下同じ。）は、4,638人であり、全体の0.43%となっている。

7-1-2 障がい認定者数

障がい認定者数は、平成29年3月末が4,963人、平成30年3月末は、4,638人となっている。被保険者全体に占める割合は、0.48%から0.43%に減少している。

7-1-3 被保険者数の多い市町村・少ない市町村

県内の被保険者数をみると、もっとも多いところは横浜市の43万640人、川崎市の13万4,720人の順であり、少ないところは清川村の433人、中井町の1,340人の順である。

また、人口に対する被保険者数の割合の高いところは真鶴町の21.18%、湯河原町の20.08%の順であり、低いところは川崎市の8.92%、厚木市の10.57%の順である。

【被保険者数の多い市町村、少ない市町村】

被保険者数の多い市町村	被保険者数の少ない市町村
1. 横浜市 (430,640人)	1. 清川村 (433人)
2. 川崎市 (134,720人)	2. 中井町 (1,340人)
3. 相模原市 (81,227人)	3. 真鶴町 (1,481人)

【人口に対する被保険者割合の高い市町村、低い市町村】

被保険者割合の高い市町村	被保険者割合の低い市町村
1. 真鶴町 (21.18%)	1. 川崎市 (8.92%)
2. 湯河原町 (20.08%)	2. 厚木市 (10.57%)
3. 山北町 (19.67%)	3. 海老名市 (10.81%)

※全市町村の状況については、P85、P86参照

7-1-4 被保険者の伸び率

神奈川県全体での被保険者数の平成29年度の伸び率は4.35%である。なお、もっとも伸び率の高い市町村は、綾瀬市の7.02%、海老名市の6.94%の順であり、低い市町村は山北町の0.31%、箱根町の1.52%の順である。

【伸び率の高い市町村、低い市町村】

伸び率の高い市町村		伸び率の低い市町村	
1. 綾瀬市	(7.02%)	1. 山北町	(0.31%)
2. 海老名市	(6.94%)	2. 箱根町	(1.52%)
3. 厚木市	(6.92%)	3. 真鶴町	(1.93%)

※全市町村の状況については、P89参照

7-1-5 神奈川県の総人口と被保険者数の推移

神奈川県の総人口が平成29年3月末から平成30年3月末までの間に、1万6,930人(0.18%)増加したのに対し、被保険者数は4万4,519人(4.35%)増加しており、神奈川県の総人口に対する被保険者数の割合は平成29年3月末では11.19%、平成30年3月末は11.65%に増加している。



7-2 保険料

7-2-1 賦課状況

平成28年度及び平成29年度の神奈川県内における均一の保険料率は、均等割額が4万3,429円(年額)、所得割率が8.66%であり、平成28・29年度保険料試算時の神奈川県の一入あたり平均額は9万1,585円となっている。

これに対し、全国平均では均等割額が4万5,289円(年額)、所得割率が9.09%、一人あたり平均額は約6万7,904円となっている。

神奈川県全国における順位は、47都道府県のうち数値の高い順に均等割額が第30位、所得割率が第28位となり、一人あたり平均額は第2位となる。

上記の神奈川県内における均一の保険料率を前提とした平成29年度の賦課総額については1,212億9,049万円8,862円である。

保険料額の軽減状況としては、軽減総額は179億5,024万5,023円となり、その内訳としては次のとおり。

所得に応じた軽減	所得割額軽減	2割軽減	463,366,736円
	均等割額軽減	9割軽減	8,675,711,433円
		8.5割軽減	5,493,579,555円
		5割軽減	1,508,649,625円
		2割軽減	902,562,260円
被用者保険の被扶養者の均等割額軽減			906,375,414円

※ 市町村別内訳については、P94参照

7-2-2 収納状況

平成29年度の県内全体の収納状況は次のとおり。

【現年度分】

調定総額	収納総額	収納率(*)
96,161,831,275円	95,599,453,006円	99.41%

注：保険料率算定時における平成29年度の予定収納率(99.29%)

【滞納繰越分】

調定総額	収納総額	収納率(*)
785,199,590円	348,630,770円	44.40%

* 県内全体の収納率は、調定額と収納額の合計を使用して、小数点第3位以下を切り捨てて算出。

※ 市町村別内訳については、P97参照

平成29年度の減免状況については、申請件数185件のうち、減免決定は185件、減免額は566万4,330円となっている。内訳については次表のとおり。

申請 件数	決定件数			却下 件数	減免額
	災害に よる減免	給付制限 による減免	収入状況 による減免		
185 (94)*	172 (94)*	10 (0)*	3 (0)*	0 (0)*	5,664,330円 (2,962,230円)*

* () は、内数で東日本大震災に係る減免

※ 市町村別内訳については、P95参照

7-2-3 特別徴収・普通徴収状況

平成29年度の県内全体の特別徴収・普通徴収状況は次のとおり。

特別徴収	調定額	49,081,387,235円
	収納額	49,081,387,235円
	収納率	100.00%
普通徴収	調定額	47,080,444,040円
	収納額	46,518,065,771円
	収納率	98.80%
全 体	調定額	96,161,831,275円
	収納額	95,599,453,006円
	収納率	99.41%

※ 市町村別内訳については、P97参照

7-2-4 口座振替の割合

平成29年度の県内全体の普通徴収対象者数、口座振替納付者数及び口座振替納付者の割合は次のとおり。

普通徴収対象者数(A)	329,847人
口座振替納付者数(B)	195,008人
口座振替納付者のうち特別徴収から変更した者の数(C)	79,654人
普通徴収対象者のうち口座振替納付者の割合(特別徴収から変更した者を含む) $(B/A) \times 100$	59.12%
普通徴収対象者のうち口座振替納付者の割合(特別徴収から変更した者を除く) $((B-C)/A) \times 100$	34.97%

※ 対象者数等は、平成29年度3月期徴収分における全市町村の合計数値

7-3 保険給付

7-3-1 医療費の状況（現物給付+現金給付）

平成29年度の医療費については、平成29年3月診療（4月審査）～平成30年2月診療（3月審査）分の12か月間となる。従って、被保険者数と医療費の関係をみる場合は、12か月ベースで算出となる。

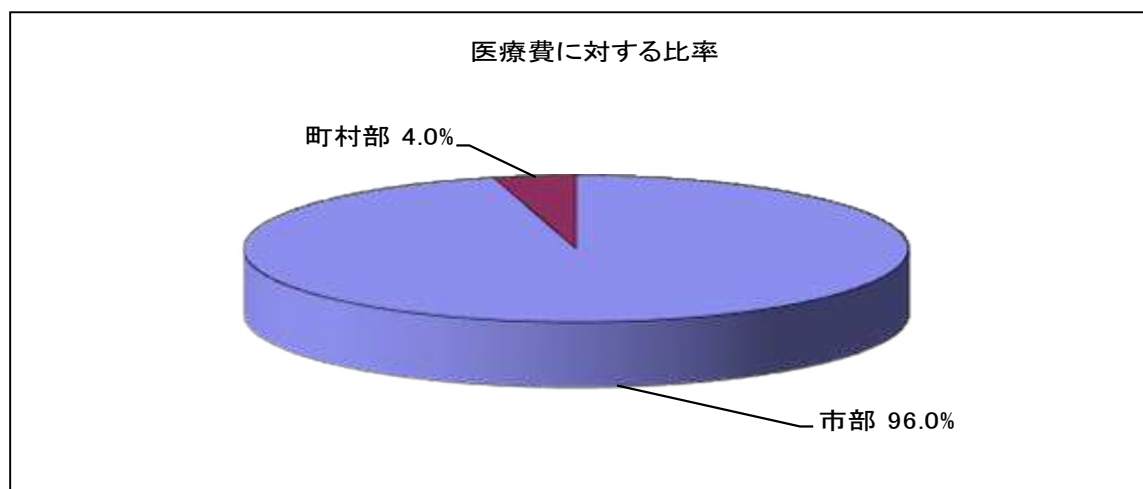
県全体では、医療費は9,077億9,136万7,464円、1人あたり医療費は87万1,013円（*）である。

内訳として、市部は、医療費8,715億705万6,410円（全体の96.0%）、1人あたり医療費87万2,206円、町村部は、医療費362億8,431万1,054円（全体の4.0%）、1人あたり医療費84万3,331円である。

* 現物給付（療養給付費）の1人あたり医療費は85万5,808円。

	医療費	1人あたり医療費
県 合計	907,791,367,464円	871,013円
市部 計	871,507,056,410円	872,206円
町村部 計	36,284,311,054円	843,331円

※ 市町村別内訳については、P98参照



<医療費が多い市町村・少ない市町村>

県全体の医療費のうち、もっとも多い市町村は横浜市、次いで川崎市、相模原市である。

もっとも少ない市町村は清川村、次いで中井町、真鶴町である。

医療費が多い市町村	医療費が少ない市町村
1. 横浜市（374,290,580,439円）	1. 清川村（356,509,028円）
2. 川崎市（125,566,943,288円）	2. 中井町（1,124,461,677円）
3. 相模原市（63,980,343,135円）	3. 真鶴町（1,240,292,823円）

※ 全市町村の状況については、P98参照

<1人あたり医療費が多い市町村・少ない市町村>

県全体の1人あたり医療費のうち、もっとも多い市町村は川崎市、次いで箱根町、大磯町である。もっとも少ない市町村は海老名市、次いで愛川町、開成町である。

1人あたり医療費が多い市町村		1人あたり医療費が少ない市町村	
1. 川崎市	(954,033円)	1. 海老名市	(761,642円)
2. 箱根町	(914,048円)	2. 愛川町	(773,271円)
3. 大磯町	(888,698円)	3. 開成町	(788,155円)

※ 全市町村の状況については、P98参照

<医療費の内訳>

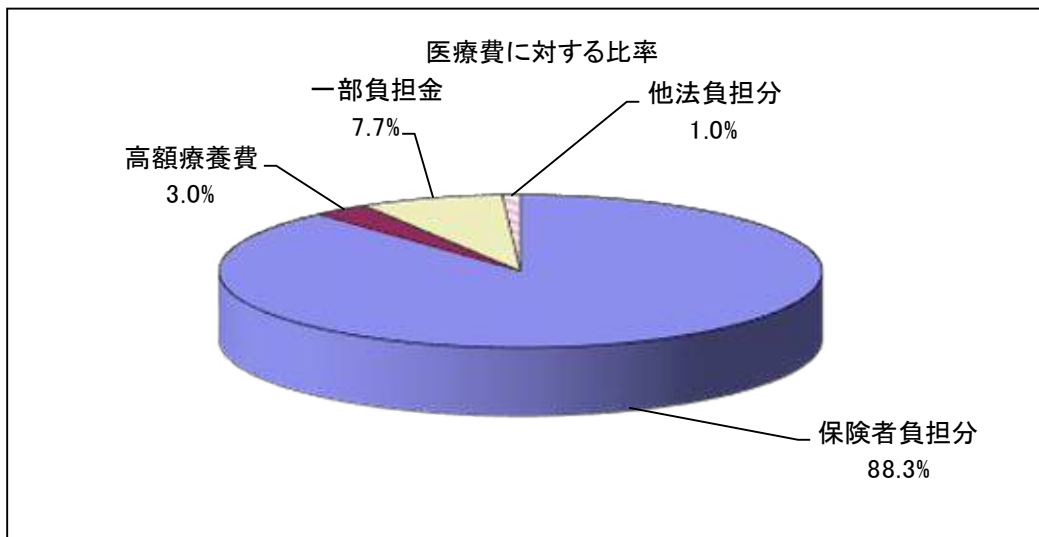
医療費を構成する内訳は、保険者負担分、高額療養費、一部負担金及び他法負担分である。各内訳の金額については、保険者負担分8,018億2,833万89円、高額療養費276億7,203万9,903円、一部負担金695億1,876万8,798円、他法負担分87億7,222万8,674円となる。

広域連合の保険者負担分は88.3%、高額療養費は3.0%となっており、医療費の91.3%を占めている。

注：被保険者が一部負担金として負担した費用のうち、高額療養費として現金給付をしたもの(84億7,634万4,346円)については、一部負担金から減額し保険者負担分に計上している。

保険者負担分 (高額現物分除く)	高額療養費 (現物分)	一部負担金	他法負担分
801,828,330,089円	27,672,039,903円	69,518,768,798円	8,772,228,674円

※ 市町村別内訳については、P99参照



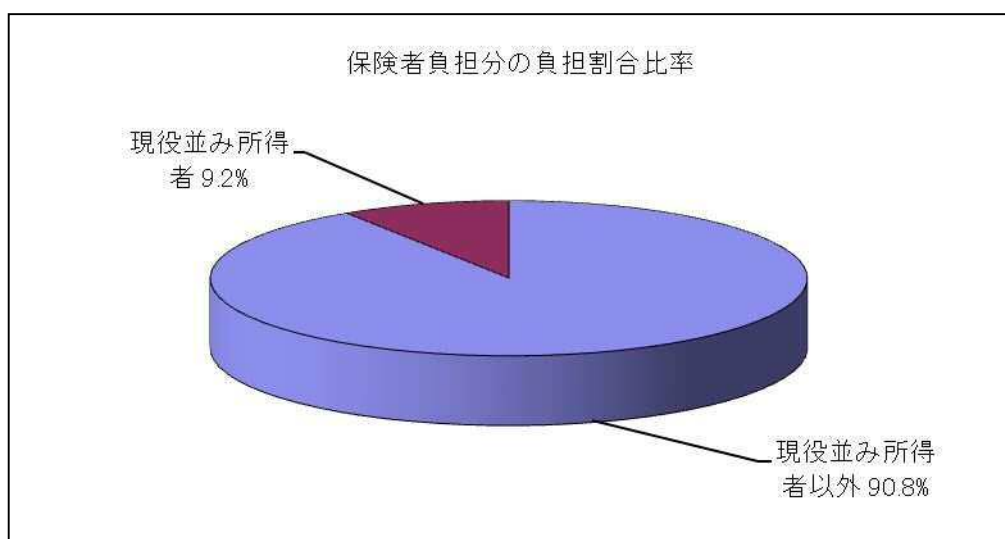
<保険者負担分の負担割合別内訳>

保険者負担分（*）8,295億36万9,992円のうち、現役並み所得者の保険者負担分は、762億5,139万5,760円（全体の9.2%）。現役並み所得者以外の保険者負担分は、7,532億4,897万4,232円（全体の90.8%）である。

保険者負担分（*）	現役並み所得者	現役並み所得者以外
829,500,369,992円	76,251,395,760円	753,248,974,232円

* 高額療養費を含めた現物給付と現金給付の合計。

※ 市町村別内訳については、P100参照



7-3-2 現物給付

<1人あたり診療費の状況>

「入院」、「入院外」及び「歯科」の1人あたりの年計の診療費の状況については、次のとおりである。

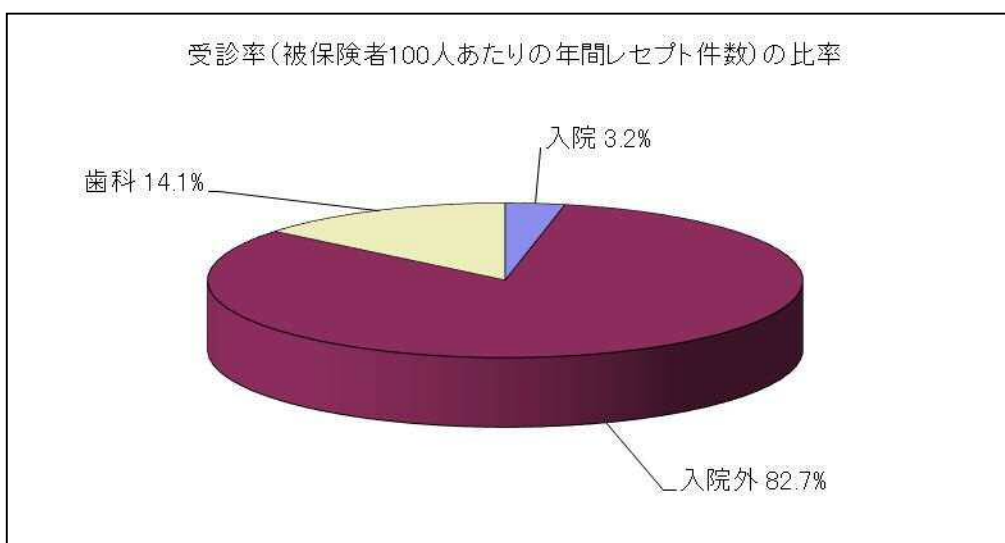
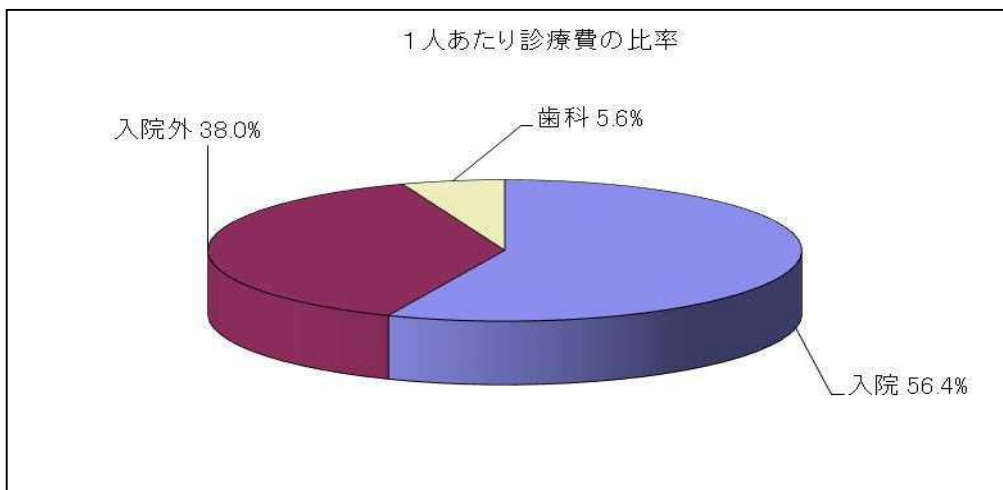
	1人あたり 診療費	受診率 (*1)	1件あたり日数 (*2)	1日あたり診療費 (*3)
入院(医科+歯科)	381,827円	64.31件	15.65日	37,928円
入院外	257,285円	1,648.53件	1.76日	8,847円
歯科(外来のみ)	38,287円	281.25件	1.92日	7,078円
合計	677,399円	1,994.09件	2.23日	15,203円

*1 被保険者100人あたりの年間レセプト件数。

*2 1件あたり日数は、当該年度の診療実日数を診療件数(レセプト件数)で除したものの。

*3 1日あたり診療費は、当該年度の診療費を診療実日数で除したものの。

※ 市町村別内訳については、P102参照



<1人あたり診療費が多い市町村・少ない市町村>

1人あたり診療費のうち、もっとも多い市町村は川崎市、次いで箱根町、清川村である。
もっとも少ない市町村は愛川町、次いで開成町、南足柄市である。

1人あたり診療費が多い市町村		1人あたり診療費が少ない市町村	
1. 川崎市	(736, 355円)	1. 愛川町	(605, 236円)
2. 箱根町	(727, 857円)	2. 開成町	(609, 713円)
3. 清川村	(724, 355円)	3. 南足柄市	(614, 884円)

※ 全市町村の状況については、P102参照

<現物給付（療養の給付費）の内訳>

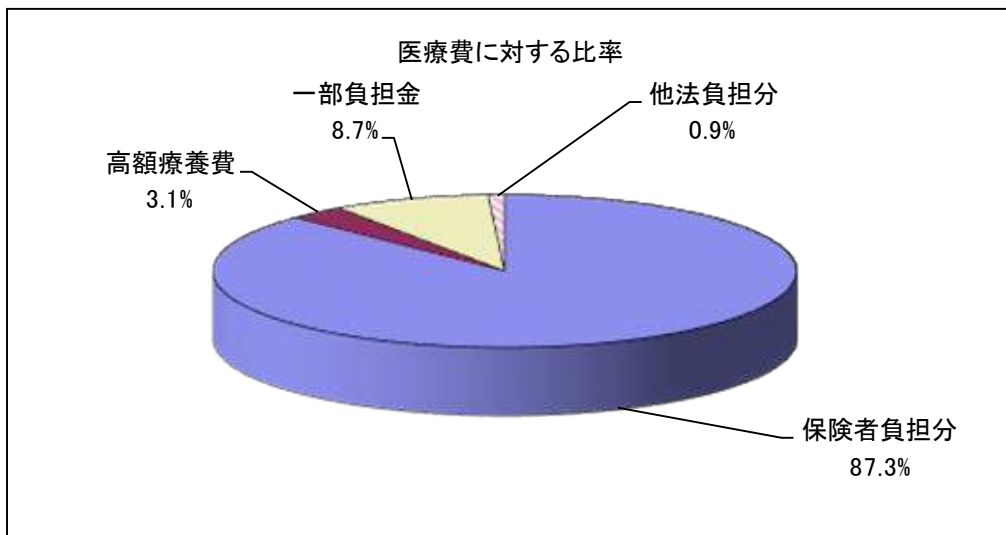
現物給付を構成する内訳は、保険者負担分、高額療養費、一部負担金及び他法負担分である。

各内訳の金額は、保険者負担分7,782億3,711万9,378円、高額療養費276億7,194万8,099円、一部負担金774億2,956万7,711円、他法負担分86億611万5,316円となる。

広域連合の保険者負担分は87.3%、高額療養費は3.1%となっており、現物給付の90.4%を占めている。

保険者負担分 (高額療養費を除く)	高額療養費	一部負担金	他法負担分
778,237,119,378円	27,671,948,099円	77,429,567,711円	8,606,115,316円

※ 市町村別内訳については、P104参照



7-3-3 現金給付

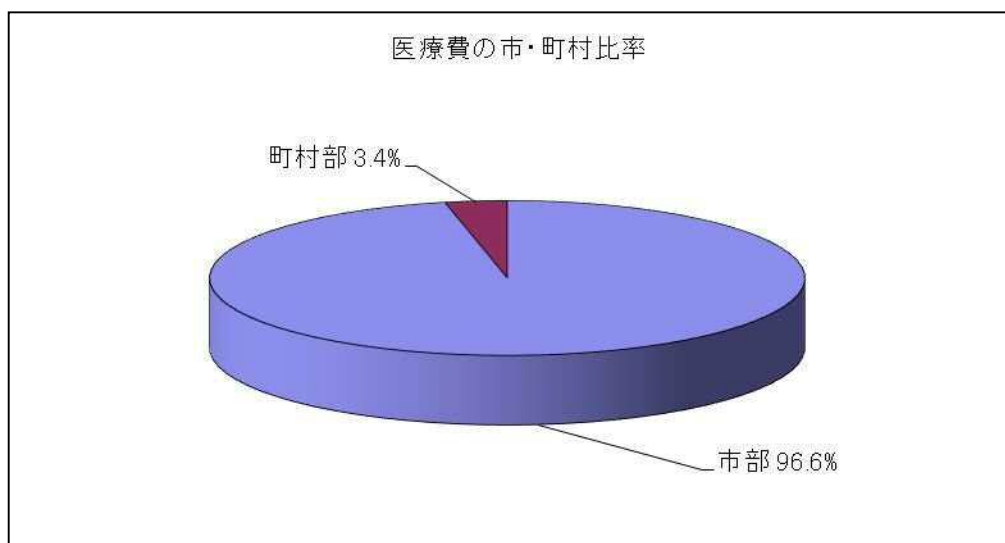
<現金給付（療養費等）の状況>

現金給付については、235億9,130万2,515円である。

内訳として、市部は、227億9,827万6,245円（全体の96.6%）、町村部は、7億9,302万6,270円（全体の3.4%）である。

県全体	市部	町村部
23,591,302,515円	22,798,276,245円	793,026,270円

※ 市町村別内訳については、P114参照



<1人あたり現金給付が多い市町村・少ない市町村>

1人あたり現金給付のうち、もっとも多い市町村は川崎市、次いで逗子市、鎌倉市である。
もっとも少ない市町村は真鶴町、次いで開成町、南足柄市である。

1人あたり現金給付が多い市町村	1人あたり現金給付が少ない市町村
1. 川崎市 (27,749円)	1. 真鶴町 (12,994円)
2. 逗子市 (26,937円)	2. 開成町 (13,240円)
3. 鎌倉市 (25,027円)	3. 南足柄市 (15,053円)

※ 全市町村の状況については、P114参照

7-4 保健事業

7-4-1 健康診査事業

被保険者の健康の保持増進に寄与することを目的として、各市町村が実施する健康診査事業に対し補助金を交付した。

<平成29年度実績>

平成29年度の受診者数は25万6,892人となっており、平成29年4月1日時点の被保険者数102万3,389人に対し、受診率25.10%である。

受診者数の多い市町村については、横浜市5万1,594人、川崎市4万1,760人、藤沢市2万5,519人の順となっている。

また、受診率の高い市町村については、藤沢市53.30%、綾瀬市49.04%、愛川町48.39%の順となっている。

※ 全市町村の状況については、P120参照

7-4-2 歯科健康診査事業

歯・歯肉の状態や口腔衛生状態等をチェックすることで、口腔機能の低下や肺炎等の疾病を予防するため、前年度75歳到達者を対象に歯科健康診査事業を実施した。

<平成29年度実績>

平成29年度の受診者数は4,115人となっており、案内状発送数10万3,171通に対し、受診率3.99%である。

7-4-3 長寿・健康増進事業

被保険者の健康づくりのために、市町村への補助金の交付及び広域連合事業を実施した。

<平成29年度実績>

平成29年度は25の市と町に対し補助金を交付した。

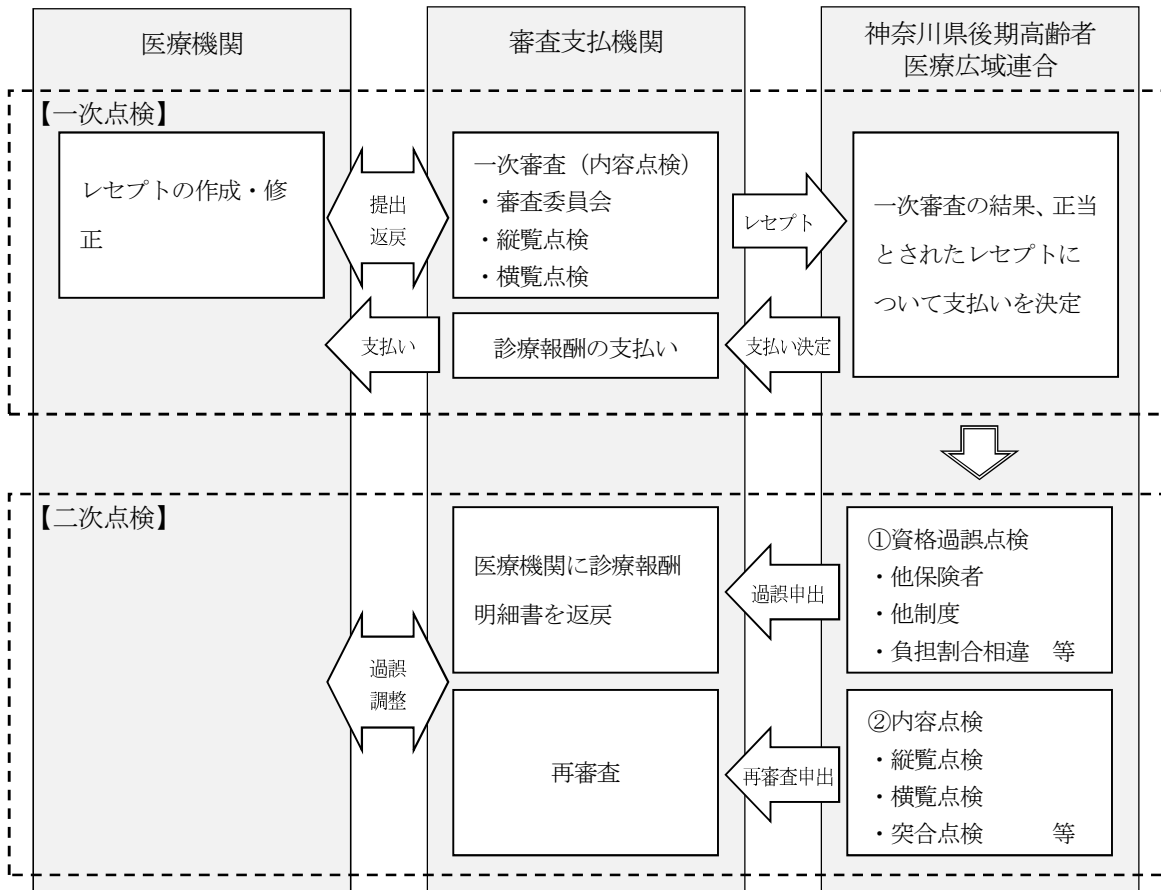
また、広域連合の実施事業として、健康増進啓発チラシ入り保険証カバーを作成し、市町村窓口を通じて配布した。

7-5 医療費適正化

7-5-1 診療報酬明細書の点検

厚生労働省の医療費適正化事業に基づき、診療報酬明細書の資格過誤点検及び内容点検を行っている。点検の結果、返戻又は再審査の申出を行い、過誤調整を行っている。

<レセプト点検の流れ>



<平成29年度の傾向と効果>

資格点検調査による総過誤件数は減少、調整額も件数減少に伴い減少している。また、内容点検による過誤件数及び調整額も減少している。

なお、資格過誤点検においては月平均約3億4千万円、内容点検においては月平均約5千万円の医療費削減効果が認められる。

①平成29年度資格過誤点検実績

件数	75,534枚	査定額	4,081,441,530円
----	---------	-----	----------------

②平成29年度内容点検実績（生活療養費等の診療点数にないものを含む。）

申出件数	112,352件	査定件数	34,591件	査定額	640,803,920円
------	----------	------	---------	-----	--------------

※ 審査支払機関から毎月提出される「再審査結果通知書兼過誤通知書」による。

市町村別内訳については、P121参照

7-5-2 第三者行為の求償概要

第三者行為の求償とは交通事故等、第三者の不法行為によって生じた保険給付について、加害者（損害賠償責任者）に対して損害賠償請求をすることである。

第三者行為による事故は大半が交通事故によるものであることからこれが主となっている。その他として傷病事件等がある。高齢者の医療の確保に関する法律第58条第1項の損害賠償請求権に基づいて求償している。

7-5-3 不当利得

医療機関等の診療報酬の返還金や、被保険者の一部負担金の割合の変更等により発生した返還金について、民法第703条の規定に基づき不当利得として求償している。

<平成29年度実績>

	求償事務処理件数 (現年度分)	求償額 (現年度分)	求償額 (繰越分)
第三者行為	4,881件	762,171,370円	4,717,602円
公害	27件	260,070円	0円
労災	402件	82,229,501円	8,106,432円
医療機関等返還金	14,696件	19,907,015円	53,598,202円
負担割合相違差額求償	20,372件	74,405,665円	78,050,419円
資格喪失後受診求償	1,743件	43,404,896円	71,314,225円
9割間相違・食事代差額求償	0件	0円	586,680円
その他	25件	1,247,839円	38,305円
合計	42,146件	983,626,356円	216,411,865円

※ 市町村別内訳については、P122～125参照

7-5-4 医療費通知

被保険者に対し、健康に対する意識を高めていただき、ひいては、後期高齢者医療制度の健全な運営に資することを目的として、年2回医療費通知を発送した。（平成27年度から県内全ての市町村で実施）

1回目 平成29年9月28日（平成29年1月～6月診療分）

2回目 平成30年3月20日（平成29年7月～12月診療分）

市町村名	被保険者数	発送対象者数	発送率	被保険者数	発送対象者数	発送率
	1回目（29年6月末時点）			2回目（29年12月末時点）		
横浜市	418,163人	399,093人	95.43%	425,175人	405,420人	95.35%
川崎市	130,554人	124,598人	95.43%	132,799人	121,146人	91.22%
相模原市	77,566人	73,526人	94.79%	79,722人	75,412人	94.59%
横須賀市	60,423人	57,506人	95.17%	61,546人	58,491人	95.03%
平塚市	31,402人	29,709人	94.60%	32,050人	30,328人	94.62%
鎌倉市	28,717人	27,381人	95.34%	29,013人	27,659人	95.33%
藤沢市	48,390人	46,155人	95.38%	49,461人	47,174人	95.37%
小田原市	26,205人	24,799人	94.63%	26,594人	25,150人	94.57%
茅ヶ崎市	29,567人	28,105人	95.05%	30,237人	28,702人	94.92%
逗子市	9,957人	9,510人	95.51%	10,050人	9,576人	95.28%
三浦市	8,000人	7,599人	94.98%	8,140人	7,718人	94.81%
秦野市	19,277人	18,193人	94.37%	19,851人	18,758人	94.49%
厚木市	22,606人	21,402人	94.67%	23,312人	22,028人	94.49%
大和市	24,403人	23,159人	94.90%	25,041人	23,782人	94.97%
伊勢原市	11,317人	10,694人	94.49%	11,640人	10,994人	94.45%
海老名市	13,494人	12,808人	94.91%	13,928人	13,206人	94.81%
座間市	13,941人	13,268人	95.17%	14,348人	13,609人	94.84%
南足柄市	6,292人	5,967人	94.83%	6,433人	6,114人	95.04%
綾瀬市	9,638人	9,107人	94.49%	9,947人	9,360人	94.09%
葉山町	5,202人	4,941人	94.98%	5,269人	4,978人	94.47%
寒川町	5,335人	5,016人	94.02%	5,466人	5,150人	94.21%
大磯町	5,155人	4,899人	95.03%	5,262人	4,995人	94.92%
二宮町	4,789人	4,532人	94.63%	4,865人	4,617人	94.90%
中井町	1,269人	1,206人	95.03%	1,319人	1,242人	94.16%
大井町	2,008人	1,912人	95.21%	2,074人	1,956人	94.31%
松田町	1,807人	1,717人	95.01%	1,842人	1,759人	95.49%
山北町	1,961人	1,867人	95.20%	1,952人	1,860人	95.28%
開成町	1,962人	1,869人	95.25%	2,000人	1,916人	95.80%
箱根町	1,991人	1,879人	94.37%	2,003人	1,880人	93.85%

市町村名	被保険者数	発送対象者数	発送率	被保険者数	発送対象者数	発送率
	1回目（29年6月末時点）			2回目（29年12月末時点）		
真鶴町	1,466人	1,395人	95.15%	1,475人	1,399人	94.84%
湯河原町	4,688人	4,422人	94.32%	4,790人	4,527人	94.50%
愛川町	4,577人	4,280人	93.51%	4,732人	4,441人	93.85%
清川村	422人	394人	93.36%	428人	404人	94.39%
合計	1,032,544人	982,908人	95.19%	1,052,764人	995,751人	94.58%

7-5-5 ジェネリック医薬品利用差額通知

先発医薬品からジェネリック医薬品に切り替えた場合に自己負担額の差額が386円以上となる被保険者に対して軽減可能額を通知することで、ジェネリック医薬品の普及啓発を行った。

- ① 対象市町村 県内33市町村
- ② 発送通知数 4万173通

7-5-6 重複・頻回受診者、重複投薬者への訪問指導

被保険者の健康保持並びに医療費・療養費の適正化を図るため、保健師等が同一疾病で医療機関を重複・頻回して受診している者等を訪問し、療養上の日常生活指導を実施した。

- ① 事業対象者
 - 重複受診者 3か月連続して、1か月に同一疾病での受診医療機関が3箇所以上の者
 - 頻回受診者 3か月連続して、1か月に同一医療機関での受診が15回以上の者
 - 重複投薬者 3か月連続して、同一薬剤又は同等の効果を持つ薬剤を複数の医療機関から処方されている者
- ② 訪問回数 103回

7-5-7 高齢者の低栄養防止、重症化予防等の推進事業

糖尿病性腎症が重症化するリスクの高い被保険者の人工透析への移行を防止または遅らせることにより、QOL（Quality Of Life：生活の質）の向上及び医療費の適正化に資することを目的として、一部の市を対象に医療機関等への受診勧奨及び専門職による訪問保健指導等を実施した。また、後期高齢者の特性に応じ、在宅高齢者に対し、専門職による訪問相談事業等を行った市町村に補助金を交付した。

【広域連合】

糖尿病性腎症重症化予防事業

① 対象候補者の抽出基準 HbA1C \geq 6.5%かつ尿蛋白プラス以上

② 実施方法

受診勧奨（対象者：医療機関を未受診もしくは6か月以上受診を中断している者）

訪問指導（対象者：現在治療中の者。ただし、1型糖尿病の者等、勧奨や指導が困難と判断される者は除く。）

③ 実施結果

受診勧奨通知数	243通
訪問指導回数	12回
電話によるフォロー	14回

【市町村】

実施（補助）市町村 3市

横浜市（訪問歯科健診）、厚木市（訪問歯科健診）、大和市（訪問栄養指導（低栄養の防止、糖尿病性腎症重症化予防、口腔機能低下予防））

7-6 一部負担金

7-6-1 一部負担金減免

災害その他特別な事情があり、医療機関等に一部負担金を支払うことが困難な被保険者に対し、申請を受け広域連合が認定した場合、一部負担金の減額、免除又は徴収猶予を行っている。

<一部負担金減免の実施状況>

(1) 免除証明書発行状況（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

	申請件数	決定内容	
		承認	不承認
平成29年度	0件	0件	0件

(2) 免除金額

① 現物給付（平成29年3月～平成30年2月診療分）

	レセプト件数	金額
一部負担金	0件	0円

② 現金給付（平成29年4月～平成30年3月支給分）

現金給付は原則発生しません。

7-6-2 東日本大震災により被災した被保険者に対する一部負担金免除

平成24年1月31日付厚生労働省保険局保険課通知等を踏まえ、東日本大震災により被災した被保険者に対し一部負担金の免除を行った。

<免除対象者の要件>

- (1) 災害救助法の適用地域（東京都を除く）や被災者生活再建支援法の適用地域の住民（地震発生後、他市町村へ転出した者を含む）であり、
- (2) 以下のいずれかに該当する者
 - ① 原発の事故に伴い、警戒区域、計画的避難区域及び旧緊急時避難準備区域に関する指示の対象となっている者
 - ② 特定避難勧奨地点に居住しているため、避難を行っている者

※ 住家の全半壊、全半焼等の被災をした者、主たる生計維持者が死亡等をした者の免除期間は平成24年9月30日で終了。

<免除内容>

一部負担金（ただし、以下の自己負担額の免除は、平成24年2月29日で終了）

- ・入院時食事療養費、入院時生活療養費
- ・柔道整復師、あん摩・マッサージ・指圧師、はり師、きゅう師による施術
- ・治療用装具の作成費用 等

<一部負担金免除の実施状況>

- (1) 免除証明書発行状況（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

平成29年4月1日現在 一部負担金免除証明書 発行件数	新規 発行件数	資格喪失数	平成30年3月31日現在 一部負担金免除証明書 発行件数
68件	16件	0件	84件

- (2) 免除金額

- ① 現物給付（平成29年3月～平成30年2月診療分）

	レセプト件数	金額
一部負担金	1,829件	5,357,303円

- ② 現金給付（平成29年4月～平成30年3月支給分）

	申請件数	金額
一部負担金	15件	70,240円

7-6-3 平成28年熊本地震により被災した被保険者に対する一部負担金免除

平成28年4月22日付厚生労働省保険局国民健康保険課及び高齢者医療課連名通知等を踏まえ、平成28年熊本地震により被災した被保険者に対し一部負担金の免除を行った。

なお、当該一部負担金免除については、平成29年9月30日をもって終了した。

<免除対象者の要件>

- (1) 災害救助法の適用地域（熊本県内の全市町村）であり、
 (2) 以下のいずれかに該当する者

- ① 住家の全半壊、全半焼又はこれに準ずる被災をした者
- ② 主たる生計維持者が死亡し又は重篤な傷病を負った者
- ③ 主たる生計維持者の行方が不明である場合
- ④ 主たる生計維持者が業務を廃止し、又は休止した者
- ⑤ 主たる生計維持者が失職し、現在収入がない者

<免除内容>

保険診療、調剤及び訪問看護の一部負担金

<一部負担金免除の実施状況>

- (1) 免除証明書発行状況（平成29年4月1日～平成29年9月30日）

平成29年4月1日現在 一部負担金免除証明書 発行件数	新規 発行件数	資格喪失数	平成29年9月30日現在 一部負担金免除証明書 発行件数
4件	1件	0件	5件

- (2) 免除金額

- ① 現物給付（平成29年3月～平成29年9月診療分）

	レセプト件数	金額
一部負担金	43件	151,132円

- ② 現金給付（平成29年4月～平成29年10月支給分）

	申請件数	金額
一部負担金	0件	0円

8 統計

8-1 被保険者

表 8-1-1-1 被保険者数内訳

	法第50条 第1号 ※1	法第50条 第2号 ※2	合 計
横 浜 市	428,558	2,082	430,640
横 浜 市 鶴 見 区	27,077	96	27,173
横 浜 市 神 奈 川 区	24,620	130	24,750
横 浜 市 西 区	9,605	86	9,691
横 浜 市 中 区	14,443	60	14,503
横 浜 市 南 区	24,738	141	24,879
横 浜 市 保 土 ヶ 谷 区	26,400	146	26,546
横 浜 市 磯 子 区	22,102	102	22,204
横 浜 市 金 沢 区	27,233	137	27,370
横 浜 市 港 北 区	32,287	185	32,472
横 浜 市 戸 塚 区	33,291	199	33,490
横 浜 市 港 南 区	29,769	137	29,906
横 浜 市 旭 区	35,888	203	36,091
横 浜 市 緑 区	19,816	69	19,885
横 浜 市 瀬 谷 区	16,751	63	16,814
横 浜 市 栄 区	18,370	74	18,444
横 浜 市 泉 区	20,414	87	20,501
横 浜 市 青 葉 区	29,411	103	29,514
横 浜 市 都 筑 区	16,343	64	16,407
川 崎 市	134,480	240	134,720
川 崎 市 川 崎 区	22,227	47	22,274
川 崎 市 幸 区	16,514	33	16,547
川 崎 市 中 原 区	18,352	28	18,380
川 崎 市 高 津 区	18,167	50	18,217
川 崎 市 多 摩 区	19,277	31	19,308
川 崎 市 宮 前 区	20,716	27	20,743
川 崎 市 麻 生 区	19,227	24	19,251
相 模 原 市	80,921	306	81,227
相 模 原 市 緑 区	19,151	68	19,219
相 模 原 市 中 央 区	28,665	150	28,815
相 模 原 市 南 区	33,105	88	33,193
合 計			

【平成30年3月】

(単位:人)

	法第50条 第1号 ※1	法第50条 第2号 ※2	合 計
横 須 賀 市	61,791	532	62,323
平 塚 市	32,331	286	32,617
鎌 倉 市	29,175	91	29,266
藤 沢 市	50,002	134	50,136
小 田 原 市	26,744	103	26,847
茅 ヶ 崎 市	30,528	53	30,581
逗 子 市	10,178	18	10,196
三 浦 市	8,069	130	8,199
秦 野 市	19,969	240	20,209
厚 木 市	23,700	98	23,798
大 和 市	25,558	33	25,591
伊 勢 原 市	11,787	52	11,839
海 老 名 市	14,193	67	14,260
座 間 市	14,602	38	14,640
南 足 柄 市	6,538	15	6,553
綾 瀬 市	10,133	21	10,154
葉 山 町	5,326	6	5,332
寒 川 町	5,568	18	5,586
大 磯 町	5,332	16	5,348
二 宮 町	4,923	8	4,931
中 井 町	1,331	9	1,340
大 井 町	2,103	2	2,105
松 田 町	1,845	8	1,853
山 北 町	1,969	1	1,970
開 成 町	2,024	3	2,027
箱 根 町	2,001	8	2,009
真 鶴 町	1,478	3	1,481
湯 河 原 町	4,860	11	4,871
愛 川 町	4,820	6	4,826
清 川 村	433	0	433
県 合 計	1,063,270	4,638	1,067,908
割	99.57%	0.43%	100.00%

※1 75歳以上の者

※2 65歳以上75歳未満の者であって、政令で定める程度の障がいのある旨の後期高齢者医療広域連合の認定を受けた者

表8-1-2 被保険者割合の高い市町村順一覧

【平成30年3月】

		割 合	人 口 (人)	被保険者数 (人)
1	真 鶴 町	21.18%	6,991	1,481
2	湯 河 原 町	20.08%	24,263	4,871
3	山 北 町	19.67%	10,017	1,970
4	三 浦 市	18.86%	43,469	8,199
5	逗 子 市	17.82%	57,218	10,196
6	二 宮 町	17.64%	27,947	4,931
7	箱 根 町	17.57%	11,433	2,009
8	鎌 倉 市	17.00%	172,194	29,266
9	大 磯 町	16.98%	31,504	5,348
10	松 田 町	16.90%	10,962	1,853
11	葉 山 町	16.71%	31,902	5,332
12	横 須 賀 市	15.67%	397,736	62,323
13	南 足 柄 市	15.45%	42,427	6,553
14	中 井 町	14.13%	9,483	1,340
15	小 田 原 市	14.03%	191,325	26,847
16	清 川 村	13.80%	3,138	433
17	茅 ヶ 崎 市	12.66%	241,532	30,581
18	平 塚 市	12.64%	257,962	32,617
19	大 井 町	12.43%	16,941	2,105
20	秦 野 市	12.21%	165,560	20,209
21	愛 川 町	12.13%	39,788	4,826
22	綾 瀬 市	12.08%	84,039	10,154
23	藤 沢 市	11.68%	429,317	50,136
24	寒 川 町	11.60%	48,138	5,586
25	伊 勢 原 市	11.56%	102,416	11,839
26	横 浜 市	11.54%	3,731,706	430,640
27	開 成 町	11.52%	17,596	2,027
28	座 間 市	11.31%	129,387	14,640
29	相 模 原 市	11.25%	722,334	81,227
30	大 和 市	10.87%	235,357	25,591
31	海 老 名 市	10.81%	131,950	14,260
32	厚 木 市	10.57%	225,194	23,798
33	川 崎 市	8.92%	1,509,887	134,720

表 8-1-3 被保険者数の推移

【平成 29 年度】

(単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
横浜市	416,171	417,156	418,163	419,610	420,912	422,265	423,603	424,691	425,179	427,422	428,874	430,640
川崎市	129,917	130,170	130,554	130,937	131,340	131,793	132,171	132,596	132,799	133,541	134,101	134,720
相模原市	76,994	77,296	77,566	77,969	78,366	78,771	79,175	79,511	79,722	80,341	80,737	81,227
横須賀市	60,158	60,256	60,423	60,622	60,846	61,108	61,284	61,481	61,546	61,896	62,099	62,323
平塚市	31,226	31,292	31,402	31,523	31,660	31,783	31,896	32,015	32,050	32,300	32,444	32,617
鎌倉市	28,654	28,673	28,717	28,768	28,816	28,910	28,954	29,013	29,013	29,115	29,186	29,266
藤沢市	48,061	48,214	48,390	48,606	48,787	49,052	49,258	49,372	49,461	49,721	49,937	50,136
小田原市	26,125	26,153	26,205	26,251	26,321	26,398	26,454	26,526	26,594	26,748	26,781	26,847
茅ヶ崎市	29,384	29,436	29,567	29,665	29,779	29,925	30,065	30,159	30,237	30,369	30,474	30,581
逗子市	9,918	9,937	9,957	9,993	9,994	10,027	10,042	10,053	10,050	10,113	10,143	10,196
三浦市	7,960	7,977	8,000	8,020	8,043	8,067	8,101	8,132	8,140	8,171	8,180	8,199
秦野市	19,101	19,172	19,277	19,380	19,472	19,595	19,702	19,805	19,851	20,005	20,088	20,209
厚木市	22,418	22,513	22,606	22,744	22,871	22,996	23,142	23,252	23,312	23,488	23,642	23,798
大和市	24,233	24,312	24,403	24,535	24,639	24,749	24,851	24,975	25,041	25,239	25,401	25,591
伊勢原市	11,245	11,290	11,317	11,364	11,429	11,489	11,541	11,601	11,640	11,714	11,782	11,839
海老名市	13,414	13,460	13,494	13,559	13,614	13,715	13,819	13,885	13,928	14,067	14,163	14,260
座間市	13,815	13,868	13,941	14,018	14,109	14,174	14,241	14,321	14,348	14,463	14,543	14,640
南足柄市	6,257	6,276	6,292	6,319	6,344	6,374	6,387	6,417	6,433	6,486	6,528	6,553
綾瀬市	9,551	9,595	9,638	9,708	9,766	9,809	9,871	9,917	9,947	10,020	10,094	10,154
葉山町	5,169	5,180	5,202	5,220	5,235	5,246	5,253	5,276	5,269	5,296	5,313	5,332
寒川町	5,281	5,314	5,335	5,357	5,385	5,409	5,446	5,459	5,466	5,504	5,540	5,586
大磯町	5,117	5,136	5,155	5,172	5,190	5,212	5,237	5,260	5,262	5,310	5,335	5,348
二宮町	4,755	4,782	4,789	4,794	4,811	4,819	4,825	4,846	4,865	4,885	4,898	4,931
中井町	1,265	1,266	1,269	1,278	1,278	1,293	1,299	1,312	1,319	1,323	1,329	1,340
大井町	2,001	2,004	2,008	2,022	2,033	2,039	2,055	2,066	2,074	2,087	2,095	2,105
松田町	1,806	1,805	1,807	1,811	1,812	1,822	1,838	1,834	1,842	1,850	1,848	1,853
山北町	1,965	1,966	1,961	1,963	1,958	1,953	1,956	1,950	1,952	1,964	1,964	1,970
開成町	1,944	1,950	1,962	1,967	1,972	1,979	1,993	1,995	2,000	2,022	2,025	2,027
箱根町	1,974	1,981	1,991	1,997	2,004	1,998	2,000	2,006	2,003	2,003	2,001	2,009
真鶴町	1,454	1,454	1,466	1,475	1,479	1,476	1,477	1,474	1,475	1,482	1,476	1,481
湯河原町	4,680	4,690	4,688	4,688	4,706	4,728	4,748	4,771	4,790	4,816	4,850	4,871
愛川町	4,558	4,565	4,577	4,616	4,634	4,665	4,691	4,713	4,732	4,775	4,792	4,826
清川村	419	421	422	423	422	423	428	427	428	434	433	433
県合計	1,026,990	1,029,560	1,032,544	1,036,374	1,040,027	1,044,062	1,047,803	1,051,111	1,052,768	1,058,970	1,063,096	1,067,908
前月比		100.25%	100.29%	100.37%	100.35%	100.39%	100.36%	100.32%	100.16%	100.59%	100.39%	100.45%

表 8 - 1 - 4 月別被保険者異動状況

【平成29年度】

(単位:人)

	増加事由					減少事由				
	転入	生保 廃止	年齢 到達	その他	合計	転出	生保 開始	死亡	その他	合計
平成29年 4月	563	91	8,119	163	8,936	406	55	4,341	302	5,104
平成29年 5月	563	63	7,089	150	7,865	402	102	4,234	276	5,014
平成29年 6月	509	63	7,050	152	7,774	355	62	3,881	268	4,566
平成29年 7月	431	42	8,036	171	8,680	349	91	3,927	259	4,626
平成29年 8月	442	64	8,209	161	8,876	330	65	4,263	244	4,902
平成29年 9月	462	61	8,439	139	9,101	359	92	4,125	245	4,821
平成29年 10月	563	73	8,408	137	9,181	371	82	4,486	279	5,218
平成29年 11月	521	69	8,138	149	8,877	398	90	4,585	261	5,334
平成29年 12月	476	99	6,877	160	7,612	401	73	4,949	247	5,670
平成30年 1月	340	64	12,199	145	12,748	258	90	5,543	307	6,198
平成30年 2月	376	70	9,496	161	10,103	299	63	4,993	286	5,641
平成30年 3月	524	69	9,956	133	10,682	393	102	4,721	331	5,547
合 計	5,770	828	102,016	1,821	110,435	4,321	967	54,048	3,305	62,641

※平成29年度月報A表より

表8-1-5 被保険者数伸び率の高い市町村順一覧

【平成29年度】

		平成29年3月末 (人)	平成30年3月末 (人)	伸び率
1	綾 瀬 市	9,488	10,154	7.02%
2	海 老 名 市	13,334	14,260	6.94%
3	厚 木 市	22,258	23,798	6.92%
4	座 間 市	13,763	14,640	6.37%
5	寒 川 町	5,255	5,586	6.30%
6	大 和 市	24,083	25,591	6.26%
7	愛 川 町	4,542	4,826	6.25%
8	秦 野 市	19,021	20,209	6.25%
9	相 模 原 市	76,628	81,227	6.00%
10	中 井 町	1,267	1,340	5.76%
11	伊 勢 原 市	11,200	11,839	5.71%
12	大 井 町	1,992	2,105	5.67%
13	南 足 柄 市	6,222	6,553	5.32%
14	開 成 町	1,929	2,027	5.08%
15	大 磯 町	5,094	5,348	4.99%
16	平 塚 市	31,140	32,617	4.74%
17	藤 沢 市	47,878	50,136	4.72%
18	茅 ヶ 崎 市	29,285	30,581	4.43%
19	湯 河 原 町	4,666	4,871	4.39%
20	二 宮 町	4,737	4,931	4.10%
21	川 崎 市	129,484	134,720	4.04%
22	横 須 賀 市	59,974	62,323	3.92%
23	清 川 村	417	433	3.84%
24	横 浜 市	414,887	430,640	3.80%
25	葉 山 町	5,152	5,332	3.49%
26	三 浦 市	7,928	8,199	3.42%
27	逗 子 市	9,882	10,196	3.18%
28	松 田 町	1,796	1,853	3.17%
29	小 田 原 市	26,085	26,847	2.92%
30	鎌 倉 市	28,606	29,266	2.31%
31	真 鶴 町	1,453	1,481	1.93%
32	箱 根 町	1,979	2,009	1.52%
33	山 北 町	1,964	1,970	0.31%
	県 合 計	1,023,389	1,067,908	4.35%

表 8-1-6 年齢階層別被保険者内訳

【平成30年3月】

(単位:人)

	65歳～69歳	70歳～74歳	75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳～94歳	95歳～99歳	100歳以上	合 計
横 浜 市	871	1,211	174,507	131,573	78,508	33,667	8,851	1,452	430,640
川 崎 市	87	153	54,344	40,973	24,906	10,733	3,007	517	134,720
相 模 原 市	128	178	37,029	23,911	12,955	5,292	1,498	236	81,227
横 須 賀 市	271	261	25,358	18,778	11,247	4,787	1,355	266	62,323
平 塚 市	136	150	13,750	9,639	5,588	2,515	701	138	32,617
鎌 倉 市	60	31	10,805	8,805	5,914	2,732	771	148	29,266
藤 沢 市	80	54	20,419	15,334	8,915	4,005	1,108	221	50,136
小 田 原 市	40	63	10,594	8,134	5,006	2,300	601	109	26,847
茅ヶ 崎 市	22	31	12,740	9,383	5,332	2,361	629	83	30,581
逗 子 市	10	8	3,763	3,100	2,064	940	273	38	10,196
三 浦 市	67	63	3,180	2,451	1,565	651	199	23	8,199
秦 野 市	127	113	8,977	5,616	3,308	1,584	417	67	20,209
厚 木 市	24	74	11,086	6,857	3,707	1,558	414	78	23,798
大 和 市	14	19	11,753	7,639	3,959	1,659	470	78	25,591
伊 勢 原 市	19	33	5,213	3,451	1,888	934	256	45	11,839
海 老 名 市	24	43	6,701	4,222	2,115	893	229	33	14,260
座 間 市	17	21	6,830	4,485	2,134	869	243	41	14,640
南 足 柄 市	4	11	2,795	1,965	1,140	487	131	20	6,553
綾 瀬 市	11	10	5,096	2,955	1,378	528	151	25	10,154
葉 山 町	2	4	2,112	1,578	951	513	148	24	5,332
寒 川 町	9	9	2,610	1,658	838	360	82	20	5,586
大 磯 町	9	7	2,235	1,559	927	448	137	26	5,348
二 宮 町	3	5	2,008	1,482	910	401	105	17	4,931
中 井 町	5	4	591	373	228	104	33	2	1,340
大 井 町	0	2	945	625	334	153	39	7	2,105
松 田 町	2	6	697	591	357	149	47	4	1,853
山 北 町	0	1	691	593	416	211	51	7	1,970
開 成 町	1	2	892	593	344	144	46	5	2,027
箱 根 町	2	6	821	580	358	180	53	9	2,009
真 鶴 町	2	1	600	451	251	145	27	4	1,481
湯 河 原 町	3	8	2,000	1,453	862	422	106	17	4,871
愛 川 町	2	4	2,303	1,377	743	304	77	16	4,826
清 川 村	0	0	177	124	69	52	10	1	433
県 合 計	2,052	2,586	443,622	322,308	189,217	82,081	22,265	3,777	1,067,908
割 合	0.19%	0.24%	41.54%	30.18%	17.72%	7.69%	2.08%	0.35%	100.00%

表 8 - 1 - 7 負担区別被保険者内訳

【平成 30 年 3 月】

(単位:人)

	現 役	一 般	低所得Ⅱ	低所得Ⅰ	合 計
横 浜 市	53,489	226,769	73,151	77,231	430,640
川 崎 市	18,077	68,811	25,096	22,736	134,720
相 模 原 市	7,217	46,978	14,846	12,186	81,227
横 須 賀 市	4,594	36,873	10,310	10,546	62,323
平 塚 市	2,695	18,592	5,997	5,333	32,617
鎌 倉 市	5,353	14,550	4,164	5,199	29,266
藤 沢 市	6,457	27,233	7,969	8,477	50,136
小 田 原 市	2,092	15,134	5,389	4,232	26,847
茅 ヶ 崎 市	3,445	17,349	4,695	5,092	30,581
逗 子 市	1,433	5,437	1,460	1,866	10,196
三 浦 市	506	4,533	1,600	1,560	8,199
秦 野 市	1,731	11,614	3,820	3,044	20,209
厚 木 市	2,543	13,707	4,351	3,197	23,798
大 和 市	2,686	14,394	4,553	3,958	25,591
伊 勢 原 市	1,167	7,048	1,836	1,788	11,839
海 老 名 市	1,391	8,717	2,112	2,040	14,260
座 間 市	1,185	8,449	2,735	2,271	14,640
南 足 柄 市	597	4,105	1,006	845	6,553
綾 瀬 市	904	6,230	1,547	1,473	10,154
葉 山 町	834	2,879	746	873	5,332
寒 川 町	456	3,350	1,020	760	5,586
大 磯 町	585	3,146	779	838	5,348
二 宮 町	502	2,931	736	762	4,931
中 井 町	110	913	165	152	1,340
大 井 町	171	1,376	321	237	2,105
松 田 町	157	1,129	340	227	1,853
山 北 町	140	1,309	282	239	1,970
開 成 町	181	1,356	271	219	2,027
箱 根 町	199	1,001	489	320	2,009
真 鶴 町	90	862	293	236	1,481
湯 河 原 町	325	2,536	1,173	837	4,871
愛 川 町	377	2,938	823	688	4,826
清 川 村	24	284	76	49	433
市 計	117,562	556,523	176,637	173,074	1,023,796
町 村 計	4,151	26,010	7,514	6,437	44,112
県 合 計	121,713	582,533	184,151	179,511	1,067,908
全体に対する割合	11.40%	54.55%	17.24%	16.81%	100%

表 8 - 1 - 8 限度額適用・標準負担額減額認定証発行状況

【平成30年3月】

(単位:人)

	区分Ⅰ(低所得者Ⅰ)	区分Ⅱ(低所得者Ⅱ)	長期入院(※)	合 計
横 浜 市	16,228	13,162	603	29,390
川 崎 市	5,383	5,057	230	10,440
相 模 原 市	2,365	2,521	146	4,886
横 須 賀 市	1,938	1,528	75	3,466
平 塚 市	2,501	2,172	126	4,673
鎌 倉 市	966	600	37	1,566
藤 沢 市	2,293	1,694	82	3,987
小 田 原 市	1,106	1,219	70	2,325
茅 ヶ 崎 市	1,168	942	47	2,110
逗 子 市	437	289	10	726
三 浦 市	673	527	17	1,200
秦 野 市	649	647	58	1,296
厚 木 市	717	710	33	1,427
大 和 市	1,276	966	37	2,242
伊 勢 原 市	679	492	20	1,171
海 老 名 市	377	307	17	684
座 間 市	416	394	22	810
南 足 柄 市	161	148	16	309
綾 瀬 市	473	253	15	726
葉 山 町	132	96	4	228
寒 川 町	195	201	13	396
大 磯 町	161	101	11	262
二 宮 町	135	94	9	229
中 井 町	26	18	2	44
大 井 町	56	47	4	103
松 田 町	45	49	4	94
山 北 町	71	49	6	120
開 成 町	34	44	2	78
箱 根 町	77	103	8	180
真 鶴 町	90	86	2	176
湯 河 原 町	167	217	11	384
愛 川 町	213	156	9	369
清 川 村	8	6	0	14
県 合 計	41,216	34,895	1,746	76,111

※長期入院…申請月以前1年以内の入院期間が90日を超えたもの

表 8 - 1 - 9 短期被保険者証発行状況【平成30年2月】

	平成30年2月1日現在 短期被保険者証交付者数 (人)
横 浜 市	27
川 崎 市	238
相 模 原 市	18
横 須 賀 市	142
平 塚 市	23
鎌 倉 市	45
藤 沢 市	0
小 田 原 市	31
茅 ヶ 崎 市	26
逗 子 市	23
三 浦 市	1
秦 野 市	8
厚 木 市	26
大 和 市	57
伊 勢 原 市	9
海 老 名 市	14
座 間 市	5
南 足 柄 市	15
綾 瀬 市	0
葉 山 町	7
寒 川 町	9
大 磯 町	25
二 宮 町	6
中 井 町	0
大 井 町	0
松 田 町	0
山 北 町	0
開 成 町	1
箱 根 町	12
真 鶴 町	4
湯 河 原 町	19
愛 川 町	15
清 川 村	0
県 合 計	806

8-2 保険料

表8-2-1 賦課・軽減状況

【平成29年度】

市区町村	賦課状況													軽減状況													
	旧ただし書所得(円)	所得割額(円)	被保険者数(人)	均等割額(円)	算出額(円)	限度超過額(円)	賦課総額(円)	軽減総額(円)	軽減総数(人)	軽減総額(円)	所得に応じた軽減(均等割額、5割軽減)対象者数(人)	軽減額(円)	軽減率内7割(円)	軽減率内2割(円)	所得に応じた軽減(均等割額、5割軽減)対象者数(人)	軽減額(円)	所得に応じた軽減(均等割額、5割軽減)対象者数(人)	軽減率内7割(円)	軽減率内2割(円)	所得に応じた軽減(均等割額、5割軽減)対象者数(人)	軽減額(円)	所得に応じた軽減(均等割額、5割軽減)対象者数(人)	軽減率内7割(円)	軽減率内2割(円)			
横浜 市	499,552,441,878	43,261,139,665	452,702	19,650,395,158	62,921,534,823	12,369,082,818	50,552,452,005	260,699	7,183,734,546	58,979	2,177,209,785	92,732	2,819,145,532	805,470,152	25,255	548,412,325	10,789	327,996,989	38,319	332,838,834							
川崎 市	170,032,099,819	14,724,748,864	141,725	6,154,975,025	20,879,723,889	5,034,155,453	15,845,568,436	86,170	2,359,837,576	28,701	762,331,665	28,701	872,539,101	249,296,886	8,911	193,502,265	3,965	120,539,065	11,480	99,715,280							
相模原 市	74,393,881,809	6,442,491,301	84,889	3,686,644,381	10,129,135,682	1,528,668,171	8,600,467,511	52,716	1,358,215,096	11,727	432,902,205	15,113	459,450,313	131,271,518	6,266	136,066,190	2,564	77,948,164	9,995	81,604,970							
横浜 市	47,413,164,403	4,105,965,442	65,582	2,846,857,808	6,952,823,250	457,061,251	6,495,761,999	38,714	1,032,839,893	8,164	301,374,060	13,127	399,073,927	114,021,122	4,058	88,119,470	1,551	47,151,951	6,451	56,033,386							
平塚 市	27,629,581,562	2,384,054,365	34,222	1,486,227,238	3,870,281,603	527,841,580	3,342,440,023	22,343	575,014,293	3,198	16,271,225	4,631	170,953,365	58,752,104	2,605	56,567,575	1,066	32,407,466	4,079	35,430,194							
鎌倉 市	42,340,940,711	3,666,718,300	30,855	1,340,001,795	5,006,720,095	1,098,768,130	3,907,951,965	15,810	450,968,406	3,333	123,037,695	6,470	196,694,470	56,198,420	1,373	29,814,695	600	18,240,600	1,902	16,520,772							
小田原 市	60,192,603,014	5,212,667,543	52,406	2,275,940,174	7,488,607,717	1,584,904,185	5,903,703,532	29,705	799,049,378	4,080	20,528,470	10,281	312,552,681	89,300,766	2,852	64,102,680	1,376	41,831,776	4,815	41,823,090							
茅ヶ崎 市	21,591,082,185	1,869,777,441	28,326	1,230,169,854	3,095,947,295	370,355,704	2,729,591,591	19,050	498,703,210	2,942	14,728,006	4,403	162,536,745	47,642,710	2,321	50,400,315	1,049	31,890,649	2,850	24,755,100							
夏ヶ崎 市	33,689,736,590	2,917,524,808	32,007	1,390,032,003	4,307,556,811	837,109,602	3,470,447,209	18,294	493,433,772	3,752	138,505,080	6,431	195,508,831	55,859,666	1,771	38,457,265	835	25,384,835	3,207	27,856,002							
豆ヶ崎 市	13,075,034,248	1,132,295,422	10,733	466,123,457	1,453,529,921	167,585,658	1,285,944,263	7,007	199,605,452	1,068	5,335,220	2,319	70,499,919	20,142,834	873	18,957,195	366	11,126,766	1,293	11,230,998							
三浦 市	5,139,473,977	445,076,736	8,640	375,226,560	820,303,356	48,832,261	771,471,095	6,153	165,114,478	962	4,882,367	1,405	51,855,575	17,319,884	689	14,961,635	271	8,238,671	832	7,226,752							
秦野 市	16,725,840,783	1,448,453,107	21,087	915,787,323	2,364,240,430	278,419,740	2,085,820,690	13,696	351,025,099	2,018	10,409,390	3,995	121,451,995	34,700,570	1,698	36,872,070	664	20,186,264	2,445	21,237,270							
厚木 市	23,196,112,770	2,008,777,778	24,838	1,078,689,502	3,087,467,280	432,206,729	2,654,960,551	15,174	398,569,705	2,195	10,951,926	3,456	127,578,240	36,594,118	1,787	38,804,705	735	22,344,735	2,788	24,216,568							
大和市	27,750,973,450	2,403,228,339	26,771	1,162,637,759	3,365,866,098	724,145,186	2,841,720,912	16,210	423,044,920	2,246	11,299,933	3,628	133,927,620	42,674,318	1,747	37,936,105	733	22,283,933	2,943	25,562,898							
伊勢原 市	10,573,994,450	915,705,185	12,384	537,824,736	1,453,529,921	167,585,658	1,285,944,263	7,007	199,605,452	1,068	5,335,220	2,319	70,499,919	20,142,834	873	18,957,195	366	11,126,766	1,293	11,230,998							
海老名 市	13,919,849,849	1,204,935,902	14,891	646,701,239	1,851,637,141	257,484,373	1,594,152,768	8,311	212,791,991	1,119	5,557,893	1,666	61,500,390	21,697,628	941	20,433,815	439	13,346,039	1,648	14,314,528							
旺町 市	11,673,818,563	1,010,949,351	15,284	663,768,836	1,874,718,187	171,598,654	1,503,119,533	9,810	256,091,719	1,341	6,778,593	2,264	83,575,560	25,441,294	1,093	23,734,495	394	11,977,994	1,789	15,539,251							
南足柄 市	5,102,202,981	441,857,957	6,817	296,055,493	737,913,450	58,986,633	678,926,817	4,045	104,458,488	598	3,147,589	867	32,005,305	9,650,146	447	9,706,065	336	10,214,736	686	5,958,596							
綾瀬 市	10,143,919,407	878,460,957	10,624	461,289,696	1,339,850,653	232,354,297	1,107,496,356	6,905	161,920,175	790	4,091,857	1,290	47,620,350	16,790,038	680	14,766,200	271	8,238,671	1,341	11,647,926							
葉山 町	7,803,926,138	675,818,722	5,620	244,070,980	919,889,702	238,328,013	681,561,689	2,834	78,231,919	377	1,867,065	573	21,152,295	9,302,706	251	5,450,465	139	4,225,739	423	3,674,178							
寒川 町	4,518,874,577	391,160,043	5,834	253,364,786	644,524,829	66,007,623	577,917,206	3,896	97,246,142	558	2,918,781	855	31,562,325	8,659,942	509	11,052,935	196	5,958,596	781	6,783,766							
大磯 町	6,249,535,872	541,208,523	5,636	244,765,844	785,974,367	178,972,005	607,002,362	3,326	89,402,045	436	2,297,001	671	24,769,965	10,206,050	330	7,165,950	140	4,256,140	574	4,985,764							
二宮 町	4,452,279,450	385,566,246	5,156	223,919,924	609,486,170	66,644,750	542,841,420	3,010	80,142,004	411	2,072,552	632	23,330,280	8,842,948	303	6,579,615	127	3,860,927	519	4,508,034							
中井 町	1,101,492,701	95,388,948	1,401	60,844,029	156,232,977	20,706,484	135,526,493	915	22,163,052	152	760,840	184	6,792,360	1,790,630	122	2,649,200	81	2,462,481	171	1,485,306							
大井 町	1,628,867,782	140,886,265	2,202	95,630,658	236,516,423	23,187,433	213,329,490	1,509	36,751,250	232	1,227,836	309	11,406,735	3,170,390	209	4,538,035	95	2,888,095	279	2,423,394							
松田 町	1,452,069,667	125,748,799	1,962	85,207,698	210,956,497	21,313,568	189,642,929	1,297	32,883,935	207	1,080,286	280	10,336,200	2,953,240	171	3,713,265	86	2,614,486	213	1,850,118							
山北 町	1,251,136,230	108,347,972	2,094	90,940,326	199,288,298	8,355,830	190,932,468	1,349	33,279,755	205	1,115,626	258	9,524,070	2,901,124	191	4,147,565	106	3,222,506	255	2,214,930							
開成 町	1,498,498,510	129,769,491	2,116	91,895,764	221,665,255	10,922,165	210,743,090	1,207	29,110,109	179	958,893	220	8,121,300	2,544,998	150	3,257,550	99	3,009,699	266	2,310,475							
箱根 町	2,065,128,056	178,839,622	2,149	93,628,921	272,168,543	65,044,298	207,124,245	1,651	41,884,390	309	1,529,984	420	15,504,300	3,561,260	221	4,199,010	69	2,097,669	222	1,928,292							
真鶴 町	909,684,234	78,778,342	1,579	68,574,391	147,352,733	12,228,818	135,123,915	1,177	31,652,226	175	843,133	298	11,049,147	3,014,042	138	2,996,070	62	1,884,862	157	1,363,702							
湯河原 町	3,207,342,221	277,554,842	5,147	223,629,063	501,283,905	54,304,620	446,979,285	3,950	107,002,998	657	3,186,293	1,077	39,775,455	9,971,528	474	10,292,910	172	5,228,972	422	3,665,492							
愛川 町	3,163,502,119	273,958,227	5,056	219,577,024	493,535,251	32,778,704	460,756,547	3,567	88,570,508	596	2,970,369	782	28,867,530	7,617,622	472	10,249,480	226	6,870,626	614	5,333,204							
溝川 村	263,912,433	22,854,724	458	19,890,482	42,745,206	1,099,732	41,645,474	326	8,076,484	55	285,177	70	2,584,050	599,334	48	1,042,320	34	1,033,634	50	434,300							
合 計	1,153,593,062,439	99,900,909,289	1,121,163	48,690,987,927	148,591,897,216	27,301,398,354	121,290,498,862	666,322	17,950,245,023	92,347	463,366,736	148,817	5,493,579,555	1,927,935,874	69,475	1,508,649,625	29,814	906,375,114	103,910	902,562,260							

※ 月次調定集計表(平成30年4月4日現在)による
被保険者資格の同月取得・喪失などに係るシステム処理により被保険者数などは異なる

表8-2-2 保険料に係る減免状況(平成29年度)

【平成30年5月時点】

市町村	災害による減免		給付制限による減免		収入状況による減免		合計		再掲(東日本大震災)	
	件数 (件)	減免額 (円)	件数 (件)	減免額 (円)	件数 (件)	減免額 (円)	件数 (件)	減免額 (円)	件数 (件)	減免額 (円)
横浜市	81	2,483,880	7	79,220	0	0	88	2,563,100	44	1,543,840
川崎市	24	452,280	2	11,390	3	160,920	29	624,590	15	143,530
相模原市	8	400,410	0	0	0	0	8	400,410	4	180,360
横須賀市	8	228,530	1	14,470	0	0	9	243,000	2	118,390
平塚市	2	47,760	0	0	0	0	2	47,760	2	47,760
鎌倉市	5	165,950	0	0	0	0	5	165,950	4	162,340
藤沢市	10	338,340	0	0	0	0	10	338,340	7	257,730
小田原市	1	1,080	0	0	0	0	1	1,080	0	0
茅ヶ崎市	6	47,550	0	0	0	0	6	47,550	4	21,150
逗子市	2	143,540	0	0	0	0	2	143,540	2	143,540
三浦市	3	232,860	0	0	0	0	3	232,860	0	0
秦野市	3	131,720	0	0	0	0	3	131,720	1	36,280
厚木市	2	12,480	0	0	0	0	2	12,480	2	12,480
大和市	2	189,910	0	0	0	0	2	189,910	2	189,910
伊勢原市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
海老名市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
座間市	2	155,540	0	0	0	0	2	155,540	0	0
南足柄市	1	7,230	0	0	0	0	1	7,230	0	0
綾瀬市	1	43,420	0	0	0	0	1	43,420	1	43,420
葉山町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
寒川町	6	236,010	0	0	0	0	6	236,010	3	54,990
大磯町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
二宮町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
中井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
松田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
山北町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
開成町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
箱根町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
真鶴町	4	73,330	0	0	0	0	4	73,330	0	0
湯河原町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
愛川町	1	6,510	0	0	0	0	1	6,510	1	6,510
清川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	172	5,398,330	10	105,080	3	160,920	185	5,664,330	94	2,962,230

表 8-2-3 所得階層別被保険者状況

【平成29年10月時点】

	被保険者数(人)	割合
所得なし	563,340	55.04%
1 ～ 50万円未満	69,832	6.82%
50 ～ 100万円未満	96,721	9.45%
100 ～ 150万円未満	112,858	11.03%
150 ～ 200万円未満	71,266	6.96%
200 ～ 300万円未満	49,873	4.87%
300 ～ 400万円未満	22,277	2.18%
400 ～ 500万円未満	10,093	0.99%
500 ～ 600万円未満	5,490	0.54%
600 ～ 700万円未満	3,681	0.36%
700 ～ 800万円未満	2,715	0.26%
800 ～ 900万円未満	1,905	0.19%
900 ～ 1,000万円未満	1,655	0.16%
1,000万円以上	11,833	1.15%
合計	1,023,539	100.00%

※「平成29年度調整交付金算定にかかる基礎数値等の報告」(平成29年10月、国への提出資料より)

表8-2-4 保険料収納率集計状況

【平成30年7月27日現在】

	現年度分								滞納繰越分			
	特別徴収		普通徴収		全 体		不納 欠損額 (円)	収納率	全 体		不納 欠損額 (円)	収納率
	調定額(円)	収納額(円)	調定額(円)	収納額(円)	調定額(円)	収納額(円)			調定額(円)	収納額(円)		
横 浜 市	21,083,812,910	21,083,812,910	19,315,565,620	19,110,252,718	40,399,378,530	40,194,065,628	0	99.49%	266,044,743	126,046,027	146,728,047	47.37%
川 崎 市	5,776,232,340	5,776,232,340	6,778,182,370	6,706,390,333	12,554,414,710	12,482,622,673	63,790	99.42%	100,534,101	51,848,215	20,024,293	51.57%
相 模 原 市	3,780,764,750	3,780,764,750	2,941,924,030	2,889,249,310	6,722,688,780	6,670,014,060	0	99.21%	81,287,466	41,193,400	13,638,620	50.67%
横 須 賀 市	2,583,403,120	2,583,403,120	2,493,639,300	2,459,277,630	5,077,042,420	5,042,680,750	0	99.32%	49,683,436	17,388,216	15,317,239	34.99%
平 塚 市	1,331,754,180	1,331,754,180	1,241,231,170	1,223,289,470	2,572,985,350	2,555,043,650	0	99.30%	21,936,130	7,673,000	9,136,290	34.97%
鎌 倉 市	1,482,421,605	1,482,421,605	1,756,221,510	1,737,730,615	3,238,643,115	3,220,152,220	0	99.42%	20,973,385	7,230,895	6,917,175	34.47%
藤 沢 市	2,333,467,070	2,333,467,070	2,443,171,230	2,418,456,692	4,776,638,300	4,751,923,762	0	99.48%	51,437,815	22,029,983	5,635,319	42.82%
小 田 原 市	1,212,146,570	1,212,146,570	865,658,450	851,933,530	2,077,805,020	2,064,080,100	0	99.33%	19,442,220	8,200,520	5,693,280	42.17%
茅ヶ崎 市	1,559,243,710	1,559,243,710	1,221,348,800	1,202,944,790	2,780,592,510	2,762,188,500	0	99.33%	20,289,130	10,017,710	4,866,443	49.37%
逗 子 市	513,592,990	513,592,990	525,255,560	517,268,830	1,038,848,550	1,030,861,820	0	99.23%	18,877,930	6,089,950	2,242,840	32.25%
三 浦 市	322,961,050	322,961,050	240,492,690	234,194,680	563,453,740	557,155,730	0	98.88%	9,846,820	3,460,010	3,569,450	35.13%
秦 野 市	491,671,570	491,671,570	1,115,140,200	1,106,477,590	1,606,811,770	1,598,149,160	0	99.46%	10,809,020	3,503,970	4,253,510	32.41%
厚 木 市	1,146,226,700	1,146,226,700	949,781,710	939,039,078	2,096,008,410	2,085,265,778	3,170	99.48%	15,147,287	7,139,960	2,350,790	47.13%
大 和 市	1,054,045,980	1,054,045,980	1,178,189,160	1,160,190,420	2,232,235,140	2,214,236,400	0	99.19%	21,943,720	9,105,005	6,640,960	41.49%
伊 勢 原 市	577,493,930	577,493,930	430,955,590	425,296,220	1,008,449,520	1,002,790,150	0	99.43%	7,432,290	3,925,610	1,416,080	52.81%
海 老 名 市	713,721,540	713,721,540	554,063,480	548,090,790	1,267,785,020	1,261,812,330	0	99.52%	9,138,830	3,284,340	3,868,340	35.93%
座 間 市	713,101,250	713,101,250	444,337,320	435,770,585	1,157,438,570	1,148,871,835	0	99.25%	6,779,505	1,208,800	3,461,825	17.83%
南 足 柄 市	251,642,240	251,642,240	282,791,220	278,771,280	534,433,460	530,413,520	30	99.24%	4,439,612	1,751,582	651,670	39.45%
綾 瀬 市	316,705,150	316,705,150	552,757,250	546,657,860	869,462,400	863,363,010	0	99.29%	6,753,870	2,652,358	1,397,900	39.27%
葉 山 町	194,304,810	194,304,810	370,537,570	366,685,320	564,842,380	560,990,130	0	99.31%	2,555,620	892,244	805,310	34.91%
寒 川 町	184,471,650	184,471,650	264,459,710	262,460,110	448,931,360	446,931,760	0	99.55%	1,918,460	968,899	153,890	50.50%
大 磯 町	241,080,900	241,080,900	235,047,640	231,327,040	476,128,540	472,407,940	0	99.21%	7,603,230	2,265,160	652,750	29.79%
二 宮 町	245,102,280	245,102,280	188,058,670	185,912,690	433,160,950	431,014,970	0	99.50%	2,960,660	1,687,379	314,990	56.99%
中 井 町	58,577,590	58,577,590	45,610,600	44,888,340	104,188,190	103,465,930	0	99.30%	0	0	0	0.00%
大 井 町	95,784,880	95,784,880	67,529,570	67,472,770	163,314,450	163,257,650	0	99.96%	23,390	23,390	0	100.00%
松 田 町	84,751,890	84,751,890	60,696,920	59,735,900	145,448,810	144,487,790	0	99.33%	1,309,320	823,780	148,640	62.91%
山 北 町	91,494,000	91,494,000	54,716,140	54,141,180	146,210,140	145,635,180	0	99.60%	1,790,320	68,700	0	3.83%
開 成 町	107,949,940	107,949,940	62,922,260	62,341,440	170,872,200	170,291,380	0	99.66%	1,526,080	518,320	261,470	33.96%
箱 根 町	78,130,460	78,130,460	75,160,970	72,969,150	153,291,430	151,099,610	250	98.57%	4,346,170	1,521,720	607,850	35.01%
真 鶴 町	61,340,200	61,340,200	33,996,080	32,453,240	95,336,280	93,793,440	0	98.38%	1,107,920	614,100	319,780	55.42%
湯 河 原 町	178,216,820	178,216,820	134,822,370	131,958,140	313,039,190	310,174,960	0	99.08%	11,345,738	1,794,427	14,700	15.81%
愛 川 町	199,897,680	199,897,680	141,027,720	139,484,370	340,925,400	339,382,050	0	99.54%	5,842,972	3,630,700	639,710	62.13%
清 川 村	15,875,480	15,875,480	15,151,160	14,953,660	31,026,640	30,829,140	0	99.36%	72,400	72,400	0	100.00%
政 令 市	30,640,810,000	30,640,810,000	29,035,672,020	28,705,892,361	59,676,482,020	59,346,702,361	63,790	99.44%	447,866,310	219,087,642	180,390,960	48.91%
市 部	16,603,598,655	16,603,598,655	16,295,034,640	16,085,390,060	32,898,633,295	32,688,988,715	3,200	99.36%	294,931,000	114,661,909	77,419,111	38.87%
町 村 部	1,836,978,580	1,836,978,580	1,749,737,380	1,726,783,350	3,586,715,960	3,563,761,930	250	99.36%	42,402,280	14,881,219	3,919,090	35.09%
全 体	49,081,387,235	49,081,387,235	47,080,444,040	46,518,065,771	96,161,831,275	95,599,453,006	67,240	99.41%	785,199,590	348,630,770	261,729,161	44.40%

※ 集計条件

特別徴収については、4月・6月・8月・10月・12月・2月の調定額、収納額を集計
 普通徴収については、現年度分(7月(1期)～3月(9期))及び過年度随時分の調定額、収納額を集計
 調査時点で把握できる収納額の締め及び不納欠損額の処理は全市町村で統一されていないこと
 一部の市町村の数値には徴収過分を含むところあり
 全体の収納率は、調定額と収納額の合計を使用して小数点第3位以下を切り捨てて算出
 不納欠損額はあらかじめ、調定額から引いて収納率を計算する

8-3 保険給付

表 8-3-3-1 後期高齢者医療費の状況(現物給付+現金給付)

	【平成29年度】						【前年度】										
	対前年度比率			費用額の内訳			費用額に対する比率			費用額に対する比率							
	被保険者数 (人)	費用額 (円)	1人あたり 医療費 (円)	被保険者数 (人)	費用額 (円)	1人あたり 医療費 (円)	保険者負担分 (円)	高額療養費 (円)	一部負担金 (円)	他法負担分 (円)	保険者負担分 (%)	高額療養費 (%)	一部負担金 (%)	他法負担分 (%)	被保険者数 (人)	費用額 (円)	1人あたり 医療費 (円)
横浜 市	421,578	374,290,580,439	887,832	434,219,710	886,802	101.0%	330,297,300,809	11,647,450,067	28,609,938,748	3,735,890,815	88.3%	3.1%	7.6%	1.0%	403,862	355,073,462,325	879,195
川崎 市	131,617	125,566,943,288	954,033	107,709,010	953,215	101.3%	110,597,543,034	4,119,837,054	9,610,330,017	1,239,433,183	88.0%	3.3%	7.7%	1.0%	126,084	118,708,386,837	941,502
相模原 市	78,590	63,980,343,135	814,103	76,504,117	813,129	100.8%	56,658,401,030	1,804,351,466	4,915,250,655	602,339,984	88.6%	2.8%	7.7%	0.9%	73,548	59,414,823,275	807,837
横浜 市	60,974	51,809,188,157	849,693	66,439,926	848,603	104.2%	46,157,703,090	1,429,387,913	3,810,776,994	411,320,160	89.0%	2.8%	7.4%	0.8%	58,532	49,325,493,509	842,710
平塚 市	31,728	27,363,304,849	862,434	33,965,735	861,363	105.0%	24,270,909,160	860,906,935	1,897,160,267	334,328,487	88.8%	3.1%	6.9%	1.2%	30,220	25,763,267,184	852,524
鎌倉 市	28,869	25,260,503,577	875,004	8,773,884	874,701	103.1%	22,097,738,969	800,731,003	2,134,227,981	227,805,624	87.5%	3.2%	8.4%	0.9%	28,013	24,170,141,507	862,819
藤沢 市	48,895	41,052,879,840	839,613	35,786,660	838,881	105.4%	36,168,271,599	1,189,588,296	3,041,014,031	654,005,914	88.1%	2.9%	7.4%	1.6%	46,404	38,455,628,804	828,714
小田原 市	26,387	22,895,177,157	867,669	19,013,107	866,948	102.1%	20,298,715,790	629,942,961	1,735,605,098	230,913,308	88.6%	2.8%	7.6%	1.0%	25,486	21,655,905,221	849,718
茅ヶ崎 市	29,862	24,322,686,450	814,503	33,169,322	813,392	105.2%	21,476,603,783	711,021,684	1,914,463,259	220,597,724	88.3%	3.2%	7.9%	0.9%	28,389	23,013,720,128	810,656
逗子 市	10,009	8,847,353,025	883,940	3,829,459	883,557	103.2%	7,784,446,162	283,448,000	712,064,600	67,394,263	88.0%	3.0%	8.0%	0.8%	9,698	8,481,695,507	874,582
三浦 市	8,060	6,929,800,987	859,777	5,339,052	859,114	106.4%	6,183,597,153	190,853,597	498,193,966	57,156,271	89.2%	2.8%	7.2%	0.8%	7,773	6,511,186,306	837,667
秦野 市	19,539	16,341,481,622	836,352	7,417,856	835,972	106.9%	14,469,829,658	510,497,659	1,253,537,739	107,616,566	88.5%	3.1%	7.7%	0.7%	18,284	15,292,190,924	836,370
厚木 市	22,937	18,223,217,861	794,490	15,205,332	793,827	107.5%	16,099,509,145	518,827,989	1,478,081,646	126,799,081	88.4%	2.8%	8.1%	0.7%	21,337	16,793,584,888	787,064
大和市	24,705	20,945,252,403	811,303	22,678,651	810,385	106.5%	17,716,981,915	606,248,761	1,596,368,183	123,653,544	88.4%	3.0%	8.0%	0.6%	23,194	18,597,919,701	801,842
伊勢原 市	11,468	9,459,268,354	824,840	18,893,915	823,193	106.5%	8,362,205,307	296,780,617	731,568,964	68,713,466	88.5%	3.1%	7.7%	0.7%	10,772	8,734,934,031	810,893
海老名 市	13,704	10,437,538,674	761,642	10,730,301	760,859	107.3%	9,222,521,659	303,657,040	816,835,952	94,524,023	88.4%	2.9%	7.8%	0.9%	12,774	9,310,881,649	728,893
座間 市	14,134	11,734,545,803	830,235	16,617,083	829,060	107.1%	10,395,250,630	347,865,629	914,434,757	76,994,787	88.5%	3.0%	7.8%	0.7%	13,201	10,796,097,941	817,824
南足柄 市	6,361	5,049,920,866	793,888	224,831	793,853	106.0%	4,470,964,962	131,053,167	45,746,362	45,746,362	88.5%	2.6%	8.0%	0.9%	6,002	4,717,237,864	785,944
綾瀬 市	9,794	7,899,069,923	807,346	7,096,227	806,820	108.7%	7,005,048,389	224,163,051	624,149,987	45,708,493	88.7%	2.8%	7.9%	0.6%	8,998	6,947,052,897	772,066
葉山 町	5,234	4,359,251,156	832,872	394,033	832,797	104.0%	3,828,762,546	142,421,786	364,917,307	23,149,517	87.8%	3.3%	8.4%	0.5%	5,035	4,104,668,683	815,227
寒川 町	5,396	4,419,961,079	819,118	8,486,848	817,545	107.6%	3,913,925,146	136,581,084	339,617,761	29,837,988	88.5%	3.1%	7.7%	0.5%	5,015	4,089,584,175	815,470
大磯 町	5,207	4,627,449,099	888,698	15,724,814	885,678	105.1%	4,078,025,998	151,745,362	338,752,780	58,924,959	88.1%	3.3%	7.3%	0.7%	4,954	4,336,512,458	875,356
二宮 町	4,817	4,156,503,177	862,882	3,898,670	862,073	104.3%	3,675,586,306	119,306,901	317,953,101	43,656,869	88.4%	2.9%	7.6%	1.1%	4,617	4,015,507,910	869,722
中井 町	1,292	1,124,461,677	870,326	0	870,326	105.0%	993,996,040	35,046,226	89,096,196	6,323,215	88.4%	3.1%	7.9%	0.6%	1,230	1,050,988,408	851,462
大井 町	2,040	1,661,488,722	814,455	1,183,930	813,875	106.3%	1,467,890,554	48,164,173	134,112,142	11,321,853	88.3%	2.9%	8.1%	0.7%	1,920	1,657,655,230	863,362
松田 町	1,823	1,591,176,870	872,834	7,182,977	868,894	102.6%	1,411,207,742	43,275,306	122,986,183	13,707,639	88.7%	2.7%	7.7%	0.9%	1,776	1,548,004,411	871,624
山北 町	1,960	1,712,172,771	873,558	5,903,110	870,546	100.6%	1,522,762,679	38,716,803	139,715,627	10,977,662	88.9%	2.3%	8.2%	0.6%	1,948	1,715,626,102	880,712
開成 町	1,978	1,558,970,552	788,155	0	788,155	106.5%	1,381,662,346	35,246,053	130,763,133	11,299,020	88.6%	2.3%	8.4%	0.7%	1,858	1,508,259,246	811,765
箱根 町	1,995	1,823,525,260	914,048	210,569	913,942	102.2%	1,607,212,198	56,396,139	146,400,920	13,516,003	88.2%	3.1%	8.0%	0.7%	1,952	1,827,337,721	936,136
真鶴 町	1,470	1,240,292,823	843,737	2,446,590	842,072	102.5%	1,105,220,109	31,525,387	94,754,079	8,793,248	89.2%	2.6%	7.6%	0.7%	1,434	1,274,517,993	868,785
湯河原 町	4,735	4,052,971,768	855,960	5,244,132	854,853	104.1%	3,598,731,631	105,554,043	314,370,958	34,315,136	88.8%	2.5%	7.8%	0.8%	4,549	3,888,507,625	854,805
愛川 町	4,655	3,599,577,072	773,271	9,430,154	771,245	106.5%	3,191,700,165	112,201,169	263,990,996	31,684,742	88.7%	3.1%	7.3%	0.9%	4,370	3,529,936,156	807,766
清川 村	425	356,509,028	838,845	0	838,845	106.0%	318,104,385	9,446,579	25,178,396	3,779,668	89.2%	2.6%	7.1%	1.1%	401	339,521,693	846,688
県合計	1,042,225	907,791,367,464	871,013	983,720,005	870,069	101.0%	801,828,330,089	27,672,039,903	69,518,768,798	8,772,228,674	88.3%	3.0%	7.7%	1.0%	993,631	856,650,237,879	862,141
市計	999,199	871,507,056,410	872,206	923,614,178	871,281	101.1%	769,733,542,244	26,606,412,892	66,696,159,219	8,470,942,055	88.2%	3.1%	7.7%	1.0%	952,571	821,763,610,068	862,680
町村計	43,025	36,284,311,054	843,331	60,105,827	841,934	104.8%	32,094,787,845	1,065,627,011	2,822,609,579	301,286,619	88.5%	2.9%	7.8%	0.8%	41,060	34,886,627,811	849,650

※1人あたり医療費は、当該年度の医療費を当該年度の被保険者数の年度平均で除したものと、各月末の被保険者数の和を12で除して算出。

※【実質】1人あたり医療費は、当該年度の費用額から調定を行った費用額(調定対象費用額)を控除した後、当該年度の被保険者数の年度平均で除したものと。

※1人あたり医療費の端数処理については、平成25年度から小數点以下を四捨五入としている。

※費用額に対する比率については、小數点以下を1桁で四捨五入としている。

表 8-3-2 医療費総合計（現物給付＋現金給付）

【平成 29 年度】

	件数(件)	費用額(円)				
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	14,767,355	330,297,300,809	11,647,450,067	28,609,938,748	3,735,890,815	374,290,580,439
川崎市	4,564,016	110,597,543,034	4,119,637,054	9,610,330,017	1,239,433,183	125,566,943,288
相模原市	2,408,515	56,658,401,030	1,804,351,466	4,915,250,655	602,339,984	63,980,343,135
横須賀市	2,153,118	46,157,703,090	1,429,387,913	3,810,776,994	411,320,160	51,809,188,157
平塚市	997,468	24,270,909,160	860,906,935	1,897,160,267	334,328,487	27,363,304,849
鎌倉市	960,670	22,097,738,969	800,731,003	2,134,227,981	227,805,624	25,260,503,577
藤沢市	1,719,715	36,168,271,599	1,189,588,296	3,041,014,031	654,005,914	41,052,879,840
小田原市	844,663	20,298,715,790	629,942,961	1,735,605,098	230,913,308	22,895,177,157
茅ヶ崎市	980,684	21,476,603,783	711,021,684	1,914,463,259	220,597,724	24,322,686,450
逗子市	352,303	7,784,446,162	283,448,000	712,064,600	67,394,263	8,847,353,025
三浦市	246,065	6,183,597,153	190,853,597	498,193,966	57,156,271	6,929,800,987
秦野市	571,850	14,469,829,658	510,497,659	1,253,537,739	107,616,566	16,341,481,622
厚木市	673,174	16,099,509,145	518,827,989	1,478,081,646	126,799,081	18,223,217,861
大和市	811,475	17,716,981,915	606,248,761	1,596,368,183	123,653,544	20,043,252,403
伊勢原市	331,546	8,362,205,307	296,780,617	731,568,964	68,713,466	9,459,268,354
海老名市	365,675	9,222,521,659	303,657,040	816,835,952	94,524,023	10,437,538,674
座間市	436,447	10,395,250,630	347,865,629	914,434,757	76,994,787	11,734,545,803
南足柄市	203,650	4,470,964,962	131,053,167	402,156,375	45,746,362	5,049,920,866
綾瀬市	273,724	7,005,048,389	224,163,054	624,149,987	45,708,493	7,899,069,923
葉山町	170,327	3,828,762,546	142,421,786	364,917,307	23,149,517	4,359,251,156
寒川町	147,507	3,913,925,146	136,581,084	339,617,761	29,837,088	4,419,961,079
大磯町	160,947	4,078,025,998	151,745,362	338,752,780	58,924,959	4,627,449,099
二宮町	150,443	3,675,586,306	119,306,901	317,953,101	43,656,869	4,156,503,177
中井町	36,989	993,996,040	35,046,226	89,096,196	6,323,215	1,124,461,677
大井町	60,618	1,467,890,554	48,164,173	134,112,142	11,321,853	1,661,488,722
松田町	55,480	1,411,207,742	43,275,306	122,986,183	13,707,639	1,591,176,870
山北町	60,265	1,522,762,679	38,716,803	139,715,627	10,977,662	1,712,172,771
開成町	65,102	1,381,662,346	35,246,053	130,763,133	11,299,020	1,558,970,552
箱根町	56,910	1,607,212,198	56,396,139	146,400,920	13,516,003	1,823,525,260
真鶴町	42,193	1,105,220,109	31,525,387	94,754,079	8,793,248	1,240,292,823
湯河原町	141,290	3,598,731,631	105,554,043	314,370,958	34,315,136	4,052,971,768
愛川町	131,233	3,191,700,165	112,201,169	263,990,996	31,684,742	3,599,577,072
清川村	10,044	318,104,385	9,446,579	25,178,396	3,779,668	356,509,028
県合計	34,951,461	801,828,330,089	27,672,039,903	69,518,768,798	8,772,228,674	907,791,367,464
市計	33,662,113	769,733,542,244	26,606,412,892	66,696,159,219	8,470,942,055	871,507,056,410
町村計	1,289,348	32,094,787,845	1,065,627,011	2,822,609,579	301,286,619	36,284,311,054

表 8-3-3 負担割合別統計(現物給付+現金給付)

【平成29年度】

	保険者負担分(高額療養費込)					
	現役並み所得者		現役並み所得者以外		計	
	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
横浜市	1,769,511	34,168,455,882	13,245,932	307,776,294,994	15,015,443	341,944,750,876
川崎市	599,164	12,434,572,438	4,051,382	102,282,607,650	4,650,546	114,717,180,088
相模原市	211,119	4,197,799,225	2,243,823	54,264,953,271	2,454,942	58,462,752,496
横須賀市	150,428	2,769,511,459	2,033,819	44,817,579,544	2,184,247	47,587,091,003
平塚市	80,324	1,699,597,339	937,278	23,432,218,756	1,017,602	25,131,816,095
鎌倉市	173,142	3,212,375,126	804,935	19,686,094,846	978,077	22,898,469,972
藤沢市	219,931	3,857,292,643	1,527,594	33,500,567,252	1,747,525	37,357,859,895
小田原市	66,060	1,343,705,487	796,404	19,584,953,264	862,464	20,928,658,751
茅ヶ崎市	107,342	1,981,573,501	890,316	20,206,051,966	997,658	22,187,625,467
逗子市	48,258	947,219,288	309,765	7,120,674,874	358,023	8,067,894,162
三浦市	14,834	311,845,315	236,354	6,062,605,435	251,188	6,374,450,750
秦野市	46,630	987,994,995	538,267	13,992,332,322	584,897	14,980,327,317
厚木市	70,426	1,365,496,137	616,031	15,252,840,997	686,457	16,618,337,134
大和市	82,116	1,556,173,636	743,208	16,767,057,040	825,324	18,323,230,676
伊勢原市	32,219	665,175,484	306,184	7,993,810,440	338,403	8,658,985,924
海老名市	35,396	800,022,776	337,812	8,726,155,923	373,208	9,526,178,699
座間市	34,801	780,137,114	410,205	9,962,979,145	445,006	10,743,116,259
南足柄市	16,373	280,594,048	191,115	4,321,424,081	207,488	4,602,018,129
綾瀬市	23,724	463,562,242	256,079	6,765,649,201	279,803	7,229,211,443
葉山町	25,323	493,149,624	147,826	3,478,034,708	173,149	3,971,184,332
寒川町	12,644	310,348,561	138,264	3,740,157,669	150,908	4,050,506,230
大磯町	17,311	374,289,325	147,067	3,855,482,035	164,378	4,229,771,360
二宮町	14,165	279,576,180	139,349	3,515,317,027	153,514	3,794,893,207
中井町	2,523	67,493,191	35,360	961,549,075	37,883	1,029,042,266
大井町	5,001	109,954,911	57,125	1,406,099,816	62,126	1,516,054,727
松田町	4,718	81,047,764	52,114	1,373,435,284	56,832	1,454,483,048
山北町	4,225	59,876,077	57,568	1,501,603,405	61,793	1,561,479,482
開成町	5,484	81,103,995	60,704	1,335,804,404	66,188	1,416,908,399
箱根町	5,870	147,473,245	52,576	1,516,135,092	58,446	1,663,608,337
真鶴町	2,452	33,769,823	40,820	1,102,975,673	43,272	1,136,745,496
湯河原町	9,518	185,350,102	135,315	3,518,935,572	144,833	3,704,285,674
愛川町	9,720	192,763,290	124,316	3,111,138,044	134,036	3,303,901,334
清川村	669	12,095,537	9,657	315,455,427	10,326	327,550,964
県合計	3,901,421	76,251,395,760	31,674,564	753,248,974,232	35,575,985	829,500,369,992
市計	3,781,798	73,823,104,135	30,476,503	722,516,851,001	34,258,301	796,339,955,136
町村計	119,623	2,428,291,625	1,198,061	30,732,123,231	1,317,684	33,160,414,856

現役並み所得者…高確法第67条第1項第2号の規定に基づく、一部負担金が3割負担である現役並み所得区分の被保険者

現役並み所得者以外…高確法第67条第1項第1号の規定に基づく、一部負担金が1割負担である一般・低Ⅱ・低Ⅰ所得区分の被保険者

金額…保険者負担分+高額療養費

表8-3-4 負担割合別統計（割合）（現物給付+現金給付）

【平成29年度】

	保険者負担分(高額療養費込)					
	現役並み所得者		現役並み所得者以外		計	
	件数(%)	金額(%)	件数(%)	金額(%)	件数(%)	金額(%)
横浜市	11.78	9.99	88.22	90.01	100.00	100.00
川崎市	12.88	10.84	87.12	89.16	100.00	100.00
相模原市	8.60	7.18	91.40	92.82	100.00	100.00
横須賀市	6.89	5.82	93.11	94.18	100.00	100.00
平塚市	7.89	6.76	92.11	93.24	100.00	100.00
鎌倉市	17.70	14.03	82.30	85.97	100.00	100.00
藤沢市	12.59	10.33	87.41	89.67	100.00	100.00
小田原市	7.66	6.42	92.34	93.58	100.00	100.00
茅ヶ崎市	10.76	8.93	89.24	91.07	100.00	100.00
逗子市	13.48	11.74	86.52	88.26	100.00	100.00
三浦市	5.91	4.89	94.09	95.11	100.00	100.00
秦野市	7.97	6.60	92.03	93.40	100.00	100.00
厚木市	10.26	8.22	89.74	91.78	100.00	100.00
大和市	9.95	8.49	90.05	91.51	100.00	100.00
伊勢原市	9.52	7.68	90.48	92.32	100.00	100.00
海老名市	9.48	8.40	90.52	91.60	100.00	100.00
座間市	7.82	7.26	92.18	92.74	100.00	100.00
南足柄市	7.89	6.10	92.11	93.90	100.00	100.00
綾瀬市	8.48	6.41	91.52	93.59	100.00	100.00
葉山町	14.62	12.42	85.38	87.58	100.00	100.00
寒川町	8.38	7.66	91.62	92.34	100.00	100.00
大磯町	10.53	8.85	89.47	91.15	100.00	100.00
二宮町	9.23	7.37	90.77	92.63	100.00	100.00
中井町	6.66	6.56	93.34	93.44	100.00	100.00
大井町	8.05	7.25	91.95	92.75	100.00	100.00
松田町	8.30	5.57	91.70	94.43	100.00	100.00
山北町	6.84	3.83	93.16	96.17	100.00	100.00
開成町	8.29	5.72	91.71	94.28	100.00	100.00
箱根町	10.04	8.86	89.96	91.14	100.00	100.00
真鶴町	5.67	2.97	94.33	97.03	100.00	100.00
湯河原町	6.57	5.00	93.43	95.00	100.00	100.00
愛川町	7.25	5.83	92.75	94.17	100.00	100.00
清川村	6.48	3.69	93.52	96.31	100.00	100.00
県合計	10.97	9.19	89.03	90.81	100.00	100.00
市計	11.04	9.27	88.96	90.73	100.00	100.00
町村計	9.08	7.32	90.92	92.68	100.00	100.00

現役並み所得者…高確法第67条第1項第2号の規定に基づく、一部負担金が3割負担である現役並み所得区分の被保険者

現役並み所得者以外…高確法第67条第1項第1号の規定に基づく、一部負担金が1割負担である一般・低Ⅱ・低Ⅰ所得区分の被保険者

金額…保険者負担分+高額療養費

表8-3-5 現物給付費の状況(年計)

【平成29年度】

	入院			入院外			歯科			合計					
	1人あたり 診療費(円)	受診率 (100人あたり件数)	1件あたり 日数(日)	1人あたり 診療費(円)	受診率 (100人あたり件数)	1件あたり 日数(日)	1人あたり 診療費(円)	受診率 (100人あたり件数)	1件あたり 日数(日)	1人あたり 診療費(円)	受診率 (100人あたり件数)	1件あたり 日数(日)			
	1人あたり 診療費(円)	1件あたり 日数(日)	1日あたり 診療費(円)	1人あたり 診療費(円)	1件あたり 日数(日)	1日あたり 診療費(円)	1人あたり 診療費(円)	1件あたり 日数(日)	1日あたり 診療費(円)	1人あたり 診療費(円)	1件あたり 日数(日)	1日あたり 診療費(円)			
横浜 市	383,549	63.27	15.11	40,118	1,719.17	1.79	8,623	40,306	296.93	1.91	7,114	688,826	2,079.38	2.21	14,989
川崎 市	430,067	70.57	15.98	38,138	1,671.40	1.88	8,514	38,694	282.59	1.96	6,992	736,355	2,024.56	2.38	15,265
相模原 市	360,067	63.30	16.31	34,869	1,517.36	1.72	9,179	40,021	277.15	1.99	7,271	640,183	1,857.81	2.26	15,247
横須賀 市	335,115	55.28	14.44	41,985	1,714.49	1.82	8,681	36,168	275.57	1.88	6,994	642,592	2,045.35	2.17	14,471
平塚 市	401,182	67.70	17.63	33,604	1,537.98	1.75	8,917	34,264	251.85	1.92	7,093	675,703	1,857.53	2.35	15,458
鎌倉 市	379,822	65.89	15.11	38,136	1,630.93	1.61	9,949	38,882	289.59	1.88	7,138	680,310	1,986.41	2.10	16,314
藤沢 市	352,552	60.92	15.24	37,987	1,720.75	1.70	8,689	39,472	299.30	1.87	7,044	646,566	2,080.97	2.12	14,636
小田原 市	395,615	71.89	17.26	31,878	1,614.99	1.74	9,000	33,461	234.78	1.95	7,315	682,328	1,921.66	2.35	15,122
茅ヶ崎 市	352,392	61.09	15.17	38,032	1,589.10	1.68	8,687	36,268	270.45	1.92	7,000	620,891	1,920.64	2.14	15,078
逗子 市	373,224	61.22	15.29	39,873	1,715.60	1.68	9,284	41,164	298.89	2.01	6,842	682,641	2,075.71	2.13	15,419
三浦 市	372,011	69.48	14.06	38,095	1,499.91	1.84	9,120	32,163	234.73	1.96	7,003	655,872	1,804.12	2.33	15,632
秦野 市	409,659	70.84	17.99	32,139	1,499.47	1.55	9,873	30,247	225.59	2.00	6,714	669,458	1,795.90	2.26	16,530
厚木 市	353,463	61.55	15.58	36,854	1,475.70	1.77	9,136	32,774	253.31	1.89	6,837	625,136	1,790.56	2.26	15,423
大和市	354,437	60.45	15.40	38,077	1,578.99	1.72	8,465	38,225	283.42	1.91	7,045	622,663	1,922.86	2.18	14,859
伊勢原 市	388,843	63.57	17.19	35,579	1,464.13	1.58	10,792	33,843	249.31	1.98	6,866	672,831	1,777.01	2.20	17,236
海老名 市	343,044	58.22	15.54	37,926	1,506.29	1.59	11,459	35,117	263.34	1.94	6,884	651,885	1,827.85	2.08	17,140
座間 市	368,390	64.39	16.41	34,865	1,562.18	1.77	9,487	38,671	286.37	1.90	7,107	669,769	1,912.93	2.28	15,327
南足柄 市	350,973	63.50	17.19	32,154	1,609.32	1.58	9,051	33,791	240.91	2.01	6,970	614,884	1,913.72	2.15	14,928
綾瀬 市	373,946	66.27	15.82	35,661	1,418.89	1.62	10,549	39,297	275.41	1.93	7,380	656,116	1,760.57	2.21	16,895
葉山 町	353,984	58.31	14.29	42,474	1,663.83	1.60	10,000	38,452	271.59	1.95	7,244	658,577	1,993.73	2.02	16,360
寒川 町	390,461	67.96	16.18	35,507	1,336.03	1.75	9,419	33,480	266.33	1.80	6,971	643,912	1,670.31	2.34	16,446
大磯 町	421,984	69.79	18.18	33,255	1,496.35	1.60	9,869	34,651	260.73	1.94	6,854	692,576	1,826.87	2.28	16,627
二宮 町	408,187	67.76	17.77	33,908	222,398	1.65	8,967	33,363	254.95	1.99	6,592	663,949	1,825.26	2.30	15,846
中井 町	423,468	73.07	18.68	31,023	243,332	1.70	10,046	29,655	211.92	2.04	6,844	696,455	1,710.06	2.47	16,502
大井 町	423,018	76.76	18.56	29,698	197,477	1.59	8,444	32,094	205.34	2.18	7,169	652,588	1,755.29	2.40	15,498
松田 町	442,170	78.44	17.37	32,444	214,457	1.58	9,026	38,102	261.38	2.07	7,030	694,728	1,843.88	2.32	16,229
山北 町	418,214	84.29	17.05	29,096	233,893	1.72	9,087	27,891	200.87	2.06	6,752	679,997	1,783.16	2.48	15,369
開成 町	321,746	57.84	15.72	35,390	250,697	1.75	8,487	37,270	231.65	2.07	7,762	609,713	1,979.93	2.19	14,039
箱根 町	460,519	82.51	17.10	32,639	238,234	1.48	9,133	29,104	223.86	1.97	6,601	727,857	1,793.33	2.49	16,318
真鶴 町	415,938	77.76	16.14	33,152	254,149	1.75	11,071	23,806	173.61	1.97	6,968	693,893	1,801.50	2.16	17,829
湯河原 町	406,302	78.97	17.95	28,658	247,032	1.66	9,788	29,250	198.16	1.98	7,469	682,583	1,799.94	2.41	15,752
愛川 町	373,202	63.29	16.81	35,072	205,958	1.60	9,049	26,075	187.30	1.91	7,296	605,236	1,669.04	2.22	16,369
清川 村	416,691	74.59	15.71	35,561	281,368	1.72	11,751	26,296	209.41	1.83	6,856	724,355	1,672.94	2.36	18,340
県合計	381,827	64.31	15.65	37,928	257,285	1.76	8,847	38,287	281.25	1.92	7,078	677,399	1,994.09	2.23	15,203
市計	381,091	64.06	15.59	38,158	258,316	1.77	8,825	38,546	283.29	1.92	7,080	677,953	2,002.35	2.23	15,166
町村計	398,926	70.06	17.02	33,461	233,334	1.65	9,454	32,279	233.97	1.96	7,041	664,539	1,802.32	2.29	16,135

※診療費とは、「入院」・「入院外」・「歯科」についての費用のこと。

※1人あたり診療費は、当該年度の診療費を当該年度の被保険者数の年度平均で除したものの。なお、被保険者数の年度平均は、各月末の被保険者の和を12で除して算出。

※受診率は、被保険者100人あたりの年間レセプト件数。当該年度の診療件数(レセプト件数)を当該年度の被保険者数の年度平均で除して100倍したもの。

※1件あたり日数は、当該年度の診療実日数を診療件数(レセプト件数)で除したものの。

※1日あたり診療費は、当該年度の診療費を診療実日数で除したものの。

表8-3-3-6 現物給付費の状況(月平均)

【平成29年度】

	入院			入院外			歯科			合計						
	1人あたり 診療費(円)	受診率 (100人あたり件数)	1件あたり 日数(日)	1人あたり 診療費(円)	受診率 (100人あたり件数)	1件あたり 日数(日)	1人あたり 診療費(円)	受診率 (100人あたり件数)	1件あたり 日数(日)	1人あたり 診療費(円)	受診率 (100人あたり件数)	1件あたり 日数(日)				
	1日あたり 診療費(円)	1件あたり 日数(日)	1日あたり 診療費(円)	1件あたり 日数(日)	1日あたり 診療費(円)	1件あたり 日数(日)	1日あたり 診療費(円)	1件あたり 日数(日)	1日あたり 診療費(円)	1件あたり 日数(日)	1日あたり 診療費(円)	1件あたり 日数(日)				
横浜 市	31,962	5.27	15.11	40,118	22,081	143.26	1.79	8,623	3,359	24.74	1.91	7,114	57,402	173.28	2.21	14,989
川崎 市	35,839	5.88	15.98	38,138	22,299	139.28	1.88	8,514	3,225	23.55	1.96	6,992	61,363	168.71	2.38	15,265
相模原 市	30,006	5.28	16.31	34,869	20,008	126.45	1.72	9,179	3,335	23.10	1.99	7,271	53,349	154.82	2.26	15,247
横須賀 市	27,926	4.61	14.44	41,985	22,609	142.87	1.82	8,681	3,014	22.96	1.88	6,994	53,549	170.45	2.17	14,471
平塚 市	33,432	5.64	17.63	33,604	20,021	128.17	1.75	8,917	2,855	20.99	1.92	7,093	56,309	154.79	2.35	15,458
鎌倉 市	31,652	5.49	15.11	38,136	21,800	135.91	1.61	9,949	3,240	24.13	1.88	7,138	56,693	165.53	2.10	16,314
藤沢 市	29,379	5.08	15.24	37,987	21,212	143.40	1.70	8,689	3,289	24.94	1.87	7,044	53,881	173.41	2.12	14,636
小田原 市	32,968	5.99	17.26	31,878	21,104	134.58	1.74	9,000	2,788	19.57	1.95	7,315	56,861	160.14	2.35	15,122
茅ヶ崎 市	29,366	5.09	15.17	38,032	19,353	132.42	1.68	8,687	3,022	22.54	1.92	7,000	51,741	160.05	2.14	15,078
逗子 市	31,102	5.10	15.29	39,873	22,354	142.97	1.68	9,284	3,430	24.91	2.01	6,842	56,887	172.98	2.13	15,419
三浦 市	31,001	5.79	14.06	38,095	20,975	124.99	1.84	9,120	2,680	19.56	1.96	7,003	54,656	150.34	2.33	15,632
秦野 市	34,138	5.90	17.99	32,139	19,129	124.96	1.55	9,873	2,521	18.80	2.00	6,714	55,788	149.66	2.26	16,530
厚木 市	29,455	5.13	15.58	36,854	19,908	122.97	1.77	9,136	2,731	21.11	1.89	6,837	52,095	149.21	2.26	15,423
大和市	29,536	5.04	15.40	38,077	19,167	131.58	1.72	8,465	3,185	23.62	1.91	7,045	51,889	160.24	2.18	14,859
伊勢原 市	32,404	5.30	17.19	35,579	20,845	122.01	1.58	10,792	2,820	20.78	1.98	6,866	56,069	148.08	2.20	17,236
海老名 市	28,587	4.85	15.54	37,926	22,810	125.52	1.59	11,459	2,926	21.94	1.94	6,884	54,324	152.32	2.08	17,140
座間 市	30,699	5.37	17.19	34,865	21,892	130.18	1.77	9,487	3,223	23.86	1.90	7,107	55,814	159.41	2.28	15,327
南足柄 市	29,248	5.29	15.82	35,661	19,177	134.11	1.58	9,051	2,816	20.08	2.01	6,970	51,240	159.48	2.15	14,928
綾瀬 市	31,162	5.52	15.82	35,661	20,239	118.24	1.62	10,549	3,275	22.95	1.93	7,380	54,676	146.71	2.21	16,895
葉山 町	29,499	4.86	14.29	42,474	22,179	138.65	1.60	10,000	3,204	22.63	1.95	7,244	54,881	166.14	2.02	16,360
寒川 町	32,538	5.66	16.18	35,507	18,331	111.34	1.75	9,419	2,790	22.19	1.80	6,971	53,659	139.19	2.34	16,446
大磯 町	35,165	5.82	18.18	33,255	19,662	124.70	1.60	9,869	2,888	21.73	1.94	6,854	57,715	152.24	2.28	16,627
二宮 町	34,016	5.65	17.77	33,908	18,533	125.21	1.65	8,967	2,780	21.25	1.99	6,592	55,329	152.11	2.30	15,846
中井 町	35,289	6.09	18.68	31,023	20,278	118.76	1.70	10,046	2,471	17.66	2.04	6,844	58,038	142.51	2.47	16,502
大井 町	35,251	6.40	18.56	29,698	16,456	122.77	1.59	8,444	2,674	17.11	2.18	7,169	54,382	146.27	2.40	15,498
松田 町	36,847	6.54	17.37	32,444	17,871	125.34	1.58	9,026	3,175	21.78	2.07	7,030	57,894	153.66	2.32	16,229
山北 町	34,851	7.02	17.05	29,096	19,491	124.83	1.72	9,087	2,324	16.74	2.06	6,752	56,666	148.60	2.48	15,369
開成 町	26,812	4.82	15.72	35,390	20,891	140.87	1.75	8,487	3,106	19.30	2.07	7,762	50,809	164.99	2.19	14,039
箱根 町	38,377	6.88	17.10	32,639	19,853	123.91	1.75	9,133	2,425	18.65	1.97	6,601	60,655	149.44	2.49	16,318
真鶴 町	34,662	6.48	16.14	33,152	21,179	129.18	1.48	11,071	1,984	14.47	1.97	6,968	57,824	150.12	2.16	17,829
湯河原 町	33,858	6.58	17.95	28,658	20,586	126.90	1.66	9,788	2,437	16.51	1.98	7,469	56,882	149.99	2.41	15,752
愛川 町	31,100	5.27	16.81	35,072	17,163	118.20	1.60	9,049	2,173	15.61	1.91	7,296	50,436	139.09	2.22	16,369
清川 村	34,724	6.22	15.71	35,561	23,447	115.75	1.72	11,751	2,191	17.45	1.83	6,856	60,363	139.41	2.36	18,340
県合計	31,819	5.36	15.65	37,928	21,440	137.38	1.76	8,847	3,191	23.44	1.92	7,078	56,450	166.17	2.23	15,203
市計	31,768	5.34	15.59	38,158	21,526	137.92	1.77	8,825	3,212	23.61	1.92	7,080	56,496	166.86	2.23	15,166
町村計	33,244	5.84	17.02	33,461	19,444	124.86	1.65	9,454	2,690	19.50	1.96	7,041	55,378	150.19	2.29	16,135

※1人あたり診療費は、当該年度の診療費を12で除したものを、当該年度の被保険者数の平均で除したものの。

※受診率は、被保険者100人あたりの月平均レセプト件数、年間受診率(被保険者100人あたりの年間レセプト件数)を12で除したものの。

※1件あたり日数は、当該年度の診療実日数を診療件数(レセプト件数)で除したものの。

※1日あたり診療費は、当該年度の診療費を診療実日数で除したものの。

表 8-3-7 現物給付費（総合計）

【平成29年度】

	件数(件)	費用額(円)					計
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分		
横浜市	14,350,049	320,285,841,986	11,647,369,341	32,086,909,954	3,622,758,383	367,642,879,664	
川崎市	4,418,966	106,945,281,160	4,119,625,976	10,822,821,009	1,196,199,795	123,083,927,940	
相模原市	2,327,692	55,051,381,865	1,804,351,466	5,375,030,670	600,546,816	62,831,310,817	
横須賀市	2,099,974	44,949,603,412	1,429,387,913	4,217,330,513	410,348,518	51,006,670,356	
平塚市	967,212	23,577,718,156	860,906,935	2,096,763,472	333,499,135	26,868,887,698	
鎌倉市	932,720	21,375,229,159	800,731,003	2,404,471,742	227,239,426	24,807,671,330	
藤沢市	1,667,911	35,036,631,952	1,189,588,296	3,403,589,888	652,047,834	40,281,857,970	
小田原市	825,103	19,853,616,139	629,942,961	1,915,654,215	230,624,234	22,629,837,549	
茅ヶ崎市	947,693	20,825,519,070	711,021,684	2,090,098,430	219,673,661	23,846,312,845	
逗子市	341,995	7,514,829,888	283,448,000	801,601,371	67,221,501	8,667,100,760	
三浦市	238,560	6,021,306,769	190,853,597	552,416,842	57,001,889	6,821,579,097	
秦野市	556,922	14,126,254,202	510,497,659	1,371,371,761	107,360,136	16,115,483,758	
厚木市	656,432	15,709,854,363	518,827,989	1,618,872,722	126,542,801	17,974,097,875	
大和市	784,796	17,197,625,337	606,248,761	1,743,412,225	123,151,542	19,670,437,865	
伊勢原市	321,827	8,144,183,930	296,780,617	801,216,715	68,501,070	9,310,682,332	
海老名市	355,004	8,979,441,338	303,657,040	897,761,653	94,285,821	10,275,145,852	
座間市	425,302	10,134,601,801	347,865,629	1,005,390,307	76,975,640	11,564,833,377	
南足柄市	199,465	4,375,213,075	131,053,167	433,635,492	45,602,247	4,985,503,981	
綾瀬市	265,781	6,831,224,201	224,163,054	680,841,730	45,622,814	7,781,851,799	
葉山町	165,683	3,698,179,913	142,421,786	406,626,983	23,128,172	4,270,356,854	
寒川町	143,015	3,804,714,076	136,581,084	373,889,602	29,775,397	4,344,960,159	
大磯町	157,312	3,981,696,866	151,745,362	376,051,708	58,802,886	4,568,296,822	
二宮町	147,254	3,581,954,664	119,306,901	349,070,207	43,621,709	4,093,953,481	
中井町	36,206	971,682,185	35,046,226	96,960,080	6,323,215	1,110,011,706	
大井町	59,334	1,427,664,273	48,164,173	147,642,901	11,321,853	1,634,793,200	
松田町	54,332	1,376,587,164	43,275,306	135,398,891	13,704,815	1,568,966,176	
山北町	58,936	1,490,886,928	38,716,803	151,699,048	10,977,342	1,692,280,121	
開成町	63,990	1,355,473,418	35,246,053	140,474,078	11,285,756	1,542,479,305	
箱根町	55,944	1,575,709,761	56,396,139	165,103,510	13,502,820	1,810,712,230	
真鶴町	41,229	1,086,118,379	31,525,387	102,145,218	8,789,712	1,228,578,696	
湯河原町	137,798	3,518,598,484	105,554,043	350,244,033	34,250,913	4,008,647,473	
愛川町	128,027	3,120,928,740	112,201,169	287,025,098	31,648,925	3,551,803,932	
清川村	9,885	311,566,724	9,446,579	28,045,643	3,778,538	352,837,484	
県合計	33,942,349	778,237,119,378	27,671,948,099	77,429,567,711	8,606,115,316	891,944,750,504	
市計	32,683,404	746,935,357,803	26,606,321,088	74,319,190,711	8,305,203,263	856,166,072,865	
町村計	1,258,945	31,301,761,575	1,065,627,011	3,110,377,000	300,912,053	35,778,677,639	

表8-3-8 現物給付費（入院／医科）

【平成29年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	265,683	4,024,369	136,045,836,564	9,290,914,459	8,269,394,886	1,306,530,221	154,912,676,130
川崎市	92,655	1,482,543	47,496,696,313	3,319,145,154	2,931,892,378	439,261,805	54,186,995,650
相模原市	49,661	810,930	23,838,300,547	1,396,113,162	1,474,395,539	244,914,832	26,953,724,080
横須賀市	33,458	485,350	17,400,741,591	1,062,063,997	1,041,725,722	124,808,160	19,629,339,470
平塚市	21,431	378,590	10,702,685,481	685,794,229	566,626,532	140,754,638	12,095,860,880
鎌倉市	18,936	286,905	9,145,856,827	629,419,735	622,002,789	86,971,229	10,484,250,580
藤沢市	29,715	453,272	14,454,694,538	938,043,158	804,096,416	267,499,718	16,464,333,830
小田原市	18,841	327,100	8,764,974,201	491,931,894	523,940,994	100,494,491	9,881,341,580
茅ヶ崎市	18,177	276,171	8,874,244,845	559,148,817	548,940,669	83,291,189	10,065,625,520
逗子市	6,064	93,206	3,113,735,316	221,802,837	206,113,641	23,188,196	3,564,839,990
三浦市	5,590	78,689	2,553,374,770	145,363,569	154,258,088	18,300,053	2,871,296,480
秦野市	13,825	248,946	6,715,844,668	399,721,321	417,949,665	48,366,426	7,581,882,080
厚木市	14,077	219,761	6,830,365,208	411,427,248	449,605,048	47,459,216	7,738,856,720
大和市	14,868	229,796	7,385,434,778	480,400,684	476,333,239	43,959,179	8,386,127,880
伊勢原市	7,284	125,304	3,758,248,580	242,935,721	222,910,433	30,969,016	4,255,063,750
海老名市	7,952	123,640	3,958,204,028	238,918,049	257,202,610	36,416,753	4,490,741,440
座間市	9,081	149,273	4,377,145,165	265,912,122	288,119,447	29,098,026	4,960,274,760
南足柄市	4,025	69,401	1,872,647,792	102,088,301	118,630,811	17,711,666	2,111,078,570
綾瀬市	6,466	102,423	3,096,567,851	169,690,965	203,593,325	16,899,809	3,486,751,950
葉山町	3,033	43,575	1,558,623,872	109,263,091	107,056,128	7,824,229	1,782,767,320
寒川町	3,659	59,310	1,771,326,152	113,569,558	109,905,599	13,627,711	2,008,429,020
大磯町	3,617	66,003	1,840,170,636	113,158,460	103,122,863	27,212,031	2,083,663,990
二宮町	3,237	57,902	1,652,766,640	96,699,074	95,230,204	21,013,362	1,865,709,280
中井町	941	17,630	456,069,452	27,304,285	32,219,057	2,281,506	517,874,300
大井町	1,561	29,032	717,892,407	41,812,218	47,302,482	5,767,893	812,775,000
松田町	1,422	24,773	677,133,254	35,156,502	40,176,928	7,413,736	759,880,420
山北町	1,652	28,172	690,587,926	30,434,796	46,892,955	4,945,193	772,860,870
開成町	1,144	17,983	538,086,233	27,886,988	34,843,189	5,154,850	605,971,260
箱根町	1,643	28,141	768,245,762	46,760,099	49,663,409	6,104,480	870,773,750
真鶴町	1,142	18,435	519,529,322	24,739,646	31,578,780	3,457,122	579,304,870
湯河原町	3,736	67,121	1,611,047,820	80,860,373	99,535,675	18,553,452	1,809,997,320
愛川町	2,943	49,485	1,467,485,557	88,687,223	83,902,698	14,284,412	1,654,359,890
清川村	314	4,936	147,790,466	6,642,071	9,418,733	1,854,300	165,705,570
県合計	667,833	10,478,167	334,802,354,562	21,893,809,806	20,468,580,932	3,246,388,900	380,411,134,200
市計	637,789	9,965,669	320,385,599,063	21,050,835,422	19,577,732,232	3,106,894,623	364,121,061,340
町村計	30,044	512,498	14,416,755,499	842,974,384	890,848,700	139,494,277	16,290,072,860

表8-3-9 現物給付費（入院／歯科）

【平成29年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	1,070	6,106	248,040,763	12,463,327	22,011,024	1,250,996	283,766,110
川崎市	229	1,656	58,774,038	5,080,046	6,051,903	325,343	70,231,330
相模原市	90	601	25,019,820	1,182,869	2,010,225	104,796	28,317,710
横須賀市	249	1,330	44,355,573	2,247,164	3,536,577	518,706	50,658,020
平塚市	48	191	8,222,795	390,607	735,798	64,950	9,414,150
鎌倉市	87	623	18,953,659	633,354	1,713,867	225,190	21,526,070
藤沢市	70	520	23,001,474	1,453,416	2,192,630	80,810	26,728,330
小田原市	129	370	12,671,922	154,385	1,315,593	148,620	14,290,520
茅ヶ崎市	66	523	16,822,950	1,335,541	1,607,929	22,730	19,789,150
逗子市	64	482	15,946,694	486,222	1,397,604	94,970	17,925,490
三浦市	10	20	679,540	0	75,510	0	755,050
秦野市	16	104	6,650,089	454,365	561,976	0	7,666,430
厚木市	41	226	9,263,766	532,488	843,346	70,320	10,709,920
大和市	67	167	6,430,719	51,541	783,460	42,540	7,308,260
伊勢原市	6	29	1,221,681	155,739	158,680	0	1,536,100
海老名市	26	315	13,302,755	862,856	844,499	59,820	15,069,930
座間市	20	69	3,189,806	74,708	414,416	29,200	3,708,130
南足柄市	14	32	923,180	0	79,510	23,060	1,025,750
綾瀬市	18	173	11,287,250	883,320	485,070	0	12,655,640
葉山町	19	46	1,705,906	128,000	251,784	0	2,085,690
寒川町	8	29	1,390,481	40,889	113,610	0	1,544,980
大磯町	17	70	2,653,905	83,185	208,830	20,810	2,966,730
二宮町	27	86	2,707,278	34,462	312,980	59,190	3,113,910
中井町	3	6	246,530	0	27,390	0	273,920
大井町	5	26	1,158,829	36,901	86,320	5,540	1,287,590
松田町	8	72	3,880,906	261,604	169,610	0	4,312,120
山北町	0	0	0	0	0	0	0
開成町	0	0	0	0	0	0	0
箱根町	3	7	156,180	0	30,180	0	186,360
真鶴町	1	8	217,870	0	24,210	0	242,080
湯河原町	3	10	418,710	0	46,530	0	465,240
愛川町	3	49	1,762,898	112,962	82,920	0	1,958,780
清川村	3	44	3,154,827	234,493	116,040	0	3,505,360
県合計	2,420	13,990	544,212,794	29,374,444	48,290,021	3,147,591	625,024,850
市計	2,320	13,537	524,758,474	28,441,948	46,819,617	3,062,051	603,082,090
町村計	100	453	19,454,320	932,496	1,470,404	85,540	21,942,760

表 8-3-10 現物給付費（入院／食事・生活療養費（医科・歯科）） 【平成 29 年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)			
			保険者負担分	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	248,088	9,622,110	3,469,349,224	2,990,933,435	39,304,595	6,499,587,254
川崎市	86,530	3,438,023	1,243,238,244	1,088,596,150	15,092,500	2,346,926,894
相模原市	46,427	1,917,731	696,588,987	612,210,200	6,830,160	1,315,629,347
横須賀市	31,129	1,104,910	392,427,786	357,524,280	3,327,630	753,279,696
平塚市	20,134	921,672	359,878,138	260,537,830	3,002,060	623,418,028
鎌倉市	17,407	680,101	240,443,940	216,263,520	2,602,810	459,310,270
藤沢市	27,810	1,105,195	391,550,070	351,270,425	4,162,065	746,982,560
小田原市	17,801	805,314	300,504,259	240,606,995	2,338,125	543,449,379
茅ヶ崎市	16,974	644,973	238,588,905	197,357,390	1,781,760	437,728,055
逗子市	5,720	224,756	78,919,950	73,127,095	784,865	152,831,910
三浦市	5,123	189,718	70,280,597	55,495,650	581,670	126,357,917
秦野市	13,047	615,587	231,033,828	182,068,775	1,680,485	414,783,088
厚木市	13,283	530,331	188,376,135	167,720,710	1,706,130	357,802,975
大和市	13,849	534,217	196,538,509	165,161,501	1,231,305	362,931,315
伊勢原市	6,857	298,805	108,352,492	92,972,440	1,326,250	202,651,182
海老名市	7,533	288,548	99,446,162	94,460,255	1,361,335	195,267,752
座間市	8,559	356,636	130,353,077	111,023,870	1,470,200	242,847,147
南足柄市	3,838	178,133	65,812,631	53,889,970	732,720	120,435,321
綾瀬市	6,079	233,723	84,031,629	74,540,425	712,775	159,284,829
葉山町	2,822	100,540	34,061,114	33,416,435	420,025	67,897,574
寒川町	3,401	143,691	54,425,289	42,180,080	350,330	96,955,699
大磯町	3,431	162,850	58,879,562	51,146,590	611,700	110,637,852
二宮町	3,071	143,042	52,148,371	44,450,840	816,350	97,415,561
中井町	894	42,670	14,271,196	14,667,100	34,560	28,972,856
大井町	1,508	71,919	26,258,130	22,476,845	158,965	48,893,940
松田町	1,352	62,569	21,941,676	19,683,690	257,530	41,882,896
山北町	1,528	68,747	26,332,101	20,506,230	0	46,838,331
開成町	1,086	45,358	14,976,145	14,987,455	478,055	30,441,655
箱根町	1,536	69,838	23,904,210	23,810,300	61,210	47,775,720
真鶴町	1,079	45,719	17,428,206	14,138,230	315,590	31,882,026
湯河原町	3,543	164,311	57,991,943	54,641,920	741,770	113,375,633
愛川町	2,803	119,853	44,066,922	36,669,170	202,370	80,938,462
清川村	282	11,860	4,129,834	3,723,100	29,900	7,882,834
県合計	624,524	24,943,450	9,036,529,262	7,782,258,901	94,507,795	16,913,295,958
市計	596,188	23,690,483	8,585,714,563	7,385,760,916	90,029,440	16,061,504,919
町村計	28,336	1,252,967	450,814,699	396,497,985	4,478,355	851,791,039

表 8-3-1 1 現物給付費（入院／合計（医科・歯科・食事・生活））

【平成 29 年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	266,753	4,030,475	139,763,226,551	9,303,377,786	11,282,339,345	1,347,085,812	161,696,029,494
川崎市	92,884	1,484,199	48,798,708,595	3,324,225,200	4,026,540,431	454,679,648	56,604,153,874
相模原市	49,751	811,531	24,559,909,354	1,397,296,031	2,088,615,964	251,849,788	28,297,671,137
横須賀市	33,707	486,680	17,837,524,950	1,064,311,161	1,402,786,579	128,654,496	20,433,277,186
平塚市	21,479	378,781	11,070,786,414	686,184,836	827,900,160	143,821,648	12,728,693,058
鎌倉市	19,023	287,528	9,405,254,426	630,053,089	839,980,176	89,799,229	10,965,086,920
藤沢市	29,785	453,792	14,869,246,082	939,496,574	1,157,559,471	271,742,593	17,238,044,720
小田原市	18,970	327,470	9,078,150,382	492,086,279	765,863,582	102,981,236	10,439,081,479
茅ヶ崎市	18,243	276,694	9,129,656,700	560,484,358	747,905,988	85,095,679	10,523,142,725
逗子市	6,128	93,688	3,208,601,960	222,289,059	280,638,340	24,068,031	3,735,597,390
三浦市	5,600	78,709	2,624,334,907	145,363,569	209,829,248	18,881,723	2,998,409,447
秦野市	13,841	249,050	6,953,528,585	400,175,686	600,580,416	50,046,911	8,004,331,598
厚木市	14,118	219,987	7,028,005,109	411,959,736	618,169,104	49,235,666	8,107,369,615
大和市	14,935	229,963	7,588,404,006	480,452,225	642,278,200	45,233,024	8,756,367,455
伊勢原市	7,290	125,333	3,867,822,753	243,091,460	316,041,553	32,295,266	4,459,251,032
海老名市	7,978	123,955	4,070,952,945	239,780,905	352,507,364	37,837,908	4,701,079,122
座間市	9,101	149,342	4,510,688,048	265,986,830	399,557,733	30,597,426	5,206,830,037
南足柄市	4,039	69,433	1,939,383,603	102,088,301	172,600,291	18,467,446	2,232,539,641
綾瀬市	6,484	102,596	3,191,886,730	170,574,285	278,618,820	17,612,584	3,658,692,419
葉山町	3,052	43,621	1,594,390,892	109,391,091	140,724,347	8,244,254	1,852,750,584
寒川町	3,667	59,339	1,827,141,922	113,610,447	152,199,289	13,978,041	2,106,929,699
大磯町	3,634	66,073	1,901,704,103	113,241,645	154,478,283	27,844,541	2,197,268,572
二宮町	3,264	57,988	1,707,622,289	96,733,536	139,994,024	21,888,902	1,966,238,751
中井町	944	17,636	470,587,178	27,304,285	46,913,547	2,316,066	547,121,076
大井町	1,566	29,058	745,309,366	41,849,119	69,865,647	5,932,398	862,956,530
松田町	1,430	24,845	702,955,836	35,418,106	60,030,228	7,671,266	806,075,436
山北町	1,652	28,172	716,920,027	30,434,796	67,399,185	4,945,193	819,699,201
開成町	1,144	17,983	553,062,378	27,886,988	49,830,644	5,632,905	636,412,915
箱根町	1,646	28,148	792,306,152	46,760,099	73,503,889	6,165,690	918,735,830
真鶴町	1,143	18,443	537,175,398	24,739,646	45,741,220	3,772,712	611,428,976
湯河原町	3,739	67,131	1,669,458,473	80,860,373	154,224,125	19,295,222	1,923,838,193
愛川町	2,946	49,534	1,513,315,377	88,800,185	120,654,788	14,486,782	1,737,257,132
清川村	317	4,980	155,075,127	6,876,564	13,257,873	1,884,200	177,093,764
県合計	670,253	10,492,157	344,383,096,618	21,923,184,250	28,299,129,854	3,344,044,286	397,949,455,008
市計	640,109	9,979,206	329,496,072,100	21,079,277,370	27,010,312,765	3,199,986,114	380,785,648,349
町村計	30,144	512,951	14,887,024,518	843,906,880	1,288,817,089	144,058,172	17,163,806,659

表 8-3-12 現物給付費（入院外）

【平成 29 年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	7,247,662	12,954,918	97,855,774,950	1,897,022,169	10,781,500,451	1,171,583,030	111,705,880,600
川崎市	2,199,843	4,136,510	30,782,533,647	631,479,043	3,430,253,554	375,525,596	35,219,791,840
相模原市	1,192,493	2,055,784	16,653,772,754	336,077,396	1,695,250,306	183,956,214	18,869,056,670
横須賀市	1,045,396	1,905,534	14,668,239,764	315,897,357	1,408,656,909	150,023,710	16,542,817,740
平塚市	487,971	854,861	6,741,663,367	144,767,451	635,899,401	100,558,231	7,622,888,450
鎌倉市	470,832	759,119	6,523,923,572	138,562,848	820,268,655	69,535,775	7,552,290,850
藤沢市	841,362	1,432,308	10,881,675,402	209,667,692	1,154,960,517	199,495,629	12,445,799,240
小田原市	426,147	742,486	5,902,295,958	113,057,716	596,183,535	71,033,211	6,682,570,420
茅ヶ崎市	474,537	798,264	6,081,611,078	120,789,237	665,869,590	66,598,855	6,934,868,760
逗子市	171,714	289,211	2,343,348,045	48,657,228	270,420,670	22,526,027	2,684,951,970
三浦市	120,893	222,438	1,801,746,756	39,250,382	167,662,488	20,028,784	2,028,688,410
秦野市	292,982	454,267	3,964,198,546	94,190,874	397,594,514	29,217,566	4,485,201,500
厚木市	338,481	599,782	4,822,445,112	89,487,362	527,804,195	39,910,861	5,479,647,530
大和市	390,090	671,228	4,998,146,086	102,191,496	542,497,339	39,331,089	5,682,166,010
伊勢原市	167,907	265,810	2,529,993,487	47,304,755	270,991,233	20,374,425	2,868,663,900
海老名市	206,422	327,351	3,299,894,758	59,933,489	355,453,052	35,834,951	3,751,116,250
座間市	220,798	391,378	3,284,344,775	71,199,642	331,956,044	25,601,759	3,713,102,220
南足柄市	102,369	161,732	1,294,041,509	23,328,881	132,192,464	14,231,706	1,463,794,560
綾瀬市	138,824	225,263	2,095,418,389	48,074,804	217,751,571	15,015,156	2,376,259,920
葉山町	87,085	139,295	1,211,238,756	28,297,860	145,940,629	7,510,465	1,392,987,710
寒川町	72,092	126,019	1,047,607,898	18,360,800	112,913,692	8,079,390	1,186,961,780
大磯町	77,915	124,487	1,081,840,620	22,240,094	108,808,667	15,662,049	1,228,551,430
二宮町	72,378	119,464	943,838,607	15,154,557	102,297,554	10,000,682	1,071,291,400
中井町	18,412	31,294	280,444,284	7,066,367	24,716,594	2,157,195	314,384,440
大井町	30,053	47,710	355,881,165	5,332,280	38,757,799	2,882,006	402,853,250
松田町	27,419	43,313	345,732,129	5,376,286	36,825,742	3,020,393	390,954,550
山北町	29,361	50,449	406,117,724	5,982,943	43,208,471	3,120,822	458,429,960
開成町	33,437	58,425	439,064,517	6,367,509	47,216,898	3,230,356	495,879,280
箱根町	29,665	52,042	416,467,764	7,384,578	47,599,652	3,825,086	475,277,080
真鶴町	22,787	33,745	332,177,154	6,023,697	32,495,888	2,902,371	373,599,110
湯河原町	72,105	119,505	1,037,338,718	19,405,230	105,718,727	7,234,855	1,169,697,530
愛川町	66,029	105,951	849,141,845	17,410,925	83,282,830	8,899,320	958,734,920
清川村	5,903	10,176	106,735,193	2,541,245	9,111,376	1,193,626	119,581,440
県合計	17,181,364	30,310,119	235,378,694,329	4,697,884,193	25,342,061,007	2,730,101,191	268,148,740,720
市計	16,536,723	29,248,244	226,525,067,955	4,530,939,822	24,403,166,488	2,650,382,575	258,109,556,840
町村計	644,641	1,061,875	8,853,626,374	166,944,371	938,894,519	79,718,616	10,039,183,880

表 8-3-13 現物給付費（歯科）

【平成 29 年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	1,251,788	2,388,533	14,886,348,898	6,790,277	1,958,807,706	140,072,209	16,992,019,090
川崎市	371,942	728,426	4,452,711,068	1,444,771	596,513,775	42,174,596	5,092,844,210
相模原市	217,812	432,588	2,779,350,501	1,125,697	341,047,493	23,725,069	3,145,248,760
横須賀市	168,028	315,309	1,950,816,835	528,112	239,126,873	14,846,610	2,205,318,430
平塚市	79,908	153,259	959,784,316	310,182	116,724,551	10,300,811	1,087,119,860
鎌倉市	83,603	157,252	970,126,274	219,719	144,171,327	7,975,890	1,122,493,210
藤沢市	146,342	273,973	1,687,934,534	453,940	215,551,573	26,062,163	1,930,002,210
小田原市	61,952	120,700	779,827,569	283,476	96,552,606	6,269,859	882,933,510
茅ヶ崎市	80,761	154,714	949,843,931	178,331	124,779,330	8,230,678	1,083,032,270
逗子市	29,916	60,220	359,658,049	103,690	49,909,654	2,337,557	412,008,950
三浦市	18,919	37,018	230,143,315	76,055	26,770,344	2,242,516	259,232,230
秦野市	44,078	88,023	521,718,516	171,303	65,888,810	3,222,521	591,001,150
厚木市	58,102	109,954	660,778,378	301,284	86,031,209	4,623,599	751,734,470
大和市	70,018	134,048	832,392,126	289,571	107,097,256	4,577,677	944,356,630
伊勢原市	28,591	56,523	341,251,713	95,058	44,502,114	2,261,045	388,109,930
海老名市	36,088	69,904	424,046,485	205,795	53,169,289	3,821,861	481,243,430
座間市	40,475	76,909	483,146,040	188,229	60,528,814	2,715,477	546,578,560
南足柄市	15,324	30,840	189,413,371	68,250	24,109,777	1,352,832	214,944,230
綾瀬市	26,946	52,097	339,637,471	150,176	42,850,007	1,846,416	384,484,070
葉山町	14,215	27,784	174,707,654	43,066	25,666,213	838,607	201,255,540
寒川町	14,371	25,916	159,331,704	4,400	20,204,475	1,116,181	180,656,760
大磯町	13,576	26,325	158,196,863	32,699	20,133,339	2,062,269	180,425,170
二宮町	12,281	24,381	141,436,329	11,572	17,768,363	1,493,806	160,710,070
中井町	2,738	5,598	33,974,621	6,979	4,185,254	147,336	38,314,190
大井町	4,189	9,133	57,928,075	15,004	7,200,503	327,168	65,470,750
松田町	4,765	9,881	61,255,482	24,628	7,649,341	530,389	69,459,840
山北町	3,937	8,096	48,236,343	15,997	6,135,027	278,543	54,665,910
開成町	4,582	9,497	65,112,313	29,740	8,259,216	318,721	73,719,990
箱根町	4,466	8,796	50,879,200	17,965	6,837,299	327,096	58,061,560
真鶴町	2,552	5,022	31,059,010	3,892	3,697,335	235,103	34,995,340
湯河原町	9,383	18,542	122,876,400	80,353	14,790,516	749,311	138,496,580
愛川町	8,719	16,636	107,509,586	38,417	12,962,182	869,775	121,379,960
清川村	890	1,630	9,897,005	6,922	1,183,681	88,082	11,175,690
県合計	2,931,257	5,637,527	35,021,329,975	13,315,550	4,550,805,252	318,041,773	39,903,492,550
市計	2,830,593	5,440,290	33,798,929,390	12,983,916	4,394,132,508	308,659,386	38,514,705,200
町村計	100,664	197,237	1,222,400,585	331,634	156,672,744	9,382,387	1,388,787,350

表8-3-14 現物給付費（入院（食事・生活療養含）・入院外・歯科／合計） 【平成29年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	8,766,203	19,373,926	252,505,350,399	11,207,190,232	24,022,647,502	2,658,741,051	290,393,929,184
川崎市	2,664,669	6,349,135	84,033,953,310	3,957,149,014	8,053,307,760	872,379,840	96,916,789,924
相模原市	1,460,056	3,299,903	43,993,032,609	1,734,499,124	4,124,913,763	459,531,071	50,311,976,567
横須賀市	1,247,131	2,707,523	34,456,581,549	1,380,736,630	3,050,570,361	293,524,816	39,181,413,356
平塚市	589,358	1,386,901	18,772,234,097	831,262,469	1,580,524,112	254,680,690	21,438,701,368
鎌倉市	573,458	1,203,899	16,899,304,272	768,835,656	1,804,420,158	167,310,894	19,639,870,980
藤沢市	1,017,489	2,160,073	27,438,856,018	1,149,618,206	2,528,071,561	497,300,385	31,613,846,170
小田原市	507,069	1,190,656	15,760,273,909	605,427,471	1,458,599,723	180,284,306	18,004,585,409
茅ヶ崎市	573,541	1,229,672	16,161,111,709	681,451,926	1,538,554,908	159,925,212	18,541,043,755
逗子市	207,758	443,119	5,911,608,054	271,049,977	600,968,664	48,931,615	6,832,558,310
三浦市	145,412	338,165	4,656,224,978	184,690,006	404,262,080	41,153,023	5,286,330,087
秦野市	350,901	791,340	11,439,445,647	494,537,863	1,064,063,740	82,486,998	13,080,534,248
厚木市	410,701	929,723	12,511,228,599	501,748,382	1,232,004,508	93,770,126	14,338,751,615
大和市	475,043	1,035,239	13,418,942,218	582,933,292	1,291,872,795	89,141,790	15,382,890,095
伊勢原市	203,788	447,666	6,739,067,953	290,491,273	631,534,900	54,930,736	7,716,024,862
海老名市	250,488	521,210	7,794,894,188	299,920,189	761,129,705	77,494,720	8,933,438,802
座間市	270,374	617,629	8,278,178,863	337,374,701	792,042,591	58,914,662	9,466,510,817
南足柄市	121,732	262,005	3,422,838,483	125,485,432	328,902,532	34,051,984	3,911,278,431
綾瀬市	172,254	379,956	5,626,942,590	218,799,265	539,220,398	34,474,156	6,419,436,409
葉山町	104,352	210,700	2,980,337,302	137,732,017	312,331,189	16,593,326	3,446,993,834
寒川町	90,130	211,274	3,034,081,524	131,975,647	285,317,456	23,173,612	3,474,548,239
大磯町	95,125	216,885	3,141,741,586	135,514,438	283,420,289	45,568,859	3,606,245,172
二宮町	87,923	201,833	2,792,897,225	111,899,665	260,059,941	33,383,390	3,198,240,221
中井町	22,094	54,528	785,006,083	34,377,631	75,815,395	4,620,597	899,819,706
大井町	35,808	85,901	1,159,118,606	47,196,403	115,823,949	9,141,572	1,331,280,530
松田町	33,614	78,039	1,109,943,447	40,819,020	104,505,311	11,222,048	1,266,489,826
山北町	34,950	86,717	1,171,274,094	36,433,736	116,742,683	8,344,558	1,332,795,071
開成町	39,163	85,905	1,057,239,208	34,284,237	105,306,758	9,181,982	1,206,012,185
箱根町	35,777	88,986	1,259,653,116	54,162,642	127,940,840	10,317,872	1,452,074,470
真鶴町	26,482	57,210	900,411,562	30,767,235	81,934,443	6,910,186	1,020,023,426
湯河原町	85,227	205,178	2,829,673,591	100,345,956	274,733,368	27,279,388	3,232,032,303
愛川町	77,694	172,121	2,469,966,808	106,249,527	216,899,800	24,255,877	2,817,372,012
清川村	7,110	16,786	271,707,325	9,424,731	23,552,930	3,165,908	307,850,894
県合計	20,782,874	46,439,803	614,783,120,922	26,634,383,993	58,191,996,113	6,392,187,250	706,001,688,278
市計	20,007,425	44,667,740	589,820,069,445	25,623,201,108	55,807,611,761	6,159,028,075	677,409,910,389
町村計	775,449	1,772,063	24,963,051,477	1,011,182,885	2,384,384,352	233,159,175	28,591,777,889

表 8-3-15 現物給付費（調剤）

【平成 29 年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	5,560,232	7,114,707	66,067,575,679	403,239,442	7,969,434,630	860,915,669	75,301,165,420
川崎市	1,747,340	2,299,262	22,426,902,407	153,696,228	2,740,952,746	294,891,009	25,616,442,390
相模原市	864,308	1,102,204	10,846,035,558	67,385,200	1,238,109,218	127,506,934	12,279,036,910
横須賀市	851,076	1,088,621	10,341,907,776	42,955,729	1,158,095,719	111,913,506	11,654,872,730
平塚市	375,967	467,027	4,637,639,152	24,092,583	506,746,391	72,910,814	5,241,388,940
鎌倉市	357,819	449,625	4,374,909,709	30,122,529	591,718,087	53,975,125	5,050,725,450
藤沢市	647,666	814,244	7,395,871,716	35,703,479	866,971,175	138,493,890	8,437,040,260
小田原市	316,739	407,669	3,968,125,391	19,941,733	450,232,961	45,616,325	4,483,916,410
茅ヶ崎市	372,333	463,914	4,546,099,564	27,776,933	542,743,034	53,509,829	5,170,129,360
逗子市	133,869	169,550	1,581,828,446	12,193,271	199,212,979	16,951,954	1,810,186,650
三浦市	92,861	125,164	1,345,143,610	5,345,248	147,246,508	15,112,974	1,512,848,340
秦野市	204,952	252,534	2,609,022,638	14,693,508	302,427,641	21,563,833	2,947,707,620
厚木市	244,843	306,633	3,138,719,606	16,196,919	381,812,145	30,815,650	3,567,544,320
大和市	308,779	389,608	3,711,861,013	22,263,689	447,074,112	30,737,356	4,211,936,170
伊勢原市	117,430	139,968	1,349,703,147	4,579,465	166,240,948	11,931,950	1,532,455,510
海老名市	104,013	133,751	1,150,925,041	3,434,624	134,336,472	15,141,823	1,303,837,960
座間市	154,107	200,739	1,795,477,509	9,253,304	210,264,987	14,801,090	2,029,796,890
南足柄市	77,467	98,800	934,375,876	5,204,802	103,358,703	10,831,549	1,053,770,930
綾瀬市	93,089	118,706	1,169,041,435	4,413,318	139,695,887	9,501,070	1,322,651,710
葉山町	61,164	76,421	706,745,543	4,539,455	93,227,869	6,013,333	810,526,200
寒川町	52,655	67,370	756,187,306	4,433,436	87,709,925	6,002,873	854,333,540
大磯町	62,015	78,379	820,563,231	15,410,596	91,789,106	12,492,047	940,254,980
二宮町	59,064	75,725	768,976,621	6,966,381	87,541,157	9,016,161	872,500,320
中井町	14,035	18,849	180,923,256	587,528	20,760,492	1,435,584	203,706,860
大井町	23,454	29,265	262,633,308	815,371	31,262,652	2,115,909	296,827,240
松田町	20,590	25,989	258,338,339	2,364,954	30,223,947	2,150,270	293,077,510
山北町	23,871	33,547	311,042,476	2,129,978	34,410,447	2,294,729	349,877,630
開成町	24,729	33,749	291,547,630	796,817	34,753,244	1,874,169	328,971,860
箱根町	20,131	30,478	311,705,456	1,460,047	36,721,560	3,117,587	353,004,650
真鶴町	14,702	17,744	182,534,065	722,618	20,125,212	1,648,095	205,029,990
湯河原町	52,473	64,026	681,831,996	5,069,171	75,086,741	6,695,912	768,683,820
愛川町	50,238	63,056	643,840,025	5,883,834	69,746,149	7,048,682	726,518,690
清川村	2,773	3,430	39,660,040	13,142	4,479,268	612,630	44,765,080
県合計	13,106,784	16,760,754	159,607,694,565	953,685,332	19,014,512,112	1,999,640,331	181,575,532,340
市計	12,624,890	16,142,726	153,391,165,273	902,492,004	18,296,674,343	1,937,122,350	174,527,453,970
町村計	481,894	618,028	6,216,529,292	51,193,328	717,837,769	62,517,981	7,048,078,370

表8-3-16 現物給付費（訪問看護療養費）

【平成29年度】

	件数(件)	日数(日)	費用額(円)				
			保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計
横浜市	23,614	174,609	1,712,915,908	36,939,667	94,827,822	103,101,663	1,947,785,060
川崎市	6,957	51,286	484,425,443	8,780,734	28,560,503	28,928,946	550,695,626
相模原市	3,328	22,328	212,313,698	2,467,142	12,007,689	13,508,811	240,297,340
横須賀市	1,767	12,945	151,114,087	5,695,554	8,664,433	4,910,196	170,384,270
平塚市	1,887	15,891	167,844,907	5,551,883	9,492,969	5,907,631	188,797,390
鎌倉市	1,443	10,757	101,015,178	1,772,818	8,333,497	5,953,407	117,074,900
藤沢市	2,756	20,837	201,904,218	4,266,611	8,547,152	16,253,559	230,971,540
小田原市	1,295	11,456	125,216,839	4,573,757	6,821,531	4,723,603	141,335,730
茅ヶ崎市	1,819	11,720	118,307,797	1,792,825	8,800,488	6,238,620	135,139,730
逗子市	368	2,133	21,393,388	204,752	1,419,728	1,337,932	24,355,800
三浦市	287	1,503	19,938,181	818,343	908,254	735,892	22,400,670
秦野市	1,069	7,868	77,785,917	1,266,288	4,880,380	3,309,305	87,241,890
厚木市	888	6,383	59,906,158	882,688	5,056,069	1,957,025	67,801,940
大和市	974	6,967	66,822,106	1,051,780	4,465,318	3,272,396	75,611,600
伊勢原市	609	5,514	55,412,830	1,709,879	3,440,867	1,638,384	62,201,960
海老名市	503	3,538	33,622,109	302,227	2,295,476	1,649,278	37,869,090
座間市	821	6,309	60,945,429	1,237,624	3,082,729	3,259,888	68,525,670
南足柄市	266	1,716	17,998,716	362,933	1,374,257	718,714	20,454,620
綾瀬市	438	3,557	35,240,176	950,471	1,925,445	1,647,588	39,763,680
葉山町	167	1,083	11,097,068	150,314	1,067,925	521,513	12,836,820
寒川町	230	1,507	14,445,246	172,001	862,221	598,912	16,078,380
大磯町	172	1,612	19,392,049	820,328	842,313	741,980	21,796,670
二宮町	267	2,241	20,080,818	440,855	1,469,109	1,222,158	23,212,940
中井町	77	620	5,752,846	81,067	384,193	267,034	6,485,140
大井町	72	648	5,912,359	152,399	556,300	64,372	6,685,430
松田町	128	864	8,305,378	91,332	669,633	332,497	9,398,840
山北町	115	828	8,570,358	153,089	545,918	338,055	9,607,420
開成町	98	549	6,686,580	164,999	414,076	229,605	7,495,260
箱根町	36	347	4,351,189	773,450	441,110	67,361	5,633,110
真鶴町	45	341	3,172,752	35,534	85,563	231,431	3,525,280
湯河原町	98	692	7,092,897	138,916	423,924	275,613	7,931,350
愛川町	95	798	7,121,907	67,808	379,149	344,366	7,913,230
清川村	2	14	199,359	8,706	13,445	0	221,510
県合計	52,691	389,461	3,846,303,891	83,878,774	223,059,486	214,287,735	4,367,529,886
市計	51,089	377,317	3,724,123,085	80,627,976	214,904,607	209,052,838	4,228,708,506
町村計	1,602	12,144	122,180,806	3,250,798	8,154,879	5,234,897	138,821,380

表 8-3-1-7 現金給付費 (総合計)

	件数(件)	費用額 (円)					【平成29年度】				【前年度】			
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	計	被保険者数(人)	現金給付費(円)	一人あたり現金給付費(円)	被保険者数(人)	現金給付費(円)	一人あたり現金給付費(円)		
横浜 市	417,306	10,011,458,823	80,726	-3,476,971,206	113,132,432	6,647,700,775	421,578	10,011,639,549	23,748	403,862	9,561,703,243	23,676		
川崎 市	145,050	3,652,261,874	11,078	-1,212,490,992	43,233,388	2,483,015,348	131,617	3,652,272,952	27,749	126,084	3,532,232,237	28,015		
相模原 市	80,823	1,607,019,165	0	-459,780,015	1,793,168	1,149,032,318	78,590	1,607,019,165	20,448	73,548	1,544,059,632	20,994		
横須賀 市	53,144	1,208,099,678	0	-406,553,519	971,642	802,517,801	60,974	1,208,099,678	19,813	58,532	1,181,660,055	20,188		
平塚 市	30,256	693,191,004	0	-199,603,205	829,352	494,417,151	31,728	693,191,004	21,848	30,220	683,151,572	22,606		
鎌倉 市	27,950	722,509,810	0	-270,243,761	566,198	452,832,247	28,869	722,509,810	25,027	28,013	676,990,356	24,167		
藤沢 市	51,804	1,131,639,647	0	-362,575,857	1,958,080	771,021,870	48,895	1,131,639,647	23,144	46,404	1,052,514,409	22,682		
小田原 市	19,560	445,099,651	0	-180,049,117	289,074	265,339,608	26,387	445,099,651	16,868	25,486	439,876,853	17,260		
茅ヶ崎 市	32,991	651,084,713	0	-175,635,171	924,063	476,373,605	29,862	651,084,713	21,803	28,389	645,566,423	22,740		
逗子 市	10,308	269,616,274	0	-89,536,771	172,762	180,252,265	10,009	269,616,274	26,937	9,698	243,353,749	25,093		
三浦 市	7,505	162,290,384	0	-54,222,876	154,382	108,221,890	8,060	162,290,384	20,135	7,773	157,995,419	20,326		
秦野 市	14,928	343,575,456	0	-117,834,022	256,430	225,997,864	19,539	343,575,456	17,584	18,284	331,856,519	18,150		
厚木 市	16,742	389,654,782	0	-140,791,076	256,280	249,119,986	22,937	389,654,782	16,988	21,337	372,363,531	17,452		
大和市	26,679	519,356,578	0	-147,044,042	502,002	372,814,538	24,705	519,356,578	21,022	23,194	464,943,418	20,046		
伊勢原 市	9,719	218,021,377	0	-69,647,751	212,396	148,586,022	11,468	218,021,377	19,011	10,772	214,806,677	19,941		
海老名 市	10,671	243,080,321	0	-80,925,701	238,202	162,392,822	13,704	243,080,321	17,738	12,774	221,510,008	17,341		
座間 市	11,145	260,648,829	0	-90,955,550	191,147	169,712,426	14,134	260,648,829	18,441	13,201	231,617,595	17,545		
南足柄 市	4,185	95,751,887	0	-31,479,117	144,115	64,416,885	6,361	95,751,887	15,053	6,002	89,521,901	14,915		
綾瀬 市	7,943	173,824,188	0	-56,691,743	85,679	117,218,124	9,784	173,824,188	17,766	8,998	152,286,892	16,925		
葉山 町	4,644	130,582,633	0	-41,709,676	21,345	88,894,302	5,234	130,582,633	24,949	5,035	127,743,810	25,371		
寒川 町	4,492	109,211,070	0	-34,271,841	61,691	75,000,920	5,396	109,211,070	20,239	5,015	102,519,038	20,442		
大磯 町	3,635	96,329,132	0	-37,298,928	122,073	59,152,277	5,207	96,329,132	18,500	4,954	92,292,712	18,630		
二宮 町	3,189	93,631,642	0	-31,117,106	35,160	62,549,696	4,817	93,631,642	19,438	4,617	100,719,891	21,815		
中井 町	783	22,313,855	0	-7,863,884	0	14,449,971	1,292	22,313,855	17,271	1,230	21,857,487	17,770		
大井 町	1,284	40,226,281	0	-13,530,759	0	26,695,522	2,040	40,226,281	19,719	1,920	39,280,968	20,459		
松田 町	1,148	34,620,578	0	-12,412,708	2,824	22,210,694	1,823	34,620,578	18,991	1,776	32,681,158	18,402		
開成 町	1,329	31,875,751	0	-11,983,421	320	19,892,650	1,960	31,875,751	16,263	1,948	29,516,954	15,152		
箱根 町	1,112	26,188,928	0	-9,710,945	13,264	16,491,247	1,978	26,188,928	13,240	1,858	27,473,596	14,787		
真鶴 町	966	31,502,437	0	-18,702,590	13,183	12,813,030	1,995	31,502,437	15,791	1,952	32,413,196	16,605		
湯河原 町	3,492	80,133,147	0	-35,873,075	64,223	44,324,295	4,735	80,133,147	16,924	4,549	76,677,347	16,856		
愛川 町	3,206	70,771,425	0	-23,034,102	35,817	47,773,140	4,655	70,771,425	15,203	4,370	65,146,509	14,908		
清川 村	159	6,537,661	0	-2,867,247	1,130	3,671,544	425	6,537,661	15,383	401	6,842,783	17,064		
県合 計	1,009,112	23,591,210,711	91,804	-7,910,798,913	166,113,358	15,846,616,960	1,042,225	23,591,302,515	22,636	993,631	22,573,708,935	22,718		
市 計	978,709	22,798,184,441	91,804	-7,623,031,492	165,738,792	15,340,983,545	999,199	22,798,276,245	22,817	952,571	21,798,010,489	22,883		
町 村 計	30,403	793,026,270	0	-287,767,421	374,566	505,633,415	43,025	793,026,270	18,432	41,060	775,698,446	18,892		

※ 被保険者が一部負担金として負担した費用のうち、高額療養費、高額介護合算療養費、食事・生活療養費等として現金給付をしたものについては、一部負担金から減額し保険者負担分に計上しているため、マイナス表記としている。

※ 費用額のうち、保険者負担分と高額療養費を足した金額を現金給付費として計上している。

※ 1人あたり現金給付費は、当該年度の現金給付費を当該年度の被保険者数の年度平均で除したものである。なお、被保険者数の年度平均は、各月末の被保険者数の和を12で除して算出。

※ 1人あたり現金給付費の端数処理については、平成25年度から小数点以下を四捨五入としている。

表8-3-18 現金給付費（一般診療、高額療養費、高額介護合算療養費）

	一般診療				高額療養費				高額介護合算療養費					
	件数 (件)	費用額(円)			※件数 (件)	費用額(円)			件数 (件)	費用額(円)				
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金		他法負担分	計	保険者負担分		一部負担金	計	保険者負担分	一部負担金	計
横浜 市	414	15,690,879	0	2,080,464	0	17,771,343	0	3,656,266,587	-3,656,266,587	0	27,866	469,931,701	-469,931,701	0
川崎 市	125	4,617,149	0	1,051,261	0	5,668,410	0	1,291,175,775	-1,291,175,775	0	8,897	165,229,194	-165,229,194	0
相模原 市	52	3,918,199	0	550,704	0	4,468,903	0	519,678,655	-519,678,655	0	4,191	63,654,259	-63,654,259	0
横須賀 市	54	949,282	0	110,738	0	1,060,020	0	444,027,375	-444,027,375	0	3,182	46,427,911	-46,427,911	0
平塚 市	12	152,768	0	19,692	0	172,460	0	221,838,486	-221,838,486	0	1,747	26,626,558	-26,626,558	0
鎌倉 市	23	1,636,749	0	195,811	0	1,832,560	0	285,136,085	-285,136,085	0	1,828	37,692,565	-37,692,565	0
藤沢 市	38	967,517	0	149,236	0	1,116,753	0	396,212,946	-396,212,946	0	2,760	50,574,424	-50,574,424	0
小田原 市	9	99,490	0	23,230	0	122,720	0	186,344,728	-186,344,728	0	1,323	20,886,969	-20,886,969	0
茅ヶ崎 市	14	729,869	0	91,210	0	821,079	0	204,127,567	-204,127,567	0	1,404	24,397,555	-24,397,555	0
逗子 市	8	99,993	0	14,897	0	114,890	0	96,526,170	-96,526,170	0	585	10,082,968	-10,082,968	0
三浦 市	1	13,257	0	1,473	0	14,730	0	59,396,363	-59,396,363	0	491	6,463,613	-6,463,613	0
秦野 市	7	83,992	0	16,088	0	100,080	0	127,531,149	-127,531,149	0	1,066	14,723,690	-14,723,690	0
厚木 市	8	127,647	0	14,183	0	141,830	0	151,702,466	-151,702,466	0	1,020	15,829,702	-15,829,702	0
大和市	6	121,141	0	12,962	0	134,103	0	164,706,273	-164,706,273	0	1,245	22,220,090	-22,220,090	0
伊勢原 市	2	26,847	0	2,983	0	29,830	0	75,092,560	-75,092,560	0	652	9,176,904	-9,176,904	0
海老名 市	4	47,232	0	5,248	0	52,480	0	88,951,091	-88,951,091	0	613	9,737,290	-9,737,290	0
座間 市	8	155,639	0	22,191	0	177,830	0	99,147,443	-99,147,443	0	681	9,389,463	-9,389,463	0
南足柄 市	2	7,812	0	868	0	8,680	0	34,966,454	-34,966,454	0	235	3,159,731	-3,159,731	0
綾瀬 市	3	70,860	0	8,860	0	79,720	0	63,166,266	-63,166,266	0	403	6,173,958	-6,173,958	0
葉山 町	7	137,256	0	48,404	0	185,660	0	45,810,981	-45,810,981	0	333	6,286,743	-6,286,743	0
寒川 町	2	7,992	0	888	0	8,880	0	39,197,871	-39,197,871	0	218	3,588,999	-3,588,999	0
大磯 町	7	90,545	0	27,485	0	118,030	0	39,070,967	-39,070,967	0	288	4,640,233	-4,640,233	0
二宮 町	1	7,353	0	817	0	8,170	0	33,735,188	-33,735,188	0	289	4,589,784	-4,589,784	0
中井 町	1	17,541	0	1,949	0	19,490	0	8,722,922	-8,722,922	0	73	796,242	-796,242	0
大井 町	1	14,760	0	1,640	0	16,400	0	14,931,629	-14,931,629	0	72	1,499,950	-1,499,950	0
松田 町	0	0	0	0	0	0	0	13,563,817	-13,563,817	0	70	1,371,798	-1,371,798	0
山北 町	0	0	0	0	0	0	0	12,186,004	-12,186,004	0	114	1,492,582	-1,492,582	0
開成 町	2	9,864	0	1,096	0	10,960	0	10,461,594	-10,461,594	0	69	1,140,001	-1,140,001	0
箱根 町	11	83,358	0	9,262	0	92,620	0	18,326,036	-18,326,036	0	102	1,751,273	-1,751,273	0
真鶴 町	0	0	0	0	0	0	0	7,804,294	-7,804,294	0	72	976,367	-976,367	0
湯河原 町	2	7,747	0	931	0	8,678	0	38,163,999	-38,163,999	0	215	2,691,402	-2,691,402	0
愛川 町	1	2,639	0	1,131	0	3,770	0	25,314,962	-25,314,962	0	230	2,444,173	-2,444,173	0
清川 村	0	0	0	0	0	0	0	3,059,643	-3,059,643	0	11	187,889	-187,889	0
県合 計	825	29,895,377	0	4,465,702	0	34,361,079	0	8,476,344,346	-8,476,344,346	0	62,345	1,045,835,981	-1,045,835,981	0
市 計	790	29,516,322	0	4,372,099	0	33,888,421	0	8,165,994,439	-8,165,994,439	0	60,189	1,012,378,545	-1,012,378,545	0
町 村 計	35	379,055	0	93,603	0	472,658	0	310,349,907	-310,349,907	0	2,156	33,457,436	-33,457,436	0

※ 標準システムの仕様において件数の集計不可。

※ 被保険者が一部負担金として負担した費用のうち、高額療養費、高額介護合算療養費として現金給付をしたものについては、一部負担金から減額し保険者負担分に計上しているため、マイナス表記としている。

表8-3-1-19 現金給付費（補装具、柔道整復師の施術）

【平成29年度】

	補装具				※柔道整復師の施術						
	件数 (件)	費用額(円)			件数 (件)	費用額(円)					
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金 他法負担分		計	保険者負担分	高額療養費	一部負担金 他法負担分	計	
横浜 市	8,316	280,292,836	0	38,934,682	0	319,227,518	5,271,067,853	80,726	596,803,198	113,132,432	5,981,084,209
川崎 市	2,771	84,452,320	0	12,018,466	0	96,470,786	1,972,001,300	11,078	227,463,864	43,233,388	2,242,709,630
相模原 市	1,267	39,977,810	0	5,164,007	0	45,141,817	940,496,014	0	118,764,958	1,793,168	1,061,054,140
横須賀 市	972	30,988,068	0	4,041,512	0	35,029,580	646,807,053	0	80,140,490	971,642	727,919,185
平塚 市	633	18,621,050	0	2,385,215	0	21,006,265	414,479,490	0	51,366,728	829,352	466,675,570
鎌倉 市	916	26,427,758	0	4,251,506	0	30,679,264	339,251,516	0	49,287,120	566,198	389,104,834
藤沢 市	1,158	34,764,476	0	5,026,510	0	39,790,986	614,853,016	0	81,160,775	1,958,080	697,971,871
小田原 市	603	18,007,215	0	2,434,813	0	20,442,028	212,508,164	0	27,937,706	289,074	240,734,944
茅ヶ崎 市	564	19,076,108	0	2,599,038	0	21,675,146	382,865,581	0	49,676,283	924,063	433,465,927
逗子 市	220	7,743,700	0	1,118,346	0	8,862,046	130,952,920	0	17,342,424	172,762	148,468,106
三浦 市	124	3,652,259	0	441,025	0	4,093,284	80,068,536	0	9,857,433	154,382	90,080,351
秦野 市	283	8,829,027	0	1,144,291	0	9,973,318	189,189,265	0	24,457,005	256,430	213,902,700
厚木 市	466	13,349,732	0	1,781,570	0	15,131,302	182,941,649	0	23,498,696	256,280	206,696,625
大和市	362	10,921,605	0	1,543,298	0	12,464,903	307,621,184	0	39,799,580	502,002	347,922,766
伊勢原 市	197	5,679,715	0	734,840	0	6,414,555	121,003,552	0	15,375,548	212,396	136,591,496
海老名 市	278	8,357,373	0	1,155,202	0	9,512,575	126,175,022	0	15,963,182	238,202	142,376,406
座間 市	283	8,074,521	0	1,102,380	0	9,176,901	132,585,608	0	16,789,413	19,147	149,394,168
南足柄 市	105	2,826,737	0	338,006	0	3,164,743	53,231,659	0	6,535,043	144,115	59,910,817
綾瀬 市	173	4,507,749	0	551,769	0	5,059,518	93,605,692	0	11,692,628	85,679	105,383,999
葉山 町	98	3,239,981	0	534,796	0	3,774,777	67,040,001	0	9,095,148	21,345	76,156,494
寒川 町	78	2,234,412	0	295,116	0	2,529,528	62,960,236	0	8,173,610	61,691	71,195,537
大磯 町	112	3,373,673	0	462,542	0	3,836,215	47,450,022	0	5,822,539	122,073	53,394,634
二宮 町	100	3,211,306	0	395,747	0	3,607,053	51,435,779	0	6,799,809	35,160	58,270,748
中井 町	15	407,772	0	45,315	0	453,087	12,367,010	0	1,610,384	0	13,977,394
大井 町	38	1,151,961	0	171,210	0	1,323,171	22,054,886	0	2,747,565	0	24,802,451
松田 町	27	756,264	0	91,995	0	848,259	18,870,382	0	2,409,329	2,824	21,282,535
山北 町	37	1,030,284	0	126,741	0	1,157,025	15,215,025	0	2,044,785	320	17,260,130
開成 町	35	810,843	0	105,867	0	916,710	13,730,019	0	1,786,084	13,264	15,529,367
箱根 町	41	1,218,450	0	156,819	0	1,375,269	9,880,952	0	1,217,541	13,183	11,111,676
真鶴 町	37	949,102	0	105,476	0	1,054,578	9,238,481	0	1,295,047	3,536	10,537,064
湯河原 町	88	2,404,714	0	286,078	0	2,690,792	36,497,101	0	4,879,423	64,223	41,440,747
愛川 町	68	2,259,224	0	288,009	0	2,547,233	36,422,584	0	4,576,521	35,817	41,034,922
清川 村	9	237,584	0	26,404	0	263,988	988,666	0	124,555	1,130	1,114,351
県合 計	20,474	649,835,629	0	89,858,591	0	739,694,220	12,615,856,218	91,804	1,516,494,414	166,113,358	14,298,555,794
市 計	19,691	626,550,059	0	86,766,476	0	713,316,535	12,211,705,074	91,804	1,463,912,074	165,738,792	13,841,447,744
町 計	783	23,285,570	0	3,092,115	0	26,377,685	404,151,144	0	52,582,340	374,566	457,108,050

※ 標準システムの仕様において区分わけが不可能なため、受領委任払いによる「柔整」、「あんま・マッサージ」、「はり・きゅう」が混在した数値となっている。

表8-3-3-20 現金給付費（あんま・マッサージ、はり・きゅう）

【平成29年度】

	※あんま・マッサージ						※はり・きゅう					
	件数		費用額(円)		計		件数		費用額(円)		計	
	保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	他法負担分	計	保険者負担分	高額療養費	一部負担金	他法負担分	他法負担分	計
横浜市	8,622	194,285,585	0	25,582,941	0	219,868,526	5,034	88,997,115	0	11,948,415	0	100,945,530
川崎市	4,285	95,702,552	0	13,177,058	0	108,879,610	1,319	22,237,000	0	2,991,584	0	25,228,584
相模原市	992	25,519,552	0	3,653,778	0	29,173,330	696	6,964,297	0	1,123,653	0	8,087,950
横須賀市	519	12,928,878	0	1,682,810	0	14,611,688	1,020	20,819,811	0	2,491,499	0	23,311,310
平塚市	167	4,303,928	0	599,027	0	4,902,955	127	1,236,542	0	139,418	0	1,375,960
鎌倉市	897	19,424,619	0	2,357,605	0	21,782,224	659	7,646,833	0	1,093,157	0	8,739,990
藤沢市	870	18,062,823	0	2,471,183	0	20,534,006	454	7,625,479	0	977,631	0	8,603,110
小田原市	44	1,386,836	0	154,099	0	1,540,935	152	1,886,519	0	228,951	0	2,115,470
茅ヶ崎市	626	16,175,665	0	1,875,915	0	18,051,580	146	2,071,981	0	233,689	0	2,305,670
逗子市	360	8,668,101	0	1,147,044	0	9,815,145	301	3,735,199	0	474,557	0	4,209,756
三浦市	244	6,440,085	0	831,474	0	7,271,559	386	5,011,918	0	601,362	0	5,613,280
秦野市	34	572,740	0	63,645	0	636,385	58	1,040,480	0	184,840	0	1,225,320
厚木市	534	15,095,478	0	2,185,557	0	17,281,035	616	8,215,653	0	971,157	0	9,186,810
大和市	404	8,519,404	0	1,140,531	0	9,659,935	100	1,546,351	0	207,319	0	1,753,670
伊勢原市	183	3,502,087	0	389,168	0	3,891,255	40	979,128	0	108,792	0	1,087,920
海老名市	285	6,589,125	0	891,678	0	7,480,803	176	2,459,093	0	480,577	0	2,939,670
座間市	356	8,091,730	0	1,094,765	0	9,186,495	53	1,410,489	0	156,721	0	1,567,210
南足柄市	33	1,049,686	0	116,639	0	1,166,325	0	0	0	0	0	0
綾瀬市	133	4,376,459	0	486,301	0	4,862,760	56	1,386,323	0	172,947	0	1,559,270
葉山町	67	1,966,329	0	253,831	0	2,220,160	484	5,712,249	0	803,781	0	6,516,030
寒川町	26	538,222	0	63,263	0	601,485	13	430,917	0	130,893	0	561,810
大磯町	54	1,479,238	0	164,380	0	1,643,618	12	90,210	0	30,690	0	120,900
二宮町	13	590,850	0	65,655	0	656,505	0	0	0	0	0	0
中井町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大井町	11	498,147	0	55,353	0	553,500	0	0	0	0	0	0
松田町	3	55,929	0	23,971	0	79,900	0	0	0	0	0	0
山北町	35	1,327,945	0	147,550	0	1,475,495	0	0	0	0	0	0
開成町	0	0	0	0	0	0	1	2,889	0	321	0	3,210
箱根町	2	33,007	0	3,668	0	36,675	15	177,111	0	19,679	0	196,790
真鶴町	5	104,638	0	11,627	0	116,265	1	5,598	0	622	0	6,220
湯河原町	5	148,944	0	18,331	0	167,275	0	0	0	0	0	0
愛川町	78	3,252,857	0	361,448	0	3,614,305	22	475,767	0	52,863	0	528,630
清川村	12	1,096,280	0	121,815	0	1,218,095	18	967,599	0	107,511	0	1,075,110
県合計	19,899	461,787,719	0	61,192,110	0	522,979,829	11,959	193,132,551	0	25,732,629	0	218,865,180
市計	19,588	450,695,333	0	59,901,218	0	510,596,551	11,393	185,270,211	0	24,586,269	0	209,856,480
町村計	311	11,092,386	0	1,290,892	0	12,383,278	566	7,862,340	0	1,146,360	0	9,008,700

※ 受領委任払分以外の市町村申請分の数値を集計したもの。

表8-3-2-1 現金給付費（移送、その他（食事・生活療養、負担割合差額含））

【平成29年度】

	移送				その他					
	件数 (件)	費用額(円)			件数 (件)	費用額(円)				
		保険者負担分	高額療養費	一部負担金		他法負担分	他法負担金	他法負担分	計	
横滨市	5	127,191	0	0	5,556	34,799,076	0	-26,122,618	0	8,676,458
川崎市	2	33,850	0	0	2,213	16,812,734	0	-12,788,256	0	4,024,478
相模原市	0	0	0	0	945	6,810,379	0	-5,704,201	0	1,106,178
横須賀市	0	0	0	0	696	5,151,300	0	-4,565,282	0	586,018
平塚市	0	0	0	0	757	5,932,182	0	-5,648,241	0	283,941
鎌倉市	0	0	0	0	700	5,293,685	0	-4,600,310	0	693,375
藤沢市	1	15,210	0	0	1,266	8,563,756	0	-5,573,822	0	2,989,934
小田原市	0	0	0	0	566	3,979,730	0	-3,596,219	0	383,511
茅ヶ崎市	0	0	0	0	376	1,640,387	0	-1,586,184	0	54,203
逗子市	0	0	0	0	386	11,807,223	0	-3,024,901	0	8,782,322
三浦市	0	0	0	0	40	1,244,353	0	-95,667	0	1,148,686
秦野市	0	0	0	0	224	1,605,113	0	-1,445,052	0	160,061
厚木市	0	0	0	0	292	2,392,455	0	-1,710,071	0	682,384
大和市	0	0	0	0	457	3,700,530	0	-2,821,369	0	879,161
伊勢原市	0	0	0	0	216	2,560,584	0	-1,989,618	0	570,966
海老名市	0	0	0	0	95	764,095	0	-733,207	0	30,888
座間市	0	0	0	0	413	1,793,936	0	-1,584,114	0	209,822
南足柄市	0	0	0	0	46	509,808	0	-343,488	0	166,320
綾瀬市	0	0	0	0	117	536,881	0	-264,024	0	272,857
葉山町	0	0	0	0	127	389,093	0	-347,912	0	41,181
寒川町	0	0	0	0	26	252,421	0	-148,741	0	103,680
大磯町	0	0	0	0	23	134,244	0	-95,364	0	38,880
二宮町	0	0	0	0	16	61,382	0	-54,162	0	7,220
中井町	0	0	0	0	2	2,368	0	-2,368	0	0
大井町	0	0	0	0	21	74,948	0	-74,948	0	0
松田町	0	0	0	0	1	2,388	0	-2,388	0	0
山北町	0	0	0	0	197	623,911	0	-623,911	0	0
開成町	0	0	0	0	4	33,718	0	-2,718	0	31,000
箱根町	0	0	0	0	10	32,250	0	-32,250	0	0
真鶴町	0	0	0	0	3	23,250	0	-23,250	0	0
湯河原町	0	0	0	0	27	219,240	0	-202,437	0	16,803
愛川町	0	0	0	0	96	599,219	0	-554,939	0	44,280
清川村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
県合計	8	176,251	0	0	15,914	118,346,639	0	-86,362,032	0	31,984,607
市計	8	176,251	0	0	15,361	115,898,207	0	-84,196,644	0	31,701,563
町村計	0	0	0	0	553	2,448,432	0	-2,165,388	0	283,044

表 8-3-2 葬祭費支給件数

【平成29年度】

		4月 (件)	5月 (件)	6月 (件)	7月 (件)	8月 (件)	9月 (件)	10月 (件)	11月 (件)	12月 (件)	1月 (件)	2月 (件)	3月 (件)	合計件数 (件)	支給金額 (円)
横浜市	鶴見区	117	97	160	113	98	118	95	121	92	108	131	111	1,361	68,050,000
	神奈川区	130	110	134	100	91	105	107	105	96	106	109	122	1,315	65,750,000
	西区	53	58	61	34	46	54	49	44	44	36	48	63	590	29,500,000
	中区	67	64	77	65	48	62	53	66	62	53	90	75	782	39,100,000
	南区	110	115	152	99	93	94	102	111	91	115	94	142	1,318	65,900,000
	保土ヶ谷区	125	112	137	101	100	108	103	108	93	104	146	133	1,370	68,500,000
	磯子区	100	73	111	83	74	81	81	94	111	71	85	120	1,084	54,200,000
	金沢区	123	108	135	113	105	101	85	108	81	123	132	140	1,354	67,700,000
	港北区	145	136	146	135	128	152	135	166	119	127	138	138	1,665	83,250,000
	戸塚区	151	103	160	92	98	125	111	128	119	117	160	167	1,531	76,550,000
	港南区	115	123	143	93	91	123	117	115	94	119	142	128	1,403	70,150,000
	旭区	178	136	156	141	117	162	138	152	107	137	164	169	1,757	87,850,000
	緑区	82	82	73	81	61	75	65	73	77	70	89	75	903	45,150,000
	瀬谷区	63	68	72	64	63	73	73	84	77	63	78	74	852	42,600,000
	栄区	74	73	67	47	49	55	60	77	56	65	80	65	768	38,400,000
	泉区	77	73	83	67	74	71	57	91	83	80	95	77	928	46,400,000
	青葉区	115	89	105	103	89	106	103	138	106	93	132	138	1,317	65,850,000
都筑区	74	59	85	57	52	65	53	74	55	64	71	81	790	39,500,000	
川崎市	川崎区	107	100	99	81	105	87	93	113	85	116	105	103	1,194	59,700,000
	幸区	74	71	69	63	50	83	64	79	57	56	82	88	836	41,800,000
	中原区	89	76	83	90	59	87	71	68	66	90	76	115	970	48,500,000
	高津区	61	65	81	72	58	84	70	78	60	67	71	68	835	41,750,000
	多摩区	73	64	85	63	66	80	82	83	72	59	76	77	880	44,000,000
	宮前区	81	59	80	68	56	79	56	70	63	57	76	87	832	41,600,000
	麻生区	75	63	90	58	57	64	74	90	62	67	75	94	869	43,450,000
相模原市	369	312	318	336	234	292	269	327	303	306	344	371	3,781	189,050,000	
横須賀市	344	289	307	242	235	247	241	253	259	245	274	320	3,256	162,800,000	
平塚市	147	137	189	132	130	112	132	149	133	133	174	164	1,732	86,600,000	
鎌倉市	124	115	153	97	110	128	105	130	112	119	152	120	1,465	73,250,000	
藤沢市	238	174	214	195	164	181	185	202	145	195	239	229	2,361	118,050,000	
小田原市	120	106	147	105	99	111	98	119	102	121	112	126	1,366	68,300,000	
茅ヶ崎市	102	144	126	126	88	111	108	144	97	121	116	160	1,443	72,150,000	
逗子市	51	42	53	41	30	40	44	49	35	43	57	47	532	26,600,000	
三浦市	45	48	45	31	31	25	27	47	24	37	51	44	455	22,750,000	
秦野市	91	69	95	71	62	75	73	74	66	72	92	98	938	46,900,000	
厚木市	85	93	108	82	88	72	81	77	85	90	124	106	1,091	54,550,000	
大和市	104	93	81	113	82	100	67	117	89	101	104	103	1,154	57,700,000	
伊勢原市	48	41	50	49	42	62	35	44	37	36	44	52	540	27,000,000	
海老名市	57	44	55	54	51	58	43	63	40	53	53	57	628	31,400,000	
座間市	48	43	65	56	37	51	48	68	53	54	53	57	633	31,650,000	
南足柄市	30	24	22	21	19	20	18	26	29	24	33	26	292	14,600,000	
綾瀬市	36	36	55	36	32	45	39	39	40	44	38	51	491	24,550,000	
葉山町	26	22	20	22	16	15	22	27	23	16	30	39	278	13,900,000	
寒川町	26	19	37	22	13	24	20	19	19	27	25	29	280	14,000,000	
大磯町	20	21	32	21	16	18	22	21	21	35	25	24	276	13,800,000	
二宮町	13	20	19	13	12	15	24	22	23	20	19	25	225	11,250,000	
中井町	4	9	10	8	7	4	2	2	5	1	8	8	68	3,400,000	
大井町	9	6	16	7	8	6	5	8	5	11	6	13	100	5,000,000	
松田町	5	10	10	12	8	10	11	10	6	9	5	7	103	5,150,000	
山北町	10	10	10	7	8	14	10	7	14	10	11	8	119	5,950,000	
開成町	13	2	10	8	5	7	10	11	5	6	10	12	99	4,950,000	
箱根町	19	15	13	8	8	6	6	16	5	10	8	13	127	6,350,000	
真鶴町	11	6	7	4	2	2	6	12	6	9	8	10	83	4,150,000	
湯河原町	20	19	24	19	16	25	19	19	21	12	23	23	240	12,000,000	
愛川町	22	16	24	18	15	17	19	20	16	21	15	25	228	11,400,000	
清川村	2	2	1	2	2	3	2	2	0	3	0	0	19	950,000	
県合計	4,698	4,164	4,960	4,041	3,598	4,190	3,888	4,560	3,846	4,147	4,798	5,017	51,907	2,595,350,000	

8-4 保健事業

表 8-4-1 健康診査受診者数

【平成30年3月】

	H29. 4. 1被保険者数(人)	受診者数(人)	受診率
横浜市	414,887	51,594	12.44%
川崎市	129,484	41,760	32.25%
相模原市	76,628	20,766	27.10%
横須賀市	59,974	10,437	17.40%
平塚市	31,140	11,043	35.46%
鎌倉市	28,606	10,593	37.03%
藤沢市	47,878	25,519	53.30%
小田原市	26,085	7,699	29.52%
茅ヶ崎市	29,285	14,071	48.05%
逗子市	9,882	2,551	25.81%
三浦市	7,928	1,473	18.58%
秦野市	19,021	7,053	37.08%
厚木市	22,258	8,487	38.13%
大和市	24,083	10,937	45.41%
伊勢原市	11,200	3,937	35.15%
海老名市	13,334	5,172	38.79%
座間市	13,763	5,247	38.12%
南足柄市	6,222	1,581	25.41%
綾瀬市	9,488	4,653	49.04%
葉山町	5,152	1,436	27.87%
寒川町	5,255	2,027	38.57%
大磯町	5,094	388	7.62%
二宮町	4,737	2,050	43.28%
中井町	1,267	278	21.94%
大井町	1,992	729	36.60%
松田町	1,796	276	15.37%
山北町	1,964	320	16.29%
開成町	1,929	116	6.01%
箱根町	1,979	726	36.69%
真鶴町	1,453	435	29.94%
湯河原町	4,666	1,165	24.97%
愛川町	4,542	2,198	48.39%
清川村	417	175	41.97%
県合計	1,023,389	256,892	25.10%

8-5 医療費適正化
表8-5-1 再審査状況

【平成29年度】

	4月再審査(円)	5月再審査(円)	6月再審査(円)	7月再審査(円)	8月再審査(円)	9月再審査(円)	10月再審査(円)	11月再審査(円)	12月再審査(円)	1月再審査(円)	2月再審査(円)	3月再審査(円)	合計(円)
横 浜 市	15,600,864	16,339,727	16,504,300	11,846,327	20,116,044	16,092,682	20,125,034	9,536,063	13,951,444	15,486,285	15,389,556	24,840,727	195,829,053
川 崎 市	14,856,098	11,316,477	17,837,405	7,952,538	6,988,333	12,407,686	15,671,681	9,194,098	10,138,697	7,554,869	8,392,068	8,531,059	130,841,009
相 模 原 市	1,242,005	3,406,880	2,126,759	1,112,297	6,697,800	1,119,645	23,509,606	3,573,141	3,973,031	14,739,170	1,319,142	13,325,876	76,145,352
横 須 賀 市	853,528	1,150,891	2,031,197	6,834,731	3,477,641	1,448,394	5,072,691	2,176,769	3,191,647	1,574,069	423,418	2,391,737	30,626,713
平 塚 市	479,118	-29,040	1,366,577	1,924,579	3,323,200	899,717	5,455,269	1,262,831	2,188,155	1,252,157	846,928	1,574,138	20,543,629
鎌 倉 市	1,782,327	1,507,131	1,630,266	1,209,014	323,898	4,907,902	289,349	1,262,831	371,092	1,141,648	253,199	1,442,592	16,121,249
藤 沢 市	2,155,682	2,116,904	1,235,950	408,749	1,482,285	293,805	1,360,328	274,558	1,761,340	3,076,448	557,688	776,622	15,500,359
小 田 原 市	370,827	1,401,764	3,604,337	109,227	367,326	258,353	1,574,350	98,031	217,953	2,204,140	290,169	101,460	10,597,937
茅 ヶ 崎 市	6,674,207	595,693	63,859	3,295,106	1,043,546	1,344,640	1,260,999	971,851	227,303	31,179	567,418	2,658,419	18,734,220
逗 子 市	12,800	6,424	103,508	58,608	27,355	170,913	18,780	47,140	4,848	57,001	278,410	321,963	1,107,750
三 浦 市	535,260	96,720	42,319	7,564	10,050	58,687	16,050	150	7,612	8,640	1,870	6,235	791,157
秦 野 市	3,529,680	1,287,416	855,890	678,277	723,181	760,082	5,236,525	1,127,170	1,156,090	1,077,543	2,135,817	332,828	18,900,479
厚 木 市	1,735,290	4,243,330	3,153,098	5,535,821	3,834,955	1,967,000	2,933,536	1,127,170	2,266,491	1,507,844	2,900,850	3,325,570	34,530,955
大 和 市	206,083	1,078,508	226,074	75,519	891,280	166,759	188,483	97,928	344,887	148,128	1,338,545	6,324,164	11,086,358
伊 勢 原 市	627,106	141,807	266,188	178,041	184,741	104,995	334,277	1,040,760	73,231	152,445	169,729	230,061	3,503,381
海 老 名 市	74,970	1,689,264	14,650	530	7,900	121,280	6,310	811,350	17,960	129,010	687,630	24,264	3,585,118
歴 間 市	1,711,356	652,174	598,998	611,364	475,187	1,687,467	2,523,867	887,448	360,007	1,406,806	285,056	441,578	11,641,308
南 足 柄 市	12,696	199,080	11,740	62,860	18,430	812,949	2,296,720	16,629	101,277	94,210	1,790	8,860	3,637,241
綾 瀬 市	24,910	140,416	124,290	16,000	273,790	49,545	42,180	2,300,596	40,870	65,590	65,730	5,824	3,149,741
葉 山 町	1,207,660	24,654	10,540	5,360	1,990	226,038	71,580	2,956	211,820	7,030	2,303	6,154	1,778,085
寒 川 町	466,436	693,011	1,236,833	1,173,298	441,510	1,279,073	589,913	560,388	562,687	614,284	465,677	625,867	8,708,977
大 磯 町	1,625	1,275,331	17,278	2,567,772	1,069,272	94,643	916,662	560,388	156,153	953,173	289,245	334,834	8,216,376
二 宮 町	79,704	276,366	54,012	33,844	72,906	36,534	39,919	240,024	21,991	177,866	89,304	86,839	1,209,309
中 井 町	52,734	35,867	6,427	22,273	21,220	17,079	16,200	4,969	14,868	9,162	50,757	10,638	262,194
大 井 町	50,887	16,688	259,472	15,842	31,672	37,355	8,163	2,106	30,933	16,250	4,320	12,726	486,414
松 田 町	0	5,100	0	1,870	8,890	0	3,490	0	900	0	739,000	1,303,870	2,063,120
山 北 町	5,770	4,032	14,931	22,060	0	150,299	677,292	2,569	15,120	8,361	53,195	23,090	976,719
開 成 町	99,369	297,672	208,772	70,657	126,784	134,380	1,008,280	183,341	108,680	3,559,408	243,421	107,951	6,148,715
箱 根 町	2,620	0	2,600	5,346	35,510	0	0	4,110	20,626	7,330	3,630	9,730	91,502
真 鶴 町	0	0	5,909	82,441	0	6,700	0	5,580	150	14,870	1,040	1,580	118,270
湯 河 原 町	9,520	4,140	9,630	26,880	5,265	23,763	13,240	1,344,082	11,610	2,000	107,961	68,660	1,626,751
愛 川 町	757,561	4,420	0	1,180	274,723	8,414	14,436	816,015	4,317	0	324,753	2,880	2,208,699
清 川 村	34,800	0	0	0	0	0	0	0	0	0	310	670	35,780
県 合 計	55,253,493	49,978,847	53,623,809	45,945,975	52,356,684	46,686,759	91,275,210	39,533,042	41,553,790	57,076,916	38,259,929	69,259,466	640,803,920
申出件数	10,949	8,778	9,870	9,479	9,042	8,126	11,138	9,469	8,466	8,583	7,707	10,745	112,352
査定件数	3,566	2,621	3,335	3,086	2,965	2,290	3,263	2,903	2,531	2,707	2,223	3,101	34,591

表 8-5-2 第三者行為求償状況

【平成29年度】

	第三者行為				自過失 件数(件)
	一般 求償金額(円)	現役並み所得者 求償金額(円)	計 件数(件)	計 求償金額(円)	
横浜市	296,557,248	18,819,186	1,790	315,376,434	142
川崎市	82,444,569	4,473,994	566	86,918,563	31
相模原市	63,531,692	2,396,906	439	65,928,598	27
横須賀市	41,286,690	2,944,705	251	44,231,395	22
平塚市	29,689,154	0	162	29,689,154	17
鎌倉市	3,031,991	798,060	55	3,830,051	5
藤沢市	29,792,748	1,567,354	203	31,360,102	12
小田原市	15,142,936	361,219	133	15,504,155	6
茅ヶ崎市	30,526,460	104,762	212	30,631,222	6
逗子市	1,803,783	902,882	64	2,706,665	0
三浦市	4,468,071	62,713	58	4,530,784	0
秦野市	6,533,706	60,431	35	6,594,137	4
厚木市	12,258,357	1,086,773	140	13,345,130	11
大和市	11,740,180	735,945	130	12,476,125	3
伊勢原市	17,325,672	0	67	17,325,672	0
海老名市	9,805,676	70,931	70	9,876,607	8
座間市	8,653,540	4,334,155	114	12,987,695	4
南足柄市	147,151	40,173	17	187,324	1
綾瀬市	4,647,504	790,899	44	5,438,403	4
葉山町	237,916	0	11	237,916	1
寒川町	6,572,677	0	65	6,572,677	4
大磯町	14,326,280	0	21	14,326,280	2
二宮町	3,532,754	0	8	3,532,754	2
中井町	0	0	0	0	0
大井町	1,000,311	0	3	1,000,311	0
松田町	386,236	6,181,132	80	6,567,368	1
山北町	5,475,520	0	14	5,475,520	0
開成町	0	0	0	0	0
箱根町	136,845	0	5	136,845	0
真鶴町	2,191,549	0	18	2,191,549	0
湯河原町	4,669,790	0	43	4,669,790	3
愛川町	8,522,144	0	63	8,522,144	2
清川村	0	0	0	0	1
県合計	716,439,150	45,732,220	4,881	762,171,370	319

第三者行為求償額(月別)

	調定(円)	収入(円)
4月	54,703,600	0
5月	46,703,704	54,703,600
6月	59,673,688	46,730,452
7月	69,710,375	59,646,940
8月	59,562,920	71,667,268
9月	55,878,098	56,871,164
10月	63,459,676	56,612,961
11月	72,496,788	63,459,676
12月	45,991,198	72,496,788
1月	110,538,195	45,991,198
2月	55,481,115	113,538,195
3月	67,972,013	52,481,115
4月		68,126,308
5月		0
合計	762,171,370	762,325,665
過年度繰越分	4,717,602	740,000

表 8-5-3-① 不当利得求償状況（医療機関等に対する求償） 【平成29年度】

	不当利得			
	一般	現役並み所得者	計	
	金額(円)	金額(円)	件数(件)	金額(円)
横浜市	8,516,407	283,394	4,475	8,799,801
川崎市	2,142,540	358,219	1,457	2,500,759
相模原市	1,154,791	12,309	326	1,167,100
横須賀市	3,423,915	313,836	940	3,737,751
平塚市	9,457	0	8	9,457
鎌倉市	1,842,679	350,779	5,478	2,193,458
藤沢市	564,949	29,488	882	594,437
小田原市	868	812	6	1,680
茅ヶ崎市	11,023	0	24	11,023
逗子市	318,535	20,184	549	338,719
三浦市	178,654	245	69	178,899
秦野市	770	0	1	770
厚木市	17,527	4,480	10	22,007
大和市	13,995	1,526	59	15,521
伊勢原市	270	0	1	270
海老名市	106,214	0	14	106,214
座間市	170,258	2,895	284	173,153
南足柄市	0	0	0	0
綾瀬市	11,154	248	21	11,402
葉山町	38,068	4,154	84	42,222
寒川町	350	0	1	350
大磯町	350	0	1	350
二宮町	315	0	1	315
中井町	0	0	0	0
大井町	0	0	0	0
松田町	0	0	0	0
山北町	0	0	0	0
開成町	0	0	0	0
箱根町	0	0	0	0
真鶴町	0	0	0	0
湯河原町	1,107	0	3	1,107
愛川町	0	250	2	250
清川村	0	0	0	0
県合計	18,524,196	1,382,819	14,696	19,907,015

不当利得求償額(月別)

	調定(円)	収入(円)
4月	3,418,164	969,871
5月	486,912	2,448,293
6月	1,116,614	122,880
7月	5,043,795	28
8月	0	6,160,381
9月	1,472,861	285,117
10月	300,322	1,321,523
11月	56,477	141,795
12月	0	288
1月	5,514,934	3,228,171
2月	2,612,183	2,508,452
3月	-115,247	-7,771
4月		103,324
5月		2,050
合計	19,907,015	17,284,402
過年度繰越分	53,598,202	24,625,188

表 8-5-3-② 不当利得求償状況 (被保険者等に対する求償 (負担割合相違差額))

【平成 29 年度】

	不当利得			
	一般	現役並み所得者	計	
	求償金額(円)	求償金額(円)	件数(件)	求償金額(円)
横 浜 市	197,914,280	-169,254,511	7,996	28,659,769
川 崎 市	100,629,679	-85,256,894	3,862	15,372,785
相 模 原 市	33,070,794	-29,080,659	1,173	3,990,135
横 須 賀 市	23,335,568	-20,007,283	824	3,328,285
平 塚 市	9,780,197	-8,368,563	441	1,411,634
鎌 倉 市	23,189,941	-19,196,809	1,119	3,993,132
藤 沢 市	25,304,951	-21,718,696	1,112	3,586,255
小 田 原 市	12,000,964	-10,367,752	456	1,633,212
茅 ヶ 崎 市	11,860,400	-10,290,934	341	1,569,466
逗 子 市	7,564,604	-6,715,351	171	849,253
三 浦 市	1,596,631	-1,318,715	92	277,916
秦 野 市	13,506,090	-11,664,746	539	1,841,344
厚 木 市	9,955,066	-8,477,059	403	1,478,007
大 和 市	14,321,638	-12,495,426	500	1,826,212
伊 勢 原 市	3,648,199	-3,257,243	108	390,956
海 老 名 市	4,095,695	-3,650,503	83	445,192
座 間 市	4,758,375	-3,952,388	153	805,987
南 足 柄 市	402,687	-313,201	28	89,486
綾 瀬 市	5,660,288	-4,906,426	239	753,862
葉 山 町	678,528	-527,744	49	150,784
寒 川 町	2,546,940	-2,390,276	46	156,664
大 磯 町	1,998,540	-1,554,420	146	444,120
二 宮 町	1,624,329	-1,330,951	115	293,378
中 井 町	378,099	-294,077	25	84,022
大 井 町	93,231	-72,513	6	20,718
松 田 町	1,094,869	-873,143	73	221,726
山 北 町	324,225	-252,175	49	72,050
開 成 町	40,284	-31,332	3	8,952
箱 根 町	2,806,676	-2,549,984	57	256,692
真 鶴 町	175,032	-136,136	21	38,896
湯 河 原 町	1,258,731	-1,090,453	62	168,278
愛 川 町	822,415	-639,656	77	182,759
清 川 村	16,821	-13,083	3	3,738
県 合 計	516,454,767	-442,049,102	20,372	74,405,665

不当利得求償額(月別)

	調 定 (円)	収 入 (円)
4月	4,969,271	2,617,832
5月	8,075,667	6,060,637
6月	3,437,421	3,478,313
7月	916,669	1,357,859
8月	2,908,190	3,198,916
9月	1,637,616	1,530,080
10月	5,265,371	4,014,554
11月	7,835,555	5,370,879
12月	5,008,780	4,814,222
1月	11,083,085	7,295,009
2月	5,740,996	5,933,623
3月	17,527,044	12,835,335
4月		3,548,466
5月		1,242,238
合計	74,405,665	63,297,963
過年度繰越分	78,050,419	8,849,305

表 8-5-3-③

不当利得求償状況
(被保険者等に対する求償(資格喪失後受診))

【平成29年度】

	不当利得			
	一般	現役並み所得者	件数(件)	計
	求償金額(円)	求償金額(円)		求償金額(円)
横浜市	16,031,459	2,213,072	774	18,244,531
川崎市	7,114,838	1,196,128	337	8,310,966
相模原市	3,284,162	107,555	117	3,391,717
横須賀市	1,914,895	15,505	57	1,930,400
平塚市	320,227	0	24	320,227
鎌倉市	790,273	321,703	50	1,111,976
藤沢市	826,654	47,348	64	874,002
小田原市	405,252	0	39	405,252
茅ヶ崎市	222,539	0	19	222,539
逗子市	298,841	6,598	20	305,439
三浦市	147,029	2,611	8	149,640
秦野市	103,642	62,419	14	166,061
厚木市	549,481	0	78	549,481
大和市	2,132,794	4,669	42	2,137,463
伊勢原市	486,103	6,202	9	492,305
海老名市	72,441	0	8	72,441
座間市	1,924,563	0	27	1,924,563
南足柄市	3,546	0	1	3,546
綾瀬市	1,084,721	12,026	10	1,096,747
葉山町	45,672	21,273	6	66,945
寒川町	1,209,085	0	3	1,209,085
大磯町	6,165	0	1	6,165
二宮町	80,262	0	9	80,262
中井町	0	0	0	0
大井町	61,494	0	3	61,494
松田町	0	0	0	0
山北町	0	0	0	0
開成町	0	0	0	0
箱根町	52,668	0	7	52,668
真鶴町	10,548	0	2	10,548
湯河原町	191,299	10,969	12	202,268
愛川町	6,165	0	2	6,165
清川村	0	0	0	0
県合計	39,376,818	4,028,078	1,743	43,404,896

不当利得求償額(月別)

	調定(円)	収入(円)
4月	4,950,876	751,631
5月	3,709,333	2,834,613
6月	5,562,806	3,589,082
7月	2,648,290	3,699,641
8月	5,788,477	3,346,360
9月	3,645,182	2,224,519
10月	1,193,437	3,537,403
11月	5,537,263	2,122,422
12月	3,864,472	1,797,149
1月	3,654,898	3,455,637
2月	1,506,071	2,049,084
3月	1,343,791	3,558,648
4月		1,501,717
5月		1,363,058
合計	43,404,896	35,830,964
過年度繰越分	71,314,225	4,238,057

9 各広域連合の状況

表9-1 都道府県別・年齢階層別被保険者内訳

【平成30年3月】

(単位:人)

	合計	65歳以上 75歳未満の 障がい認定者		75歳～79歳	80歳～84歳	85歳～89歳	90歳～94歳	95歳～99歳	100歳～	
		65歳～69歳	70歳～74歳							
北海道	803,930	31,397	14,897	16,500	287,654	232,717	156,179	72,634	20,189	3,160
青森県	207,242	8,775	4,642	4,133	71,228	63,827	41,242	17,533	4,107	530
岩手県	214,561	4,452	2,218	2,234	71,762	65,126	45,715	21,328	5,378	800
宮城県	304,562	3,394	1,429	1,965	107,929	91,830	63,450	29,397	7,516	1,046
秋田県	191,339	3,595	1,629	1,966	61,099	59,251	42,582	19,487	4,716	609
山形県	192,946	4,684	2,219	2,465	60,306	57,427	43,141	21,420	5,323	645
福島県	297,358	9,073	4,449	4,624	97,626	87,085	63,631	31,063	7,802	1,078
茨城県	397,283	13,979	6,864	7,115	152,998	111,469	72,956	35,571	8,973	1,337
栃木県	257,528	6,329	3,011	3,318	95,265	73,971	50,294	24,573	6,211	885
群馬県	279,618	7,128	3,347	3,781	103,695	79,228	54,822	26,541	7,022	1,182
埼玉県	859,418	10,257	4,793	5,464	381,699	256,326	136,390	57,152	15,347	2,247
千葉県	772,189	6,252	2,344	3,908	327,811	231,331	132,171	57,178	15,110	2,336
東京都	1,500,106	4,937	1,629	3,308	580,759	460,787	285,616	126,943	35,207	5,857
神奈川県	1,067,908	4,638	2,052	2,586	443,622	322,308	189,217	82,081	22,265	3,777
新潟県	370,667	4,867	2,442	2,425	124,143	109,585	79,170	39,818	11,318	1,766
富山県	175,226	7,892	3,573	4,319	60,611	49,144	34,969	16,956	4,875	779
石川県	164,961	4,737	2,158	2,579	59,099	46,555	32,859	16,202	4,727	782
福井県	119,803	1,959	936	1,023	40,480	35,209	25,539	12,586	3,500	530
山梨県	125,587	1,094	407	687	44,548	35,657	26,044	13,621	3,988	635
長野県	345,188	4,821	1,908	2,913	117,418	97,076	73,953	39,249	10,996	1,675
岐阜県	296,782	3,419	1,403	2,016	112,216	88,013	57,947	27,091	7,049	1,047
静岡県	532,201	6,766	3,237	3,529	203,340	156,051	102,350	48,718	13,048	1,928
愛知県	912,301	40,532	19,113	21,419	365,302	263,966	155,119	67,189	17,500	2,693
三重県	263,991	3,234	1,228	2,006	98,141	78,586	52,610	24,161	6,258	1,001
滋賀県	172,940	2,420	1,095	1,325	65,018	50,275	33,972	16,156	4,388	711
京都府	355,825	4,781	1,951	2,830	136,468	105,025	67,233	31,474	9,200	1,644
大阪府	1,100,075	13,403	5,718	7,685	461,412	332,804	188,991	78,760	21,292	3,413
兵庫県	755,342	15,457	5,376	10,081	287,879	222,972	143,623	64,685	17,927	2,799
奈良県	199,699	3,624	1,458	2,166	79,238	57,594	36,659	17,139	4,724	721
和歌山県	158,867	3,816	1,762	2,054	56,246	46,133	32,203	15,515	4,235	719
鳥取県	91,350	1,526	706	820	28,728	26,819	20,065	10,630	3,054	528
島根県	124,542	1,916	908	1,008	37,417	37,320	28,125	14,510	4,577	677
岡山県	285,235	2,621	973	1,648	100,089	83,550	60,391	28,815	8,403	1,366
広島県	405,519	11,150	5,297	5,853	145,881	116,378	78,448	39,593	12,044	2,025
山口県	238,674	3,126	1,333	1,793	83,894	70,381	49,155	23,883	7,066	1,169
徳島県	124,390	4,403	2,197	2,206	40,518	36,352	26,480	12,818	3,262	557
香川県	150,674	1,448	547	901	51,207	44,391	32,341	15,899	4,578	810
愛媛県	225,071	4,875	2,274	2,601	76,076	65,435	47,677	23,288	6,622	1,098
高知県	125,350	1,859	836	1,023	40,807	35,904	27,630	14,361	4,122	667
福岡県	665,924	26,184	13,118	13,066	239,574	189,958	127,728	61,668	17,833	2,979
佐賀県	123,007	1,964	934	1,030	41,233	36,035	26,222	13,150	3,742	661
長崎県	215,960	1,363	593	770	73,438	64,668	45,728	23,110	6,603	1,050
熊本県	279,174	4,023	1,847	2,176	90,224	83,193	60,254	30,940	9,100	1,440
大分県	186,216	1,582	631	951	63,006	55,516	39,881	19,928	5,465	838
宮崎県	174,482	2,507	993	1,514	57,872	52,463	37,467	18,091	5,192	890
鹿児島県	264,345	3,352	1,503	1,849	84,326	77,965	58,497	29,768	8,895	1,542
沖縄県	143,551	1,111	523	588	52,226	44,077	27,628	12,664	4,748	1,097
全国計	17,218,907	316,722	144,501	172,221	6,461,528	5,087,733	3,314,364	1,545,337	425,497	67,726

※厚生労働省HP 後期高齢者医療事業状況報告 事業月報(速報)より

表9-2 都道府県別保険料設定状況等

【平成30年6月】

	平成28年度・平成29年度 均一保険料率【注1】				平成29年度1人当たり 保険料調定額(円)【注2】	
	均等割額(円)	順位	所得割率(%)	順位		
北海道	49,809	8	10.51	5	64,659	16
青森県	40,514	40	7.41	45	40,486	46
岩手県	38,000	46	7.36	46	41,757	45
宮城県	42,480	33	8.54	33	60,917	23
秋田県	39,710	43	8.07	38	39,236	47
山形県	41,700	37	8.58	31	46,649	43
福島県	41,700	37	8.19	37	47,296	42
茨城県	39,500	44	8.00	40	57,612	29
栃木県	43,200	31	8.54	33	58,388	28
群馬県	43,600	29	8.60	29	58,994	27
埼玉県	42,070	36	8.34	35	74,542	8
千葉県	40,400	41	7.93	41	72,215	10
東京都	42,400	35	9.07	20	97,404	1
神奈川県	43,429	30	8.66	28	91,771	2
新潟県	35,300	47	7.15	47	43,685	44
富山県	43,800	27	8.60	29	60,750	24
石川県	47,520	16	9.33	14	64,532	18
福井県	43,700	28	7.90	42	56,644	31
山梨県	40,490	41	7.86	43	52,119	37
長野県	40,907	39	8.30	36	57,032	30
岐阜県	42,690	32	8.55	32	61,184	22
静岡県	39,500	44	7.85	44	63,302	20
愛知県	46,984	18	9.54	12	86,125	3
三重県	43,870	26	9.06	21	62,880	21
滋賀県	45,242	22	8.94	23	69,038	13
京都府	48,220	14	9.61	11	75,382	7
大阪府	51,649	6	10.41	6	81,539	4
兵庫県	48,297	13	10.17	7	79,962	5
奈良県	44,800	23	8.92	25	74,018	9
和歌山県	44,177	25	8.93	24	53,181	35
鳥取県	42,480	33	8.07	38	49,898	41
島根県	45,840	21	9.28	15	52,775	36
岡山県	49,200	9	9.87	10	68,145	14
広島県	44,795	24	8.97	22	70,159	12
山口県	52,390	4	10.52	4	71,335	11
徳島県	52,913	3	10.98	3	60,000	25
香川県	47,300	17	9.26	16	64,541	17
愛媛県	46,308	20	9.16	18	55,151	33
高知県	54,394	2	11.42	1	63,553	19
福岡県	56,085	1	11.17	2	77,768	6
佐賀県	51,800	5	9.88	9	59,046	26
長崎県	46,800	19	8.80	26	53,599	34
熊本県	47,900	15	9.26	16	50,312	39
大分県	48,500	10	9.52	13	55,686	32
宮崎県	48,400	12	9.08	19	50,057	40
鹿児島県	51,500	7	9.97	8	52,034	38
沖縄県	48,440	11	8.80	26	65,306	15
全国平均	45,289		9.09		70,013	
神奈川県との比	1,860		0.43		-21,758	

【注1】国公表資料：後期高齢者医療制度の平成28・29年度の保険料率等による

【注2】国公表資料：平成29年度後期高齢者医療被保険者実態調査：第6表による

10 業務指標値

区分	項目	細目	指標値	単位	備考	時点
資格	神奈川県総人口		9,161,113	人		H30.4.1
	被保険者数		1,032,544	人	県人口比 11.27%	H30.3.31
	うち障がい認定者数		4,638	人	全被保険者比 0.45%	
	被保険者構成	横浜	430,640	人	構成比 41.71%	
		川崎	134,720	人	13.05%	
		相模原	81,227	人	7.87%	
		横須賀	62,323	人	6.04%	
		市部(横須賀除く)	314,886	人	30.50%	
		町部	43,679	人	4.23%	
		清川村	433	人	0.04%	
	負担区分別被保険者数					
		現役並所得者	121,713	人	構成比 11.79%	
		一般	582,533	人	56.42%	
		低Ⅱ	184,141	人	17.83%	
		低Ⅰ	179,511	人	17.39%	
例月被保険者異動状況(3月)						
	年齢到達	9,956	人	平成29年度合計 102,016 人		
	死亡	4,721	人	54,048 人		
	転入	524	人	5,770 人		
	転出	393	人	4,321 人		
	生保廃止	69	人	828 人		
	生保開始	102	人	967 人		
減額認定者						
	年次	64,824	人		H29.8.1	
	随時	7,995	人	H29.4.1～H29.7.31認定数		
特定疾病者					H29.3.31	
		6,602	人	平成28年度事業年報C表(年間平均)		
保険料	軽減該当者					H28・29年度保険料率算定に伴う2ヵ年平均値 (H28. 1. 14:最終保険料試算の数値) ベース:被保険者見込み数(1,032,502人)
		9割減	199,357	人	19.30%	
		8.5割減	122,697	人	11.88%	
		5割減	59,418	人	5.75%	
		2割減	84,202	人	8.15%	
		被扶養者軽減	56,303	人	5.45%	
		所得割減	80,933	人	7.83%	
	限度額超過者		22,235	人	2.15%	
所得無し者		563,340	人	55.04%	「平成29年度調整交付金算定にかかるとる基礎通知等の報告」により	
例月異動賦課者		12,338	人	月平均人数(H29年度実績)		
給付	年間一人あたり医療費		871,013	円/年	平成29年度実績	H30.6.30
	例月給付費				平成29年度実績	
		療養給付費	648.5	億円/月		
		療養費(柔整・現物)	10.5	億円/月		
		療養費(柔整を除く・現金)	1.2	億円/月		
		高額療養費(現物)	23.1	億円/月		
		高額療養費(現金)	5.8	億円/月		
		高額介護合算療養費	0.7	億円/月		
		葬祭費	2.2	億円/月		
		審査支払手数料(一・特)	1.8	億円/月		
	例月処理件数(療養費)				平成29年度実績	
		支給決定件数	5,759	件/月		
		不支給決定件数	17	件/年		
		振込不能件数	22	件/月		
		再振込み件数	21	件/月		
	例月処理件数(高額療養費)				平成29年度実績	
		新規勧奨発送件数	6,942	件/月		
		再勧奨発送件数	1,000	件/月		
		支給決定件数	76,120	件/月		
		振込不能件数	902	件/月		
		再振込み件数	934	件/月		
	処理件数(高額介護合算療養費)				平成29年度実績	
		新規勧奨発送件数(年間)	66,024	件/年		
	再勧奨発送件数	3,637	件/年			
	支給決定件数	4,545	件/月			
	不支給決定件数	727	件/月			
	振込不能件数	54	件/月			
	再振込み件数	47	件/月			
例月処理件数(葬祭費)				平成29年度実績		
	支給決定件数	4,326	件/月			
	不支給決定件数	0	件/年			
	振込不能件数	22	件/月			
	再振込み件数	22	件/月			
例月レセプト枚数				平成29年度実績		
	療養給付費	2,828,529	件/月			
	療養費等(柔整を含む)	77,587	件/月			
その他	搬送便ルート拠点		59	か所	5便で搬送:15時頃までには全便到着	

1 1 用語の定義

1 1 - 1 被保険者関係

◆被保険者

神奈川県内に住所を有する75歳以上の方（生活保護受給者等を除く。）、及び65歳以上75歳未満の方のうち障がい認定を受けた方が対象となる。

◆障がい認定

65歳以上75歳未満の方で、一定程度の障がいの状態にある旨を市区町村の後期高齢者医療担当窓口申請し、後期高齢者医療広域連合で認定されると、後期高齢者医療制度の被保険者となる。平成20年3月以前に老人保健法に基づき市町村長より障がい認定を受けた方は、平成20年4月以降後期高齢者医療広域連合から認定を受けたものとみなされる。

なお、障がい認定の申請については、いつでも将来に向かって撤回することができる。

◆所得区分

所得に応じて設定される①現役並み所得者②一般③区分Ⅱ（低所得者Ⅱ）④区分Ⅰ（低所得者Ⅰ）の区分のこと。自己負担割合や1か月に医療機関等で負担する金額の上限（自己負担限度額）がそれぞれの区分で異なる。

◆自己負担割合

かかった医療費（10割）のうち、本人が何割支払うのかを表したもの。

上述の所得区分に応じて自己負担割合が決められており、後期高齢者医療制度では、現役並み所得者は3割、それ以外の方は1割負担となる。

◆基準収入額適用

所得区分が現役並み所得者であっても、前年中（1月から7月は前々年中）の被保険者並びにその属する世帯の他の被保険者の収入の合計額が、2人以上の場合520万円未満、1人の場合383万円未満であると申請し、適用された場合は一般の区分となる。

また、同一世帯内に被保険者が1人だけで、収入の合計額が383万円以上ある方でも、以下のア及びイに該当する方は、申請し、適用された場合は一般の区分となる。

ア 同一世帯内に、70歳～74歳の者が居住している。

イ 被保険者とアの方の収入の合計額が520万円未満である。

◆限度額適用・標準負担額減額認定証

低所得者が窓口負担の軽減を受けるために提示するもの。医療機関等での窓口負担には上限額が設けられているが、市町村民税非課税世帯には、この上限を低く設定している。

11-2 保険料関係

◆賦課

後期高齢者医療広域連合の行政処分として後期高齢者医療制度の被保険者に対する保険料の額を確定すること。

◆旧ただし書所得

前年の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（長期・短期譲渡所得金額等）の合計から基礎控除額33万円を控除した額。

なお、雑損失の繰越控除額は控除しない。（旧地方税法第292条第4項ただし書の課税総所得金額によって算定される。）

◆均一の保険料率

医療保険は、加入者（被保険者）が病気やケガ等のいざというときのために、加入者（被保険者）皆が保険料を負担し、支えあう相互扶助の仕組みであることから、応益性（被保険者皆が均等に負担）や応能性（被保険者の所得等に応じて負担）により区分した上で等しく負担することとして、運営の単位である都道府県で均一の保険料率（均等割額及び所得割率）としている。

なお、離島等医療の確保が著しく困難である地域や医療費が著しく低い地域の被保険者については、不均一の保険料を設定することができるが、現在の神奈川県では該当の地域がないことから、県内で均一としている。

◆均等割額

被保険者全員に均一にかかる保険料。

◆所得割額

被保険者の所得に応じてかかる保険料。

◆算出額

均等割額と所得割額を合計した額。

◆限度超過額

算出額から、限度額（平成28年度・29年度も57万円）を超えた金額。

◆給付制限による減免

被保険者又は被保険者であった者が、刑事施設、労役場等の施設に拘禁され、その期間に係る療養の給付等を行わない状況（高齢者の医療の確保に関する法律第八十九条による給付制限）に該当する場合における保険料の減免をいう。

◆収入状況による減免

所得の少ない者に係る保険料の軽減措置の適用を受けない者であって、世帯の世帯主が死亡したこと、被保険者又は世帯主が、心身に重大な障がいを受け又は長期入院したことにより、その者の収入が著しく減少したこと、被保険者又は世帯主の収入が、事業又は業務の休廃止、事業における著しい損失、失業等により著しく減少したことのいずれかに該当することにより、生活が困窮し、保険料を納付することができないと認められる場合の保険料の減免をいう。

◆特別徴収

年金からの天引きにより、保険料を徴収・納付させる方法。

◆普通徴収

納付書又は口座振替により、保険料を徴収・納付させる方法。

11-3 医療給付関係

◆費用額・医療費・診療費

診療報酬明細書等の請求点数を金額に換算したもの。(1点=10円)

高齢者の医療の確保に関する法律では、「療養の給付に要する費用の額」と定義づけている。

◆保険者負担分

【現物給付】

後期高齢者医療広域連合が負担する、保険医療機関等から請求された療養の給付に要する費用の額から被保険者が病院へ支払うべき一部負担金を控除した金額をいい、保険医療機関等に支払うこと。

【現金給付】

後期高齢者医療広域連合が負担する、療養費等の費用額から被保険者が支払う一部負担金を控除した金額をいい、柔整等施術機関および被保険者に支給すること。

◆高額療養費

医療費が著しく高額であるときに、被保険者に支給する現金給付および保険医療機関等に支払う現物給付をいう。

【高額療養費の現物給付】

被保険者が同一の月に同一の保険医療機関で療養を受けた場合に、被保険者は所得区分に応じた自己負担限度額までを支払い、超えた金額を後期高齢者医療広域連合が保険医療機関等に支払うこと。

【高額療養費の現金給付】

被保険者が、同一の月に支払った一部負担金の合計が所得区分に応じた自己負担限度額を超えた場合に、超えた金額を後期高齢者医療広域連合が被保険者に支給すること。

◆一部負担金

被保険者が保険医療機関等で支払う保険適用分の金額をいう。

所得区分に応じて、①現役並み所得者が「3割」、②一般・区分Ⅱ(低所得者Ⅱ)・区分Ⅰ(低所得者Ⅰ)が「1割」となる。

◆他法負担分

国・県・市町村が被保険者に代わって負担する、公費助成費をいう。

【このページは空白です】

平成30年 9月発行

平成30年10月5日 一部内容修正

神奈川県後期高齢者医療広域連合事務局

〒221-0052

横浜市神奈川区栄町8-1 ヨコハマポートサイドビル9階

電話：0570-001120（コールセンター）

045-440-6700（代表）

FAX：045-441-1500

E-mail：kouikirengou@union.kanagawa.lg.jp

ホームページ：https://www.union.kanagawa.lg.jp/